

令和5年3月24日
国土交通省関東地方整備局
企画部・総務部

「令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針」を策定しました

令和5年2月28日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て、工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等における令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針を策定しました。

○令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針については、別紙1、2、3参照

○実施方針の主な変更点

(工事)

- ・企業能力評価型の新設
- ・地域防災実績評価型、実績評価型の見直し
- ・段階選抜方式の見直し 等

(建設コンサルタント業務等)

- ・若手技術者の活用を評価
- ・発注者支援業務等の評価見直し 等

(役務の提供等)

- ・企画競争方式の標準的な評価点の見直し 等

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、横浜海事記者クラブ、埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部・総務部

電話：048-601-3151 (代表) FAX：048-600-1375

【全般・工事】

企画部 技術調査課 課長 荒井 幸雄 (あらい ゆきお) (内線：3251)

企画部 技術調査課 課長補佐 甲田 知正 (こうだ ともただ) (内線：3257)

【建設コンサルタント業務等】

企画部 技術管理課 課長 後閑 浩幸 (ごかん ひろゆき) (内線：3311)

企画部 技術管理課課長補佐 春山 大樹 (はるやま だいき) (内線：3313)

【役務の提供等 (企画競争)】

企画部 企画課 課長 梯 滋郎 (かけはし じろう) (内線：3151)

企画部 企画課 課長補佐 白木 聡 (しらき さとし) (内線：3159)

【役務の提供等 (総合評価)】

総務部 契約課 課長 河原 利幸 (かわはら としゆき) (内線：2511)

総務部 契約課 課長補佐 寺門 正則 (てらかど まさのり) (内線：2514)

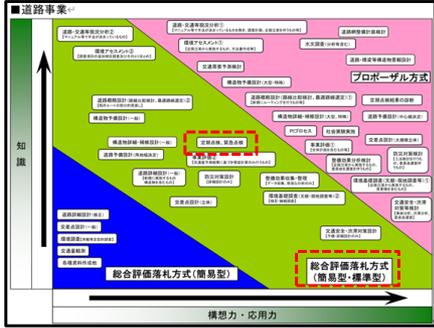
変更内容	分類	適用時期																																																			
<p>○企業能力評価型の新設</p> <p>地域インフラを支える担い手としての企業の確保や、受発注者の事務手続きの軽減の取組をより推進するため、災害協定やBCP認定の有無等地域精通度の配点割合が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設する。</p> <p>【配点表】 ◎:必須 ○:選択</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細目</th> <th>評価項目</th> <th>満点</th> <th>評価点</th> <th>選択</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">企業の技術力</td> <td rowspan="3">企業の施工能力</td> <td>同種工事の施工実績</td> <td rowspan="3">7点</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>工事成績（都県・政令市の成績も評価可能）</td> <td>3点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>優良工事表彰等</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地域精通度・地域貢献度</td> <td rowspan="5">地域精通度・地域貢献度</td> <td>近隣の施工実績</td> <td rowspan="5">10点</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>緊急時の施工体制</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>災害協定の有無</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>災害協定に基づく活動実績の有無</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>災害時の基礎的事業継続力の認定</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">自由設定項目</td> <td rowspan="4">自由設定項目</td> <td>①優良下請企業の活用</td> <td rowspan="4">3点</td> <td rowspan="4">3点</td> <td rowspan="4">○ (③④のどちらか一方は必須とし、両方選択は不可。)</td> </tr> <tr> <td>②登録基幹技能者の活用</td> </tr> <tr> <td>③若手技術者の活用</td> </tr> <tr> <td>④女性技術者の活用</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td>20点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択	企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	7点	2点	◎	工事成績（都県・政令市の成績も評価可能）	3点	◎	優良工事表彰等	2点	◎	地域精通度・地域貢献度	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績	10点	2点	◎	緊急時の施工体制	2点	◎	災害協定の有無	2点	◎	災害協定に基づく活動実績の有無	2点	◎	災害時の基礎的事業継続力の認定	2点	◎	自由設定項目	自由設定項目	①優良下請企業の活用	3点	3点	○ (③④のどちらか一方は必須とし、両方選択は不可。)	②登録基幹技能者の活用	③若手技術者の活用	④女性技術者の活用	合計			20点			新規	R5.8.1 以降の公告案件
項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択																																																
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	7点	2点	◎																																																
		工事成績（都県・政令市の成績も評価可能）		3点	◎																																																
		優良工事表彰等		2点	◎																																																
	地域精通度・地域貢献度	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績	10点	2点	◎																																															
			緊急時の施工体制		2点	◎																																															
			災害協定の有無		2点	◎																																															
			災害協定に基づく活動実績の有無		2点	◎																																															
			災害時の基礎的事業継続力の認定		2点	◎																																															
	自由設定項目	自由設定項目	①優良下請企業の活用	3点	3点	○ (③④のどちらか一方は必須とし、両方選択は不可。)																																															
			②登録基幹技能者の活用																																																		
			③若手技術者の活用																																																		
			④女性技術者の活用																																																		
	合計			20点																																																	
<p>○地域防災実績評価型、実績評価型の見直し</p> <p>「地域防災実績評価型」及び「実績評価型」は、災害活動実績を評価項目とする試行工事であるが、加点を受けられる企業の数が災害の発生状況により大きく影響されるため、これまでの加点状況を踏まえ、評価項目について、「災害協定等の有無」を必須項目とし、「企業の同種工事の施工実績」または「災害活動実績」のいずれかを選択項目とする見直しを行い、名称を「企業実績評価型」に変更して実施する。</p> <p>【令和4年度】</p> <p>【配点表】地域防災実績評価型</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業の技術力</td> <td>地域精通度 地域貢献度</td> <td rowspan="2">10点</td> </tr> <tr> <td>災害活動実績の有無</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table> <p>【令和5年度】</p> <p>【配点表】企業実績評価型 ◎:必須 ○:選択</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価項目</th> <th>満点</th> <th>評価点</th> <th>選択</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">企業の技術力</td> <td rowspan="2">企業の施工能力</td> <td rowspan="2">同種工事の施工実績</td> <td rowspan="5">10点</td> <td>4点</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>緊急時の施工体制</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域精通度・地域貢献度</td> <td>災害協定の有無</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>災害活動実績の有無</td> <td>4点</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量</td> <td>2点</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>10点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価項目	配点	企業の技術力	地域精通度 地域貢献度	10点	災害活動実績の有無	計		10点	項目	評価項目	満点	評価点	選択	企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	○	緊急時の施工体制	2点	◎	地域精通度・地域貢献度	災害協定の有無	2点	◎	災害活動実績の有無	4点	○	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量		2点	◎	合計		10点			見直し	R5.4.1 以降の公告案件											
項目	評価項目	配点																																																			
企業の技術力	地域精通度 地域貢献度	10点																																																			
	災害活動実績の有無																																																				
計		10点																																																			
項目	評価項目	満点	評価点	選択																																																	
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	○																																																
				緊急時の施工体制	2点	◎																																															
	地域精通度・地域貢献度	災害協定の有無		2点	◎																																																
		災害活動実績の有無		4点	○																																																
	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量			2点	◎																																																
合計		10点																																																			

変更内容	分類	適用時期
<p>○段階的選抜方式の見直し</p> <p>段階的選抜方式については、落札者の固定化対策としてチャレンジ枠を設定し、一次選抜者数を拡大しているが、選抜者数が多く、段階的選抜方式の効果が十分に発揮できていないことから、受発注者双方の事務負担軽減のため、チャレンジ枠の見直しを行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>【令和4年度】</p> <p>◀ 段階的選抜方式(チャレンジ枠)【試行】▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低10者選抜は固定 ・競争参加者のうち、競争参加資格を有している者数に応じて、一次選抜者数を増やす ⇒10者を越えた者の半数(切り上げ) </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>◀ 段階的選抜方式(チャレンジ枠)【試行】▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低10者選抜は固定 ・競争参加者のうち、競争参加資格を有している者数に応じて、一次選抜者数を増やす ⇒10者を越えた者の半数(切り捨て) <li style="color: red;">15者を上限とする(15者を越えない範囲の同位で切り捨て) </div> </div>	見直し	R5.4.1 以降の公告案件
<p>○技術提案評価型における新技術活用評価型 I 型の本運用化</p> <p>新技術導入促進型(I型)技術提案評価型は、工事品質、生産性、技術力の向上を図ることを目的に、新技術を用いた技術提案を求める試行である。PDCAサイクルによる検証により、新技術の活用により生産性や技術力の向上に効果があり、また本試行工事の取組によって受注者における新技術の活用の促進が図られていると考えられることから、技術提案評価型において、新技術活用評価型 I 型を本運用とし、原則全工事において新技術の提案を求め、適用する。</p>	本運用化	R5.8.1 以降の公告案件
<p>○自由設定項目の重点施策項目の見直し</p> <p>自由設定項目の「重点施策項目」について、「難工事施工実績」、「難工事功労表彰等」、に加え、担い手確保の観点から「若手技術者の活用及び資格」及び「女性技術者の活用」を設定する。(「若手技術者の活用及び資格」と「女性技術者の活用」のいずれかを必須とする)</p>	見直し	R5.8.1 以降の公告案件
<p>○若手技術者活用評価型における加点評価の対象とする資格の見直し</p> <p>建設業法の改正(令和3年4月1日施行)に伴う技術検定制度の再編により、土木施工管理技術検定の第一次検定の合格者に「技士補」の称号が付与されることとなったため、若手技術者活用評価型において加点評価の対象とする資格に、1級土木施工管理技士補および2級土木施工管理技士補を追加する。</p>	見直し	R5.8.1 以降の公告案件
<p>○評価配点(自由設定項目)の見直し</p> <p>新技術活用の原則義務化に伴い、自由設定項目の「本発注工事の関連分野における技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用」を廃止する。</p>	見直し	R5.8.1 以降の公告案件
<p>○評価配点(自由設定項目)の見直し【港湾空港関係】</p> <p>「自由項目設定(港湾空港関係)」において、「配置予定現場従事者(潜水作業管理者)の資格の有無」を追加する。</p>	見直し	R5.4.1 以降の公告案件

変更内容	分類	適用時期																																																																																						
<p>○若手技術者の活用を評価</p> <p>・若手技術者と若手技術者以外の業務経験（同種・類似業務の実績）に差がなく、若手技術者の業務成績評点は、若手技術者以外と比較する業務実績の件数が少ないため、管理(主任)技術者の「成績・表彰」の配点割合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り</p> <p>・企業は通常どおりの配点割合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">指名基準</th> <th colspan="2">技術点基準</th> </tr> <tr> <th>通常</th> <th>試行</th> <th>通常</th> <th>試行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">【企業の評価】</td> </tr> <tr> <td>資格・実績</td> <td>15</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>成績・表彰</td> <td>35</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>50</td> <td>50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">【管理(主任)技術者の評価】</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">資格・実績</td> <td>技術者資格</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>CPDの取得状況</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>同種・類似業務の実績</td> <td>10(5)</td> <td>5(3)</td> <td>13(7)</td> <td>7(4)</td> </tr> <tr> <td>若手技術者</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成績・表彰</td> <td>業務成績評点</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>優良業務表彰等</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>実施方針・実施フロー・工程計画・その他</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(例: 土木コンサル業務、地質調査業務)</p>	評価項目	指名基準		技術点基準		通常	試行	通常	試行	【企業の評価】					資格・実績	15	15			成績・表彰	35	35			小計	50	50			【管理(主任)技術者の評価】					資格・実績	技術者資格	4	4	6	6	CPDの取得状況	1	1	1	1	同種・類似業務の実績	10(5)	5(3)	13(7)	7(4)	若手技術者		5		6	小計	15	15	20	20	成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25	優良業務表彰等	5	5	5	5	小計	35	35	30	30	実施方針・実施フロー・工程計画・その他			50	50	合計	100	100	100	100	見直し	R5.8.1 以降の公告案件
評価項目		指名基準		技術点基準																																																																																				
	通常	試行	通常	試行																																																																																				
【企業の評価】																																																																																								
資格・実績	15	15																																																																																						
成績・表彰	35	35																																																																																						
小計	50	50																																																																																						
【管理(主任)技術者の評価】																																																																																								
資格・実績	技術者資格	4	4	6	6																																																																																			
	CPDの取得状況	1	1	1	1																																																																																			
	同種・類似業務の実績	10(5)	5(3)	13(7)	7(4)																																																																																			
	若手技術者		5		6																																																																																			
小計	15	15	20	20																																																																																				
成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25																																																																																			
	優良業務表彰等	5	5	5	5																																																																																			
小計	35	35	30	30																																																																																				
実施方針・実施フロー・工程計画・その他			50	50																																																																																				
合計	100	100	100	100																																																																																				

変更内容	分類	適用時期																	
<p>○発注者支援業務等の評価見直し</p> <p>・他の総合評価においても、すべての業務で管理技術者のCPD加点評価を実施しているため、発注者支援業務等の市場化テストも終了し、品質確保の観点から、継続教育を行い技術の研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">業務分野別の評価基準</th> <th rowspan="2">総合評価 (標準型)</th> </tr> <tr> <th>工事監督支援</th> <th>積算技術</th> <th>技術審査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理技術者</td> <td> ①-技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> <td> ①-技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> <td> ①-技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> <td style="text-align: center;"> ①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">継続教育取組実績 CPDの取得状況</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)	工事監督支援	積算技術	技術審査	管理技術者	①-技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①-技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①-技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2	継続教育取組実績 CPDの取得状況			1	見直し	R5.8.1 以降の公告案件
評価項目		業務分野別の評価基準				総合評価 (標準型)													
	工事監督支援	積算技術	技術審査																
管理技術者	①-技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①-技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①-技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②-RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2															
	継続教育取組実績 CPDの取得状況			1															

令和5年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【業務】

変更内容	分類	適用時期												
<p>○組合せ加点(国交省登録資格)</p> <p>・国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。</p> <p>< R5 試行における 「担当技術者」 業務 : 橋梁点検業務において、技術士+橋梁点検士 橋梁(鋼橋)による加点を実施する業務 方式 : 総合評価落札方式 技術者 : 担当技術者(技術士+橋梁点検士)</p> <p>配点順 1) の例></p> <table border="1" data-bbox="328 464 937 792"> <thead> <tr> <th>R4.8 関東地整 運用ガイドライン (登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)</th> <th>R5試行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資格)</td> <td>(配点順)</td> </tr> <tr> <td>○ 国土交通省登録技術者資格 担当:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)</td> <td>1) ○ + ①</td> </tr> <tr> <td>----- ガイドラインに下記の資格を追加し、配点を見直し</td> <td>2) ①</td> </tr> <tr> <td>① 技術士</td> <td>3) ○ + ②</td> </tr> <tr> <td>② RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)</td> <td>4) ○又は②</td> </tr> </tbody> </table> <p>※橋梁点検業務の橋梁点検士 施設分野(橋梁(鋼橋))業務(点検)とした事例としているが、業務内容に応じ、「資格が対象とする区分」を決定</p> 	R4.8 関東地整 運用ガイドライン (登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)	R5試行	(資格)	(配点順)	○ 国土交通省登録技術者資格 担当:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)	1) ○ + ①	----- ガイドラインに下記の資格を追加し、配点を見直し	2) ①	① 技術士	3) ○ + ②	② RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)	4) ○又は②	<p>新規 (試行)</p>	<p>R5.4.1 以降の公告案件</p>
R4.8 関東地整 運用ガイドライン (登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)	R5試行													
(資格)	(配点順)													
○ 国土交通省登録技術者資格 担当:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)	1) ○ + ①													
----- ガイドラインに下記の資格を追加し、配点を見直し	2) ①													
① 技術士	3) ○ + ②													
② RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)	4) ○又は②													

令和5年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【役務の提供等】

変更内容	分類	適用時期																																										
<p>【企画競争方式】 ○Web会議を活用したヒアリングの実施(試行) 企画提案書のヒアリングについて、必要に応じて実施することとし、Web会議による実施も可能とする。</p>	試行	R5.4.1 以降の公告案件																																										
<p>【企画競争方式】 ○標準的な評価点の見直し これまでWLBの評価基準を企業の評価の中に入れていたが、企画競争の評価基準とWLBの評価基準をそれぞれ算出し、合算して全体評価とする。 また、配点の合計点を企画競争100点+WLB5点=105点に見直す。</p> <p>■「高度で高い信頼性を要する業務」の場合（「高度な企画立案を要する業務」の場合も同様）</p> <p>現行</p> <table border="1" data-bbox="67 649 463 963"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>比重</th> <th>割合 配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業の評価</td> <td>-</td> <td>3割 15.9</td> </tr> <tr> <td>WLB推進</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置予定技術者の評価</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務実施方針等</td> <td>20</td> <td>7割 37.1</td> </tr> <tr> <td>特定テーマ</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table> <p>WLBの評価基準 + 企画競争の評価基準</p> <p>令和5年度見直し</p> <table border="1" data-bbox="795 649 1192 963"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>比重</th> <th>割合 配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業の評価</td> <td>-</td> <td>3割 30</td> </tr> <tr> <td>配置予定技術者の評価</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務実施方針等</td> <td>40</td> <td>7割 70</td> </tr> <tr> <td>特定テーマ</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取組指針 (WLB推進)</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table> <p>企画競争の評価基準 + WLBの評価基準</p>	評価項目	比重	割合 配点	企業の評価	-	3割 15.9	WLB推進	3		配置予定技術者の評価	15		業務実施方針等	20	7割 37.1	特定テーマ	15		合計		53	評価項目	比重	割合 配点	企業の評価	-	3割 30	配置予定技術者の評価	30		業務実施方針等	40	7割 70	特定テーマ	30		取組指針 (WLB推進)	5	5	合計		105	見直し	R5.8.1 以降の公告案件
評価項目	比重	割合 配点																																										
企業の評価	-	3割 15.9																																										
WLB推進	3																																											
配置予定技術者の評価	15																																											
業務実施方針等	20	7割 37.1																																										
特定テーマ	15																																											
合計		53																																										
評価項目	比重	割合 配点																																										
企業の評価	-	3割 30																																										
配置予定技術者の評価	30																																											
業務実施方針等	40	7割 70																																										
特定テーマ	30																																											
取組指針 (WLB推進)	5	5																																										
合計		105																																										

令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針 〔工事〕

令和5年3月

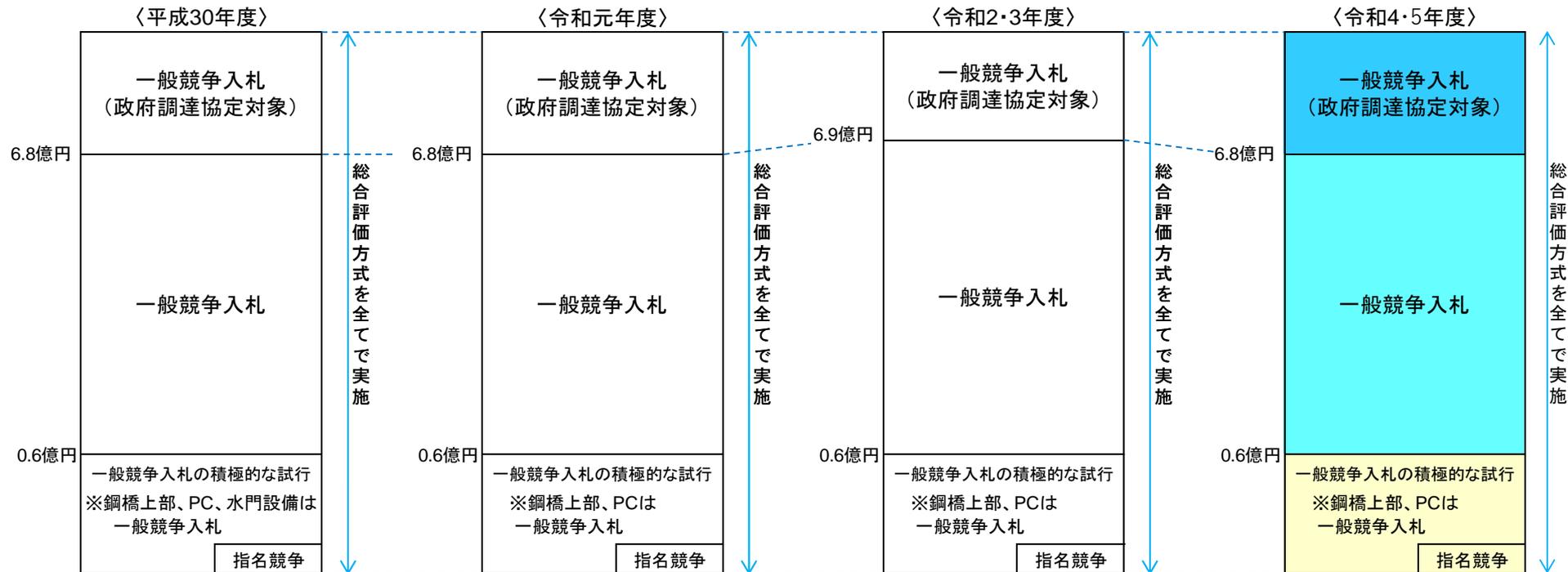
目次

1	入札・契約の運用方針	2
2	地域要件の設定	3
3	一般競争入札方式の手続きの流れ	4
4	ダンピング受注対策	5
5	効率的な運用（二極化の取組）	6
6	技術評価点の配点方針	7
7	評価配点	8
8	多様な入札契約制度等の取組	15
9	多様な総合評価型式の取組	26
10	維持修繕工事における取組	38
11	実施方針の適用時期	42

1 令和5年度 入札・契約の運用方針

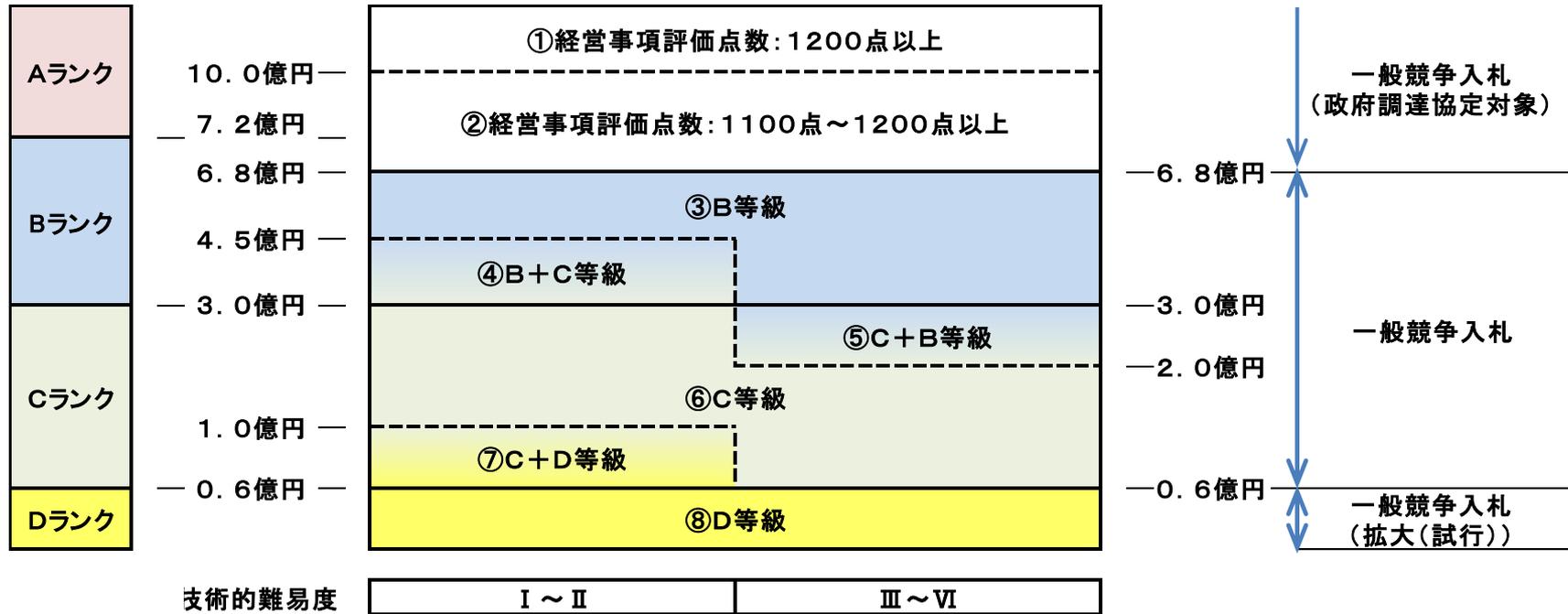
【入札・契約】

1. 一般競争入札(政府調達協定対象)
対象金額は6.8億円以上
2. 一般競争入札
6千万円以上の工事が対象(港湾空港関係は5千万円以上)
※ただし鋼橋上部・PCは全て対象
※また、6千万未満の工事についても積極的に一般競争入札を試行
3. 通常指名競争入札は、引き続き原則廃止(災害等除外)
4. 総合評価落札方式
原則全ての工事で実施
※ただし、緊急工事や工事成績を付けない作業(工事)については、除くことも可能



2 地域要件の設定

＜一般土木の場合＞



＜地域要件(本店等の所在地)＞

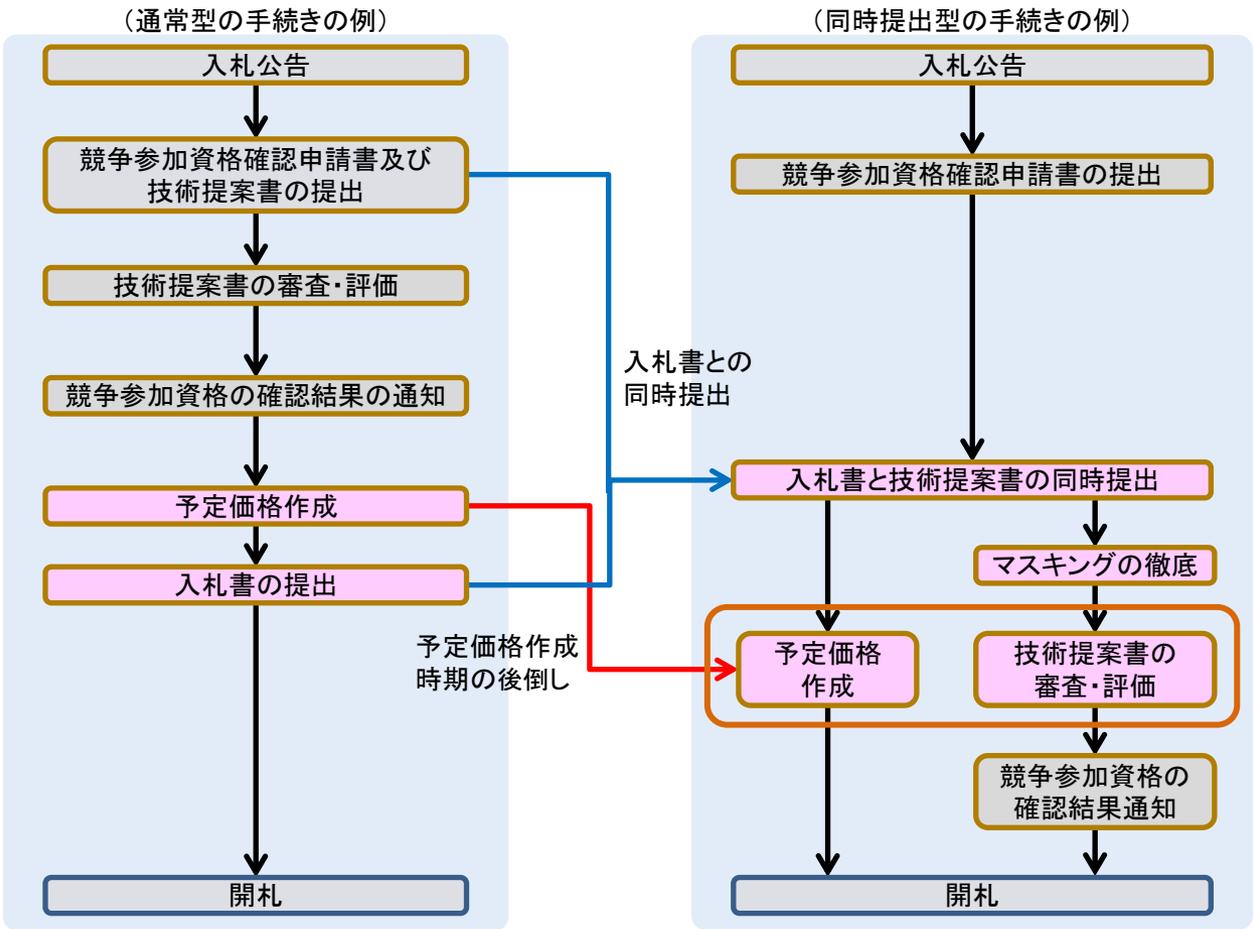
- ①,②: WTO対象のため地域要件は付さない
- ③: 関東管内に本店・支店・営業所
- ④: B業者については関東管内に本店・支店・営業所
C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑤: C業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
B業者については施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑥: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店・支店・営業所
- ⑦: C業者、D業者ともに施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店
- ⑧: 施工都県内(又は施工箇所等から0km以内)に本店

※競争性が十分に確保(対象業者数が概ね20者以上)されない場合は、以下のような運用も可能とするが、適用する場合は技術調査課と調整を行うものとする。

- ・対象等級: 直近、上下位を対象とすることも可能
- ・本店縛り: 本店(本社)・支店・営業所を対象とすることも可能

3 一般競争入札の手続きの流れ

○施工能力評価型における一般土木(予定価格6千万円以上3億円未満)を対象に、予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度の実施。



《継続》

	R2・3年度	R4年度～	
	関東地方整備局	関東地方整備局	本省
低入札調査制度	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)	1千万円以上 (原則全工事種別)
低入札調査制度 (特別重点調査) [試行]	6千万円以上 (原則全工事種別、一般競争) (港湾空港関係は、1千万円以上 全工事種別) 6千万円未満は試行	6千万円以上 (原則全工事種別、一般競争) (港湾空港関係は、1千万円以上全工事種 別) 6千万円未満は試行	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は試行
施工体制確認型 総合評価落札方式 [試行]	1千万円以上 (原則全工事種別、一般競争)	1千万円以上 (原則全工事種別、一般競争)	1億円以上 (全工事種別) 1億円未満は積極的活用
入札ボンド	3.0億円以上 (一般土木、建築) 6.9億円以上 (一般土木、建築以外)	3.0億円以上 (一般土木、建築) 6.8億円以上 (一般土木、建築以外)	3.0億円以上 (一般土木、建築) 6.8億円以上 (一般土木、建築以外)

5 総合評価落札方式の実施方針

		← 施工能力を評価する		→ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →			
		施工能力評価型		技術提案評価型			
		企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	特に配慮すべき事項への施工上の工夫について、提案を求める工事	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容		求めない (実績のみで評価)	施工計画	特に配慮すべき事項に対する施工上の工夫に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法		可・不可の二段階で評価		点数化			
ヒアリング		実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替も可)	必要に応じて実施	必須		
段階選抜		実施しない		必要に応じて実施	必須		
予定価格		標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
		II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

6 技術評価点の配点方針

- 1) 技術評価点の加算点の評価項目は、技術提案、企業の能力等、技術者の能力等、賃上げの実施に関する評価とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」とおりとする。
- 2) このうち、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合は同じことを基本とするが、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とする。(選択)
- 3) 加算点の算出方法は、各評価項目の評価点(素点)の合計点で技術評価する素点計上方式を採用する。
- 4) 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。

＜配点割合＞

■ 施工能力評価型 I型・II型

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40《30》※3(30)※4		総合評価対象 3《2》※3(2)※4
施工計画※1	企業の能力等※2 20《20》※3(15)※4	技術者の能力等 20《10》※3(15)※4	賃上げの実施に関する評価 3《2》※3(2)※4

※1 施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない(施工能力評価型I型)。

※2 地域密着工事型の地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価し、配点は8点とする。

※3 《 》の配点は、「技術者の能力等_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は「技術者の能力等」の配点を半分とし、《 》内の点数とする。

※4 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。

■ 技術提案評価型 S型

(WTO以外)	総合評価対象 60(50)※1		総合評価対象 4(3)※1
	段階的選抜対象 30(20or30)※1		
技術提案 30(30or20)※1	企業の能力等 15(10or15)※1	技術者の能力等 15(10or15)※1	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1
(WTO対象)	総合評価対象 60(50)※1	段階的選抜対象 30	総合評価対象 4(3)※1
技術提案 60(50)※1	企業の能力等※2 15	技術者の能力等※2 15	賃上げの実施に関する評価 4(3)※1

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。

※2 WTO対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

■ 技術提案評価型 A型

総合評価対象 70(50)※1	段階的選抜対象※3 40or60		総合評価対象 4(3)※1
技術提案 70(50)※1	簡易な技術提案※2 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20
			賃上げの実施に関する評価 4(3)※1

※1 ()の配点は、施工体制確認型でない場合とし、()内の点数とする。

※2 簡易な技術提案は段階的選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。

※3 段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価と施工体制(選択)のみを評価項目とする。

《継続》

◎：必須 ○：選択

7 評価配点

【施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型】

項目	細目	評価項目例	【標準タイプ】						【地域密着工事型】																					
			施工能力評価型Ⅰ型			施工能力評価型Ⅱ型			施工能力評価型Ⅰ型			施工能力評価型Ⅱ型																		
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	満点	評価点	選択																
①施工計画	簡易な施工計画	関係法令や共通仕様書等に準拠した提案である。または、関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案である。 ※必要に応じて配置予定技術者のヒアリング	可・不可(欠格)			◎			可・不可(欠格)			◎																		
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	20	5	◎	20	5	◎	20	2	○	20	2	○																
		②工事成績 ・当該工事種別での過去3年間の工事成績評価の平均点(関東地整発注) ・対象の都県・政令市発注工事の当該工事種別での過去3年間の工事成績評価(同一機関:2件)の平均点(都県・政令市発注) ※1(※国成績を有している企業は、国の成績で評価)		6			◎			6			◎		3	◎	3	◎												
		③工事成績(減点要素)(65点未満の場合) 当該工事種別のみ適用とし、適用期間は審査基準日の月から過去1年間(事故減点は原則適用外)		0~5			◎			0~5			◎		0~5	◎	0~5	◎												
		④優良工事表彰 ○優良工事表彰 ・全ての工事種別を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去1年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ※1 ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注)		3			◎			3			◎		2	◎	2	◎												
		⑤事故及び不誠実な行為		0~12			◎			0~12			◎		0~12	◎	0~12	◎												
	地域精通度 地域貢献度	⑥地域精通度(近隣地域での施工実績) 過去10年間の施工実績		20			◎			20			◎		20	◎	20	◎	20	◎	20	◎								
		⑦地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地																					2	◎	2	◎	2	◎	2	◎
		⑧地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定																					2	◎	2	◎	2	◎	2	◎
		⑨地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去3年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績																					2	◎	2	◎	2	◎	2	◎
	自由設定項目	⑩自由設定項目 ※R5重点施策項目から1つ以上選択		6			○			6			○		5 or 7	○	5 or 7	○												
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	⑪同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績 ※2 ①3段階評価時:6点 ②2段階評価時:3点のどちらか選択可能	20	6	◎	20	6	◎	20	6	◎	20	6	◎																
		⑫同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) ・過去4年間の施工実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局発注) ・対象の都県・政令市発注工事の過去4年間の施工実績(都県・政令市発注) ※1 ※2 ①で①3段階評価時の場合:6点 ②2段階評価時の場合:3点		6			◎			6			◎		6	◎	6	◎												
		⑬優秀工事技術者表彰 ・過去4年間で表彰(関東地整発注) ・都県・政令市発注工事における過去4年間の「知事表彰等」(都県・政令市発注) ※1 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点		4			◎			4			◎		4	◎	4	◎												
		⑭自由設定項目 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点		4			○			4			○		4	○	4	○												
	自由設定項目	⑭自由設定項目 ※2 ①で①3段階評価時の場合:4点 ②2段階評価時の場合:2点		4			○			4			○		4	○	4	○												
小計			40	◎	40	◎	40	◎	40	◎																				
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		3(2)																											
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-4(-3)																											
合計			43	◎	43	◎	43	◎	43	◎																				

※1 都県・政令市発注工事の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」「橋梁補修」の4工事種別。

※2 「配置予定技術者の能力⑪同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。(選択)

◎:必須 ○:選択

【技術提案評価型S型】

項目	細目	評価項目例	技術提案評価型S型(WTO以外)			技術提案評価型S型(WTO)		
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択
①技術提案	施工計画		30	30 (15)	◎ 原則1項目 ()は2項目設定した場合 (工事内容により2項目設定)			
	VE提案等の技術提案			30	30 (15)	◎ 原則1項目 (工事内容により省略又は2項目を設定)		
	工事全般の施工計画			30 (60)	30 (60)	◎ 1項目必須	(VE提案を省略した場合は()とする)	
	ヒアリング ※必要に応じて実施			※		○		
②企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績 過去15年間の施工実績	15	4	◎			
		②工事成績 当該工種での過去3年間の工事成績評価の平均点(関東地整発注)		4	◎			
		③工事成績(評価減点)(65点未満の場合) 当該工種のみ適用とし、適用期間は通知月から1年間。 事故減点は原則適用外		0~-5	◎			
		④優良工事等表彰 ○優良工事表彰 全ての工種を対象に過去1年間の「優良工事表彰」(関東地整発注) ○安全管理優良受注者表彰 本発注工事の工事種別を対象に過去1年間の「安全管理優良受注者表彰」(関東地整発注) ○国土技術開発賞の受賞 過去3年間の国土技術開発賞(最優秀賞、優秀賞、特別賞)の受賞の有無		2	◎			
		⑤事故及び不誠実な行為		0~-12	◎			
		⑥自由設定項目		5	○			
	自由設定項目	⑩自由設定項目		4	○			
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	⑦同種工事の工事経験 過去15年間の工事経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	4	◎			
		⑧同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績) 過去4年間の実績(地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合開発局発注)		4	◎			
		⑨優秀工事技術者表彰 過去4年間で表彰(関東地整発注) ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		3	◎			
	自由設定項目	⑩自由設定項目		4	○			
小計			60			60(60)		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		4(4)					
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-5(-5)					
合計			64			64(64)		

《見直し》

【フレームワークモデル工事、公募型指名競争】(試行)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目例	フレームワークモデル工事 公募型指名競争		
			満点	評価点	選択
①施工計画	簡易な施工計画				
②企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10	4	○
	地域精通度 地域貢献度	①地域精通度(緊急時の施工体制) 施工都県内等における本店所在地		2	◎
		②地域貢献度(災害協定) 施工都県内に本支店等を有する企業の、審査基準日における行政機関との災害協定		2	◎
		③地域貢献度(災害協定に基づく活動実績) 過去5年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績		4	○
	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量			2	◎
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力				
	自由設定項目				
小計			10		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		1		
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-2		
合計			11		

7 評価配点(自由設定項目)

企業の技術力

自由設定項目【最大6点(地域密着型は5点 or 7点)】

★:R5重点施策項目

- ①工事成績優秀企業認定
- ②優良下請表彰企業の活用
- ③ICT施工技術の活用(「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT浚渫工」)
※「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT浚渫工」に関わる発注方式が「施工者希望 I 型」の場合、必須項目
- ④ISO認証取得状況
- ★ ⑤難工事施工実績【必須】
- ★ ⑥難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰等【必須】
- ⑦登録基幹技能者等の活用
- ⑧災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定
- ★ ⑨若手技術者(35歳以下)の活用及び資格【最大2点】 【⑬女性技術者の活用といずれかを必須】
- ⑩本発注工事に対応する手持ち工事量【最大2点】
- ⑪ワーク・ライフ・バランス関連認定制度(段階的選抜方式(一般土木A等級、建築A等級)で必須)
- ⑫週休2日制適用工事の施工実績【4週8休以上の取組証:2点、4週8休未満の取組証:1点】
- ★ ⑬女性技術者の活用 【⑨若手技術者の活用及び資格といずれかを必須】
- ⑭「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(段階的選抜方式(一般土木A等級)で必須)
- ⑮その他自由項目
※⑨・⑩の配点は最大2点とし、それ以外の項目の配点は1点とする。
※⑫の配点は、4週8休以上の取組証:2点、4週8休未満の取組証:1点とする。

技術者の技術力

自由設定項目【最大4点《最大2点》※】 ※「配置予定技術者の能力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時

- ①資格(As舗装工事は、必須項目)
- ②過去の同種工事の工事経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④難工事施工実績
- ⑤難工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰等
- ⑥高度マネジメント経験(段階的選抜方式で選択)
- ⑦その他自由項目
※各項目の配点は1点とする。

《継続》

◎: 必須
○: 選択

港湾空港関係【施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型】

項目	細目	評価項目例	施工能力評価Ⅰ型			施工能力評価Ⅱ型		
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択
①技術提案	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	可・不可(欠格)		◎			
②企業の技術力	企業の施工能力	1)同種工事の施工実績(設計規模) 過去15年間の施工実績	20	6	◎	20	6	◎
		2)工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		6	◎		6	◎
		3)工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0~5	◎		0~5	◎
		4)優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 I-Construction大賞(国土交通大臣表彰)の有無		3	◎		3	◎
		5)安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)		0~12	◎		0~12	◎
		6)事故及び不誠実な行為		1~5	○		1~5	○
		7)自由設定項目Ⅰ		0~4	○		0~4	○
	地域精通度・貢献度	8)自由設定項目Ⅱ						
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	1)同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	20	7	◎	20	7	◎
		2)同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		7	◎		7	◎
		3)優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		4	◎		4	◎
		4)自由設定項目Ⅲ		2	○		2	○
小計			40			40		
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		3					
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)		-4					
合計			43			43		

※上記評価型式の他に以下の評価型式を実施する。
 ・施工能力評価 施工計画重視型 : 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で的確な施工を行う能力を有しているかを、簡易的な施工計画を求めて確認する工事に適用させる。

《継続》

◎: 必須
○: 選択

港湾空港関係【技術提案評価型S型】

項目	細目	評価項目例	技術提案評価S型(WTO以外)			技術提案評価S型(WTO)		
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択
①技術提案	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	30	30 (15×2)	○			
	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項		原則1項目(工事内容により2項目設定)	○			
	VE提案等の技術提案	個別VEテーマの施工計画				60	0~40	○
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等項等の技術的所見					20~60	◎
	ヒアリング ※必要に応じて実施	配置予定技術者へのヒアリング			○			○
②企業の技術力	企業の施工能力	1) 同種工事の施工実績(設計規模) 過去15年間の施工実績	15	4	◎			
		2) 工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		4	◎			
		3) 工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0~-5	◎			
		4) 優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無 i-Construction大賞(国土交通大臣表彰)の有無		2	◎			
		5) 安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)						
		6) 事故及び不誠実な行為		0~-12	◎			
		7) 自由設定項目 I		0~5	○			
	地域精通度・貢献度	8) 自由設定項目 II		0~5	○			
③配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	1) 同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績	15	5	◎			
		2) 同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		5	◎			
		3) 優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰 ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により表彰された海外実績		3	◎			
		4) 自由設定項目 III		2	○			
		小計			60			
④賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等				4			
	賃上げ基準に達していない場合等(減点)				-5			
合計				64		64		

7 評価配点(自由設定項目)

港湾空港関係

企業の技術力

自由設定項目Ⅰ(「企業の施工能力」において最大5点)

- ①当該工事に使用する作業船舶の保有状況
- ② ISO認証取得状況
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
- ④登録海上起重基幹技能者の活用
- ⑤建設マスター、建設ジュニアマスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)の活用
- ⑥ ICT活用工事(ICT活用計画)
- ⑦ 配置予定現場従事者(潜水作業管理者)の資格の有無

自由設定項目Ⅱ(「地域精通度・貢献度」において最大5点)

- ①東京湾再生推進のための環境活動状況
- ②災害時の事業継続力の認定状況
- ③災害協定締結の有無
- ④ボランティア活動による地域貢献の実績
- ⑤地元企業活用状況
- ⑥地元資材活用状況
- ⑦施工都県内における本店(支店)所在の有無
- ⑧災害時に必要となる作業船の保有
- ⑨地元作業船の活用(技術提案評価型S型を対象)

技術者の技術力

自由設定項目Ⅲ(最大2点)

- ①資格(海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者・海洋・港湾構造物設計士)
- ②同種工事の役職経験(過去4年度の役職経験)
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④配置予定技術者の当該エリアにおける工事实績(技術提案評価型S型を対象)

《見直し》

8 多様な入札契約制度等の取組

担い手の中長期的な育成・確保の促進

取組内容	取組の概要	R5年度 実施方針(案)
①監理技術者育成交代モデル工事 (令和元年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 主任(監理)技術者の専任期間に、当該工事と同様の公共事業分野(河川・道路等)の経験がある育成技術者を配置することができる方式。 交代時期以降は育成技術者に交代することができる。 	継続
②女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加要件として、主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または若手技術者の配置を求める方式。 工事実績評価期間について、産休・育児休暇を考慮。 	継続

働き方改革(受発注者の事務負担軽減)

取組内容	取組の概要	R5年度 実施方針(案)
③段階的選抜方式 (平成22年度～ 平成30年10月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。 対象は技術提案評価型S型・A型で、競争参加者が多く見込まれる工事。 1次選抜者数の拡大のため、チャレンジ枠を設定(15社を上限に見直し)。 	見直し
④一括審査方式 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 同一時期に調達を必要とする「同一規模」、「同一条件」、「同一テーマ(Ⅱ型除く)」の複数工事について、申請できる配置予定技術者を1名として同時に競争参加を求め、あらかじめ定めた順番で開札し、落札者を決定する方式。 	継続
⑤簡易確認型 (平成28年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を定める方式。 	継続
⑥技術提案簡易評価型 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。 	継続

8 多様な入札契約制度等の取組

《継続》

不調・不落対策、施工時期の平準化

【積算に関する不調・不落対策】

対策内容	対策の概要	R5年度 実施方針(案)
見積活用方式【試行】 (平成19年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 個別の現場条件が反映しきれない、実勢価格の変化が激しいなど標準積算との乖離が生じる項目について見積りを求める。 	継続
間接工事費実績変更【試行】 (平成20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議などの要因により乖離が予想される工種について、妥当性を確認し変更契約する。 	継続
日当たり作業量の補正【試行】 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 政令市等における工事において、現場条件等により作業効率が低下することへの対応として日当たり作業量の補正を行う。 	継続
工期を考慮した積算《建築関係》 (平成23年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事規模に対して工期の長い改修工事等においても適切に共通費を算定する。 発注者に帰責事由がある場合の工期延期に伴う増加費用の追加を可能とする。 	継続
地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更【試行】 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加が必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を、設計変更できる。 	継続
遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫が生じ、遠隔地から調達せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行える。 	継続
施工箇所が点在する工事の間接費の積算 (平成22年度～ 平成31年2月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所が点在する工事については、施工箇所が1kmを超えて点在する工事もしくは地域の交通環境から異なる施工箇所と見なすことが適当な工事を対象に共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する 	継続

【多様な入札契約制度に関する取組】

取組内容	取組の概要	R5年度 実施方針(案)
⑦余裕期間制度 (平成25度～ 令和元年11月一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。(契約毎に6ヶ月を越えない範囲) 余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を要しない。 	継続
⑧フレームワークモデル工事 (令和2年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 該当する複数の工事について予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加候補者名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式。 	継続
⑨不調随契の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 入札不調により契約に至らない工事について、一定条件を満たす場合には、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる随意契約(不調随契)を適切に実施。 	継続

生産性向上、技術力の向上

取組内容	取組の概要	R5年度 実施方針(案)
⑩技術提案・交渉方式 (平成27年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様の確定が困難である工事において、技術提案を公募、その審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定し、工法、価格等の交渉結果を踏まえて仕様を確定するとともに、予定価格を定め契約する方式。 	継続

【目的】

豊富な工事経験のある技術者(以下、「主任(監理)技術者」という。)が、入札参加資格要件で求めた同種工事を施工中に、同種工事経験の無い技術者(以下、「育成技術者」という。)を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保するとともに、良好な品質の社会資本を持続的に社会に供給できる体制を確保する。

【概要】

主任(監理)技術者の専任期間において、当該工事と同様の河川分野や道路分野といった公共事業での経験がある育成技術者を配置できるものとし、施工上一定の区切りとみなせる時期以降においては、育成技術者に交代することができる。

【対象工事】

「一般土木工事」「鋼橋上部工事」「プレストレスト・コンクリート工事」を対象

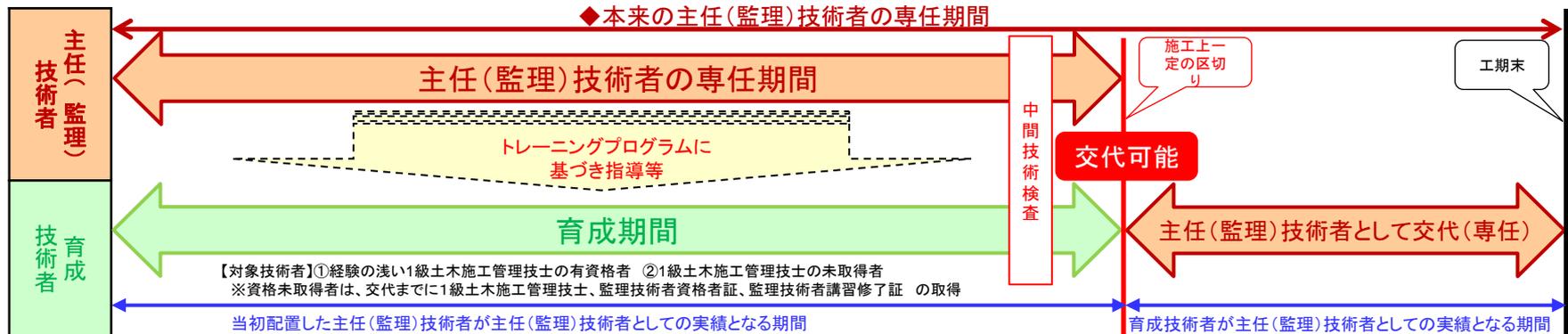
【対象技術者】

- ①経験の浅い1級土木施工管理技士の有資格者
- ②1級土木施工管理技士の未取得者

【技術者交代要件】(詳細時期は監督職員と協議して決定)

- ・主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者として当該工事に従事(育成期間)。
- ・交代までに、1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得。
- ・技術力を習得するために育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載。
- ・交代する前に中間技術検査を実施。

※監督職員は育成期間中に、検査官は中間技術検査時にトレーニングプログラムの実施状況を確認。



※当初配置した主任(監理)技術者と育成技術者共に、主任(監理)技術者として従事した期間は、主任(監理)技術者としての実績となる。

8. ②段階的選抜方式(受発注者双方の事務負担軽減)

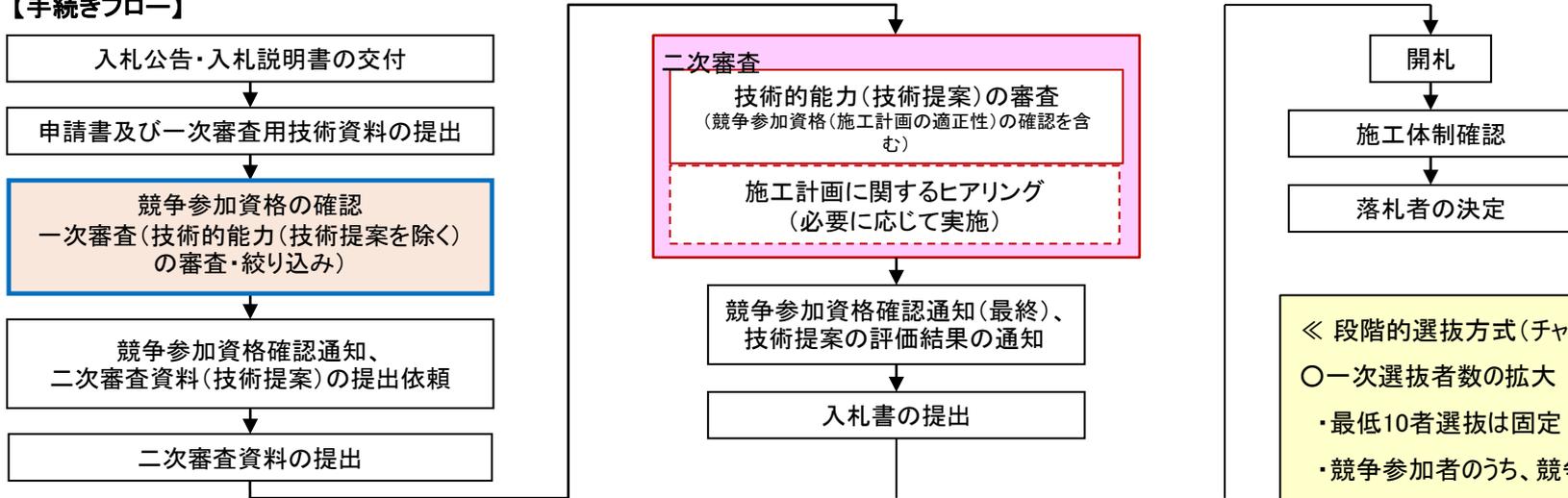
【概要】

受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次審査し、選抜された者に対し、技術提案を求め二次審査を行う方式。

これにより一次審査で選抜されなかった参加者は、配置予定技術者の拘束時間の短縮につながる。

【対象工事】 ○工事種別:全工事種別 ○技術提案評価型S型、A型(競争参加者が多く見込まれる工事)

【手続きフロー】



【配点表】

評価項目	WTO以外			WTO		
	通常方式	段階選抜方式		通常方式	段階選抜方式	
		一次審査	二次審査		一次審査	二次審査
企業の技術力	15点	15点		15点		
配置予定技術者の技術力	15点	15点		15点		
技術提案	30点		30点	60点	60点	
評価値算定における加算点(技術評価点)	60点	60点		60点	60点	

【選抜者数の基本的な考え方】

一括審査の適用	一次審査による選抜者数
なし	5~10者
あり	10~15者

《段階的選抜方式(チャレンジ枠)【試行】》

平成30年10月~

- 一次選抜者数の拡大
- ・最低10者選抜は固定
- ・競争参加者のうち、競争参加資格を有している者数に応じて、一次選抜者数を増やす
⇒10者を越えた者の半数(切り捨て)
- 15者を上限とする(15者を越えない範囲の同位で切り捨て)
- (例)競争参加者数23者の場合(全ての者が競争参加資格有)
- ⇒10(固定) + (23-10) × 0.5
- = 16.5者 → 16者(切り捨て) → 15者(上限)

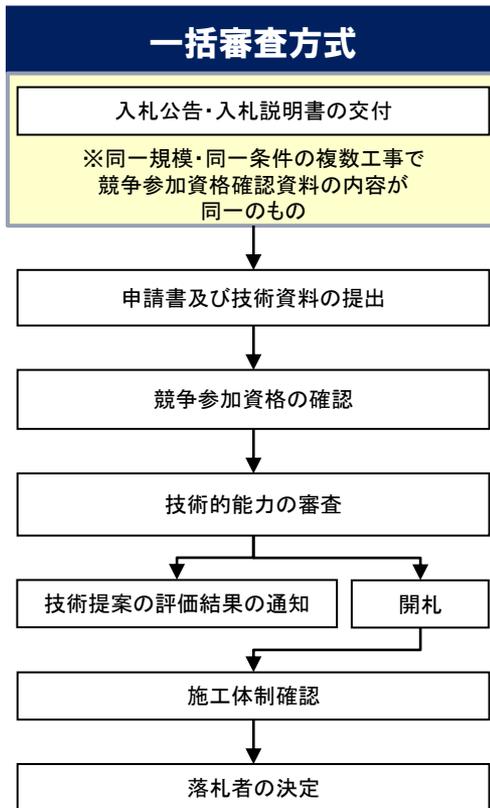
8. ③一括審査方式(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

受発注者双方の事務負担の低減を図るため、同一時期に調達を行う「同一規模」、「同一条件」の複数工事について、競争参加資格確認資料の内容を同一のものとし、あらかじめ定めた順番で開札して落札者を決定する。

なお、申請できる配置予定技術者は1名とする。



【適用条件】

以下の条件をすべて(施工能力評価型Ⅱ型※では①～⑥まで)満たす2以上の工事とする。なお、適用にあたっては、競争性の確保に十分留意が必要。

- ①支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官)が同一の工事
- ②工事の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ③業種区分及び等級が同じ工事
- ④施工地域が近接する工事(①が同じ地域内とする)
- ⑤入札契約手続きのスケジュールを同一に行うこととしている工事
- ⑥複数の競争参加者が見込まれる工事
- ⑦施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑧工事技術的難易度評価表の大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

※施工能力評価型Ⅱ型での適用

・施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ)及びロ)の条件(港湾空港関係においてはロ)の条件)を満たすことから、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施する工事において適用可。

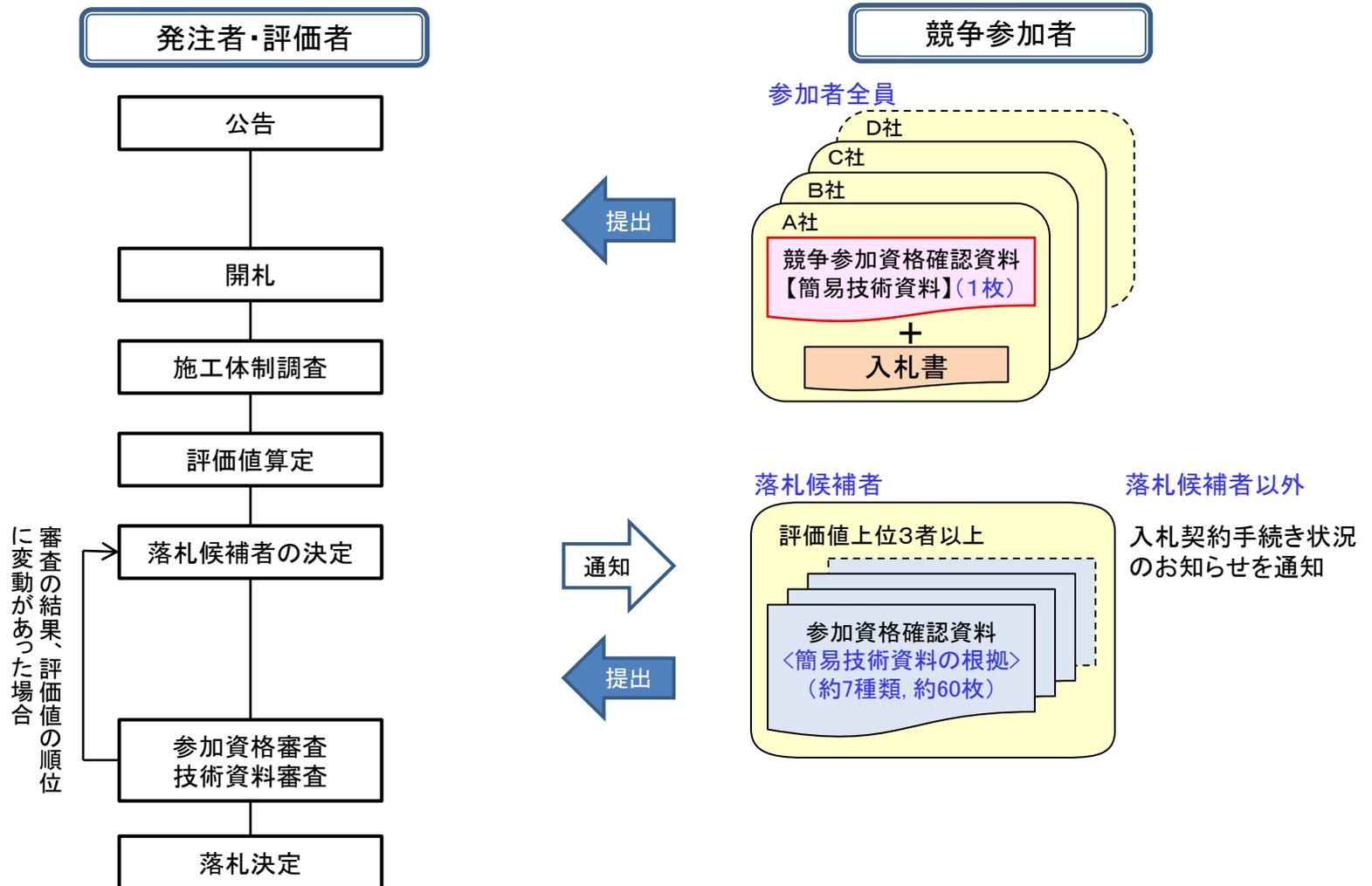
イ)1件につき予定価格が3億円未満の工事

ロ)施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

8. ④簡易確認型(受発注者双方の事務負担軽減)

【概要】

入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】(1枚)の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に競争参加資格確認資料の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認したうえで落札者を決める方式。



8. ⑤技術提案簡易評価型(受発注者双方の事務負担軽減)

《継続》

【概要】

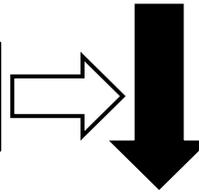
受発注者の事務量等の負担を軽減するため、求める技術提案(施工計画、VE提案)について、通常の5提案から3提案に減じて評価を行う方式。

【対象工事】 ○技術提案評価型S型

【入札説明書】

- 提案項目数※は、5項目提案するものとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から5の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)を負うものとする。なお、5項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則5項目とする。

～改正品確法第15条第2項～
技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。



- 提案項目数※は、3項目提案するものとし、記載の順に1から3までの通し番号を付けること。
- 加点評価対象は番号1から3の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した提案項目又は通し番号の記載がない提案項目については履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)を負うものとする。なお、3項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。 ※原則3項目とする。

8. ⑥ 余裕期間制度（施工時期の平準化、不調・不落対策）

【概要】

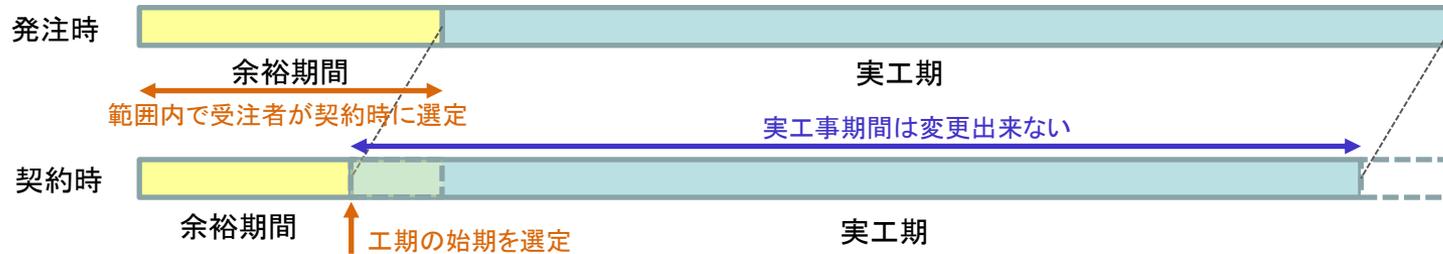
受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定。（契約毎に6ヶ月を越えない範囲）※令和元年11月より見直し
余裕期間内は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

■ 余裕期間制度

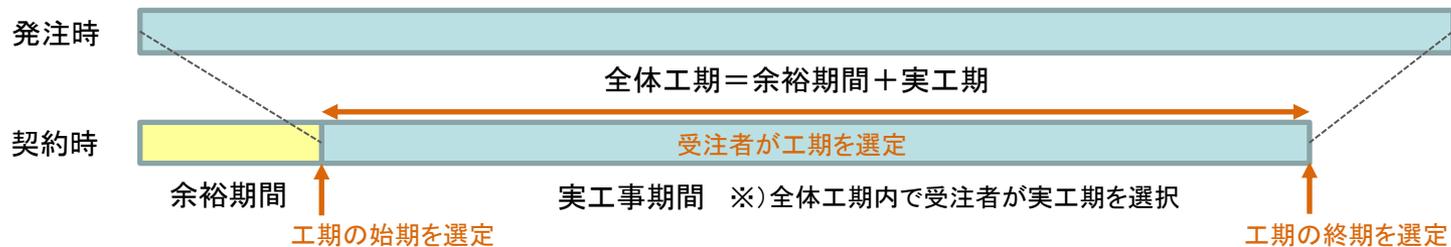
① 「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



② 「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



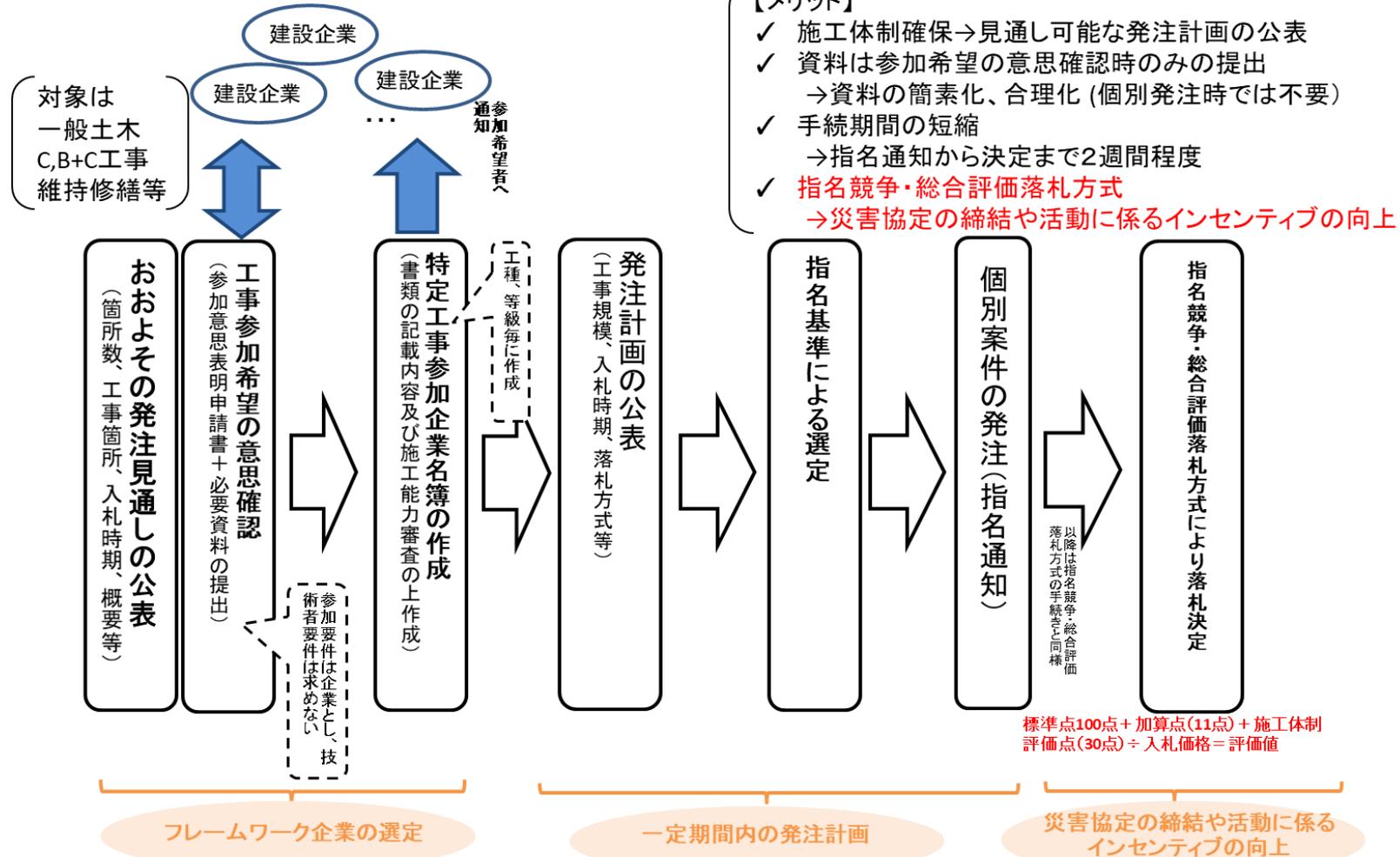
③ 「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



8. ⑦フレームワークモデル工事（施工時期の平準化、不調・不落対策）

【概要】

該当する複数の工事について予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加候補者名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式。



【メリット】

- ✓ 施工体制確保→見通し可能な発注計画の公表
- ✓ 資料は参加希望の意思確認時のみの提出
→資料の簡素化、合理化 (個別発注時では不要)
- ✓ 手続期間の短縮
→指名通知から決定まで2週間程度
- ✓ 指名競争・総合評価落札方式
→災害協定の締結や活動に係るインセンティブの向上

8. ⑧技術提案・交渉方式(生産性向上、技術力の向上(企業の技術力活用))

【概要】

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式。
品確法第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。

各契約タイプにおける手続の流れ

1. 適用工事の考え方を明記

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例: 国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例: 構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

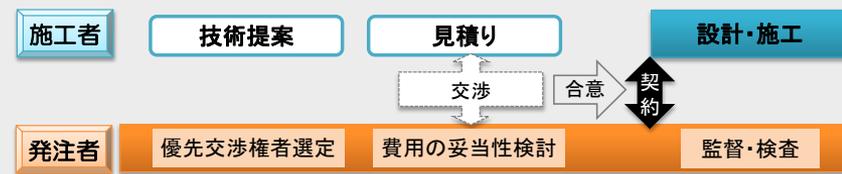
2) 技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

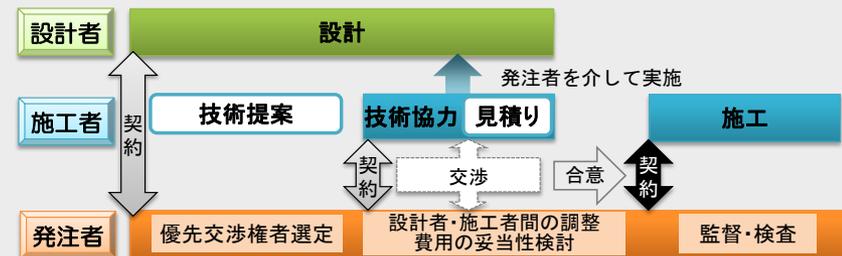
3) 設計交渉・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

1) 設計・施工一括タイプ



2) 技術協力・施工タイプ



3) 設計交渉・施工タイプ



9 多様な総合評価型式の取組

担い手の中長期的な育成・確保の促進

評価型式	取組の概要	R5年度 実施方針(案)
自治体実績チャレンジ型 (平成25年度～ 令和4年度一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都県政令市)の工事成績・表彰により評価できる方式。 工事成績や表彰実績を国と都県政令市の実績を同等に評価 	本運用化
技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 地方整備局発注工事の受注実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」等を評価。 技術提案の「簡易な施工計画」等を3段階で評価。 	継続
地域防災担い手確保型 (平成26年度～ 令和2年度一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。 (災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価) 	継続
若手技術者活用評価型 (平成25年度～ 令和4年度一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として、将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく経験を積んでもらう方式。 	継続 (適用件数拡大)
技術者育成型 (平成26年度～ 平成31年度一部見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術者の技術力の向上につなげてもらう方式。 対象工事の工事種別：一般土木・鋼橋上部・PC工事、施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型、技術提案評価型S型 	継続 (適用件数拡大)
特定専門工事審査型 (平成20年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工)において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。 	継続

9 多様な総合評価型式の取組

《新規・見直し》

担い手の中長期的な育成・確保の促進 働き方改革(受発注者の事務負担軽減)

評価型式	取組の概要	R5年度 実施方針(案)
企業能力評価型 (令和5年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 地域インフラを支える担い手としての企業を確保するため、企業の技術力のみを評価対象とし、地域精通度、地域貢献度の評価を必須とする方式。 	新規

不調・不落対策

評価型式	取組の概要	R5年度 実施方針(案)
企業実績評価型 (令和5年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等と施工実績を評価する方式。 フレームワークモデル工事や公募型指名競争入札において適用。 	見直し

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性向上

評価形式	取組の概要	R5年度 実施方針(案)
新技術導入促進型 (平成29年度～)	【新技術導入促進Ⅰ型】 <ul style="list-style-type: none"> 発注者が指定するテーマについての実用段階にある新技術(Ⅰ型)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事事質の向上を図るための方式。 	見直し (技術提案評価型 については本運用 化)
	【新技術導入促進Ⅱ型】 <ul style="list-style-type: none"> 発注者が指定するテーマについての実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術(Ⅱ型)を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事事質の向上を図るための方式。 	

9. ①自治体実績チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

- 【目的】
1. 国の工事成績を持たない地元企業の競争参加を促す方式
 2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

- 【概要】
1. 工事成績の評価 : 「企業」及び「技術者」において、国成績と都県・政令指定都市の工事成績を同等に評価
 2. 表彰の評価 : 「企業」の優良工事表彰及び「技術者」の優秀工事技術者表彰において、国表彰と都県・政令指定都市の表彰を同等に評価
 3. 地域貢献度の評価: 「災害協定の有無」及び「災害活動実績の有無」において、国の実績と都県・政令指定都市の実績を同等に評価

- 【対象工事】 ○工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕、橋梁補修 ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)
○施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型

【配点表】

◎: 必須 ○: 選択

評価項目		評価点	選択	
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	
	工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	6点	◎	
	優良工事表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	5点	◎	
	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量	4点	◎	
	地域精通度・ 地域貢献度	①近隣の施工実績	2点	◎
		②緊急時の施工体制	2点	◎
		③災害協定の有無※1	2点	◎
④災害活動実績の有無※2		2点	◎	
⑤災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	2点	◎		
計		30点		

評価項目		評価点	選択	
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	3点	◎	
	同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価)	3点	◎	
	優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価)	2点	◎	
	自由設定項目	①資格	2点	○
		②過去の同種工事経験 ③CPD取組状況 ④自由項目		
計		10点		

※1 都県・政令指定都市の災害協定についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害協定と同等に評価する。

※2 都県・政令指定都市の災害活動実績についても関東地方整備局(発注担当事務所)の災害活動実績と同等に評価する。

9. ②技術提案チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 地方整備局発注工事の受注実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式

【概要】 工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め、「施工上配慮すべき事項」を評価

○評価項目：技術提案(簡易な施工計画)(3段階評価:Ⅲ(16)、Ⅱ(8)、Ⅰ(0)、欠格)

Ⅲ(16):適切かつ具体的な施工計画である。Ⅱ(8):適切かつ具体的と標準的な施工計画の中間の施工計画である。

Ⅰ(0):標準的な施工計画である。欠格:関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案であるもの。

- ・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書の通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け評価。

- ・「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」を評価対象とする。

- ・「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

○評価方法：提案項目は3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全て ○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)

【配点表】

項目	細目	評価項目例	評価点
①技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	16点
	手持ち工事量	発注工事に対応する手持ち工事量	4点
②企業の技術力	—	—	—
③配置予定技術者の技術力	—	—	—
計			20点

9. ③地域防災担い手確保型(災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮)

《継続》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式

【概要】 「企業の技術力」の「地域精通度・地域貢献度」のみを評価する。

1. 緊急時の施工体制【3点】
2. 災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無【3点】
3. 災害協定の有無【4点】
4. 災害協定に基づく活動実績の有無【最大18点】
5. 「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」【2点】

【対象工事】 ○工事種別：全て
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む)

【配点表】

項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択
企業の技術力	地域精通度・地域貢献度	緊急時の施工体制	30点	3点	◎
		災害時の基礎的事業継続力(BCP)認定の有無		3点	◎
		災害協定の有無		4点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		18点	◎
	企業の施工能力	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量		2点	◎
合計			30点		

9. ④若手技術者活用評価型(担い手の中長期的な育成・確保)

【目的】

1. 若手技術者の活用を促す方式
2. 地域インフラを支える企業を確保するための方式

【概要】

1. 若手技術者の活用 : 主任(監理)技術者以外に35歳以下の若手技術者を配置及び有資格者※1を評価対象
(※1 主任技術者又は監理技術者となりえる国家資格)
2. 工事成績 : 都県・政令指定都市の工事成績※2も評価対象にできる
(※2 「一般土木」、「As舗装」、「維持修繕」、「橋梁補修」の4工事種別を対象)
3. 優良工事表彰の評価 : 評価対象としない。
4. 配置予定技術者の技術力 : 若手技術者の育成指導を評価

【対象工事】 ○工事種別 : 全て ○工事規模 : 分任官工事(分任官規模工事の本官含む) ○施工能力評価型 I 型・II 型

【配点表】 ◎: 必須 ○: 選択

評価項目		標準タイプ		地域密着工事型		
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○	
	工事成績	5点	◎	3点	◎	
	若手技術者の活用	3点	◎	3点	◎	
	若手技術者の資格	2点	◎	2点	◎	
	地域精進度・地域貢献度	①近隣の施工実績	—	—	2点	◎
		②緊急時の施工体制	—	—	2点	◎
		③災害協定の有無	—	—	2点	◎
		④災害活動実績の有無	—	—	2点	◎
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③新技術の活用 ④ICT施工技術の活用 ⑤ISO認証取得状況 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧登録基幹技能者の活用 ⑨BCPの認定 ⑩手持ち工事量 ⑪週休2日施工実績 ⑫女性技術者の活用 ⑬自由項目	5点	○ (⑥,⑦は◎)	2or4点	○ (⑥,⑦は◎)
	計		20点		20点	

評価項目		標準タイプ		地域密着工事型	
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験	5点 《2点》※1	◎	5点 《2点》※1	◎
	同種工事の工事成績	6点 《3点》※1	◎	6点 《3点》※1	◎
	優秀工事技術者表彰	3点 《2点》※1	◎	3点 《2点》※1	◎
	若手技術者の育成指導	2点 《1点》※1	◎	2点 《1点》※1	◎
	自由設定項目	4点 《2点》※1	○	4点 《2点》※1	○
計		20点 《10点》※1		20点 《10点》※1	

※1 「配置予定技術者の技術力_同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

9. ⑤技術者育成型(担い手の中長期的な育成・確保)

【目的】 公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者の育成・確保を図るための方式

【概要】 【技術提案】(技術提案評価型S型(WTO))
 ○工事全般の施工計画において「40歳以下の主任(監理)技術者を配置する場合の技術者育成の取り組み」に関する技術提案を求める。
 【「配置予定技術者の技術力」の評価に下記評価項目を追加
 1. 40歳以下の主任(監理)技術者の配置の有無【必須】【6点(施工能力評価型I型、II型)】【5点(技術提案評価型S型(WTO以外)】
 40歳以下の主任(監理)技術者を配置する場合に評価
 2. 「継続教育(CPD)の受講履歴及び推奨単位の取得の有無」又は「配置予定技術者の社内研修会等への参加の有無」【必須】【2点】
 「過去1年以内のCPDの受講履歴及び推奨単位以上の取得がある場合」又は「現在所属している会社の社内研修会等に参加したことがある場合」に評価
 3. 本工事における定期的な実務指導の実施の有無【必須】【6点(施工能力評価型I型、II型)】【5点(技術提案評価型S型(WTO以外)】
 本工事に従事する技術者(現場代理人、主任(監理)技術者、担当技術者等)以外の技術者が定期的に「安全管理」、「工程管理」、「品質管理」に関する実務指導を実施する場合に評価

【対象工事】 ○工事種別:一般土木、鋼橋上部、PC工事 ○施工能力評価型I型・II型、技術提案評価型S型

【配点表】(施工能力評価型I型・II型)

(技術提案評価型S型)

◎:必須 ○:選択

	評価項目	標準タイプ		地域密着工事型			
		点	◎	点	○		
企業の技術力	同種工事の施工実績	5点	◎	2点	○		
	工事実績	6点	◎	4点	◎		
	優良工事表彰	3点	◎	3点	◎		
	地域精進度・地域貢献度	①近隣の施工実績	-	-	2点	◎	
		②緊急時の施工体制	-	-	2点	◎	
		③災害協定の有無	-	-	2点	◎	
		④災害活動実績の有無	-	-	2点	◎	
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③新技術の活用 ④ICT施工技術の活用 ⑤ISO認証取得状況 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧登録基幹技能者の活用 ⑨BCPの認定 ⑩手持ち工事量 ⑪週休2日施工実績 ⑫女性技術者の活用 ⑬自由項目	6点	○ (⑥,⑦は◎)	3or5点	○ (⑥,⑦は◎)	
		計	20点		20点		
		配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任(監理)技術者の配置	6点	◎	6点	◎
CPDの取組状況又は社内研修会等の参加			2点	◎	2点	◎	
定期的な実務指導の実施			6点	◎	6点	◎	
自由設定項目			①資格(最大2点まで可) ②過去の同種工事経験(最大2点まで可) ③難工事施工実績 ④難工事功労表彰 ⑤自由項目(最大2点まで可)	6点	○ (③,④は◎)	6点	○ (③,④は◎)
			計	20点		20点	

	評価項目	S型(WTO以外)		S型(WTO)		
		30点 (15点)	◎原則1項目 ()は2項目設定した場合	30点 (15点)	◎原則1項目 ()は2項目設定した場合	
技術提案	施工計画	30点 (15点)	◎原則1項目 ()は2項目設定した場合			
	ヒアリング	※	○			
	VE提案等	総合的なコスト削減等		30点 (15点)	◎原則1項目 ()は2項目設定した場合	
	工事全般の施工計画	・施工上配慮すべき事項等の技術的所見 ・技術者育成の取り組み		30点 (60点)	◎左記の2項目必須 VE提案を省略した場合は()とする	
	ヒアリング	当該工事の理解度・取組姿勢等※必要に応じて	※	○		
企業の技術力	同種工事の施工実績	4点	◎			
	工事実績	4点	◎			
	優良工事表彰	2点	◎			
	自由設定項目	5点	○			
計		15点				
配置予定技術者の技術力	40歳以下の主任(監理)技術者の配置	5点	◎			
	CPDの取組状況又は社内研修会等の参加	2点	◎			
	定期的な実務指導の実施	5点	◎			
	自由設定項目	①資格 ②過去の同種工事経験 ③難工事施工実績 ④難工事功労表彰 ⑤自由項目	3点	○ (③,④は◎)		
		計	15点			
合計		60点		60点		

※ S型(WTO)の段階選抜方式(一般土木)の場合、一次審査の項目設定は、S型(WTO以外)の「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」の評価項目を基本とする。

9. ⑥特定専門工事審査型(担い手の中長期的な育成・確保)

《継続》

【目的】 特定される専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事（法面処理工、杭基礎工、地盤改良工）において、入札参加者に加えて、入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者や登録基幹技能者の技術力も評価する方式。

【概要】

1. 技術提案： 特定専門工事に係わる技術提案を求める。【15点】
2. 企業の技術力： 特定専門工事業者の過去15年間の施工実績【2点】
3. 配置予定技術者の技術力： 特定専門工事業者の配置予定技術者の過去15年間の施工経験【2点】

【対象工事】 ○対象工事：法面処理工、杭基礎工、地盤改良工のいずれかを含む専門工事（特定専門工事）が、工事全体に占める重要度が高い工事
○技術提案評価型S型（WTO以外）

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

		評価項目	技術提案評価型S型	
技術提案	施工計画	工程管理に係わる技術的所見等	30点	15点 ◎
		特定専門工事の技術提案		15点 ◎
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング※必要に応じて実施		※ ◎
企業の技術力	同種工事の施工実績		15点	4点 ◎
	工事成績			4点 ◎
	優良工事表彰等			2点 ◎
	自由設定項目	①工事成績優秀企業認定 ②優良下請企業の活用 ③新技術の活用 ④ICT施工技術の活用 ⑤ISO認証取得状況 ⑥難工事施工実績 ⑦難工事功労表彰等 ⑧登録基幹技能者の活用 ⑨BCPの認定 ⑩手持ち工事量 ⑪週休2日施工実績 ⑫特定専門工事業者の施工実績【必須:2点】 ⑬自由項目	5点 ○	

		評価項目	技術提案評価型S型	
配置予定技術者の技術力	同種工事の工事経験		15点	4点 ◎
	同種工事の工事成績			4点 ◎
	優秀工事技術者表彰			3点 ◎
	自由設定項目	①資格 ②過去の同種工事経験 ③CPD取組状況 ④難工事施工実績 ⑤難工事功労表彰等 ⑥特定専門工事業者の配置予定技術者の工事経験【必須:2点】 ④自由項目		合計4点 ○
		合計	60点	

9. ⑦企業能力評価型

【目的】 地域インフラを支える担い手としての企業を確保するための方式

- 【概要】
1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
 2. 地域精通度、地域貢献度の評価を必須とする。
 3. 自由設定項目については、本試行では技術者の評価を行わないことから、重点施策項目である若手・女性技術者の活用のほかは、純技術的な項目とする

- 【対象工事】
- 工事種別：一般土木・As舗装・維持修繕
 - 工事規模：分任官工事のうち、原則2億円以下の工事
 - 施工能力評価型Ⅱ型
 - 難易度がそれほど高くない（Ⅱ（やや難）以下）工事を対象

【配点表】

◎：必須 ○：選択

項目	細目	評価項目	満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	7点	2点	◎
		工事成績（都県・政令市の成績も評価可能）		3点	◎
		優良工事表彰等		2点	◎
	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績	10点	2点	◎
		緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		2点	◎
		BCPの認定		2点	◎
	自由設定項目	①優良下請企業の活用	3点	3点	○ (③④のどちらか一方は必須とし、両方選択は不可。)
		②登録基幹技能者の活用			
		③若手技術者の活用			
		④女性技術者の活用			
合計			20点		

《見直し》

【目的】 災害発生時において迅速に活動し、地域の安全・安心を向上させる観点から、企業における防災に係る取組態勢・活動実績等と施工実績を評価する方式

【概要】 1. 企業の技術力のみを評価対象とする。
2. 企業の技術力の必須項目3項目および選択項目として「同種工事の施工実績」又は「災害活動実績」を評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全ての工程
○工事規模：分任官工事(分任官規模工事の本官含む) (指名競争)
○施工能力評価型Ⅱ型

【適用契約方式】 ○フレームワークモデル工事、公募型指名競争入札において適用。

【配点表】 ◎:必須 ○:選択

項目	評価項目		満点	評価点	選択
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	10点	4点	○
	地域精通度・地域貢献度	緊急時の施工体制		2点	◎
		災害協定の有無		2点	◎
		災害協定に基づく活動実績の有無		4点	○
	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量			2点	◎
合計			10点		

9. ⑨新技術導入促進型 I 型 (建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上)

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階にある新技術 (I 型) を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工物品質の向上を図るための方式。

【概要】 <施工能力評価型>
 ○発注者が指定するテーマに関する実用段階にある新技術を対象に、NETIS登録の新技術を競争参加者が事前に申請。
 ○活用すると申請したにも拘わらず、受注者の責により履行されていないと判断された場合は、工事成績評定を3点減点する。

【対象工事】 ○工事種別：全て
 ○施工能力評価型 I 型、II 型

【配点表】 (施工能力評価型 I 型・II 型)

◎: 必須 ○: 選択

項目	細目	評価項目	施工能力評価型 (標準タイプ)			施工能力評価型 (地域密着工事型)			
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	
施工計画	簡易な施工計画		可・不可(欠格) ※施工能力I型のみ		◎	可・不可(欠格) ※施工能力I型のみ		◎	
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	20点	5点	◎	20点	2点	○	
		工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能) ^{※3}		6点	◎		4点	◎	
		新技術の導入促進 ※発注者が指定するテーマ		3点	◎		3点	◎	
	地域精通度・地域貢献度	近隣の施工実績						2点	◎
		緊急時の施工体制						2点	◎
		災害協定の有無						2点	◎
		災害活動実績の有無						2点	◎
	自由設定項目	技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用							
自由設定項目			6点	○	3or5点	○			
配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	20点 《10点》 ^{※2}	6点 《3点》 ^{※2}	◎	20点 《10》 ^{※2}	6点 《3点》 ^{※2}	◎	
		同種工事の工事成績 (都県・政令市の成績も評価可能) ^{※1}		6点 《3点》 ^{※2}	◎		6点 《3点》 ^{※2}	◎	
		優秀工事技術者表彰 (都県・政令市の表彰も評価可能) ^{※1}		4点 《2点》 ^{※2}	◎		4点 《2点》 ^{※2}	◎	
		自由設定項目		4点 《2点》 ^{※2}	○		4点 《2点》 ^{※2}	○	
	自由設定項目	自由設定項目							
合計			40点 《30点》 ^{※4}			40点 《30点》 ^{※4}			

※1 都県・政令市の成績、表彰を対象に出来る工事種別は「一般土木」「As舗装」「維持修繕」の3工事種別。
 ※2 「配置予定技術者の技術力、同種工事の工事経験」において2段階評価とした時は《 》の配点とする。

9. ⑩新技術導入促進型Ⅱ型(建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上)

《継続》

【目的】 発注者が指定するテーマについての実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術（Ⅱ型）を有効に活用し、効率的な施工管理・安全管理等による工事品質の向上を図るための方式。

【概要】 <技術提案評価型S型>

○発注者が指定するテーマに関する実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術（NETIS登録技術でない若しくはNETIS登録申請中の技術でない技術）を競争参加者に提案を求める。

○指定されたテーマについて、実証する技術の内容、現場実証の方法、今後の活用の見通し等を求める。

○評価項目：技術提案(新技術の実証)(3段階評価:Ⅱ(30(15))、Ⅰ(15(8))、□(不採用))

Ⅱ(30(15)):新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しについて、より具体的に認める提案である。

Ⅰ(15(8)):新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しについて、認める提案である。

□(不採用):新規性、有効性、現場実証の実現性、今後の活用の見通しについて、認められない提案である。

【対象工事】 ○工事種別：全て

○新技術導入促進(Ⅱ)型 ... ・技術提案評価型S型

【配点表】 (技術提案評価型S型)

◎:必須 ○:選択

項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO以外)			技術提案評価型S型 (WTO)			項目	細目	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO以外)			技術提案評価型S型 (WTO)			
			満点	評価点	選択	満点	評価点	選択				満点	評価点	選択	満点	評価点	選択	
技術提案	施工計画	工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に係わる技術的所見。施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項。	15	15	◎				企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	4		◎				
	新技術の実証	指定されたテーマについて、実証する技術の内容、現場実証の方法、今後の活用の見通し。	15	15	◎	30	30	◎			自由設定項目	工事成績	4		◎			
												優良工事表彰	2		◎			
	自由設定項目	技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用								自由設定項目	自由設定項目	5		○				
工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項等の技術的所見。					30	30	◎	配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	4		◎				
											同種工事の工事成績	4		◎				
ヒアリング	※必要に応じて実施					※		○	自由設定項目		自由設定項目	3		◎				
合計												60			60			

※1 評価項目を2項目設定した場合は () 書きの点数とする

《継続》

多様な入札契約制度の導入・活用

目的	取組内容	取組の概要	R5年度 実施方針(案)
地域の担い手確保	地域維持型JVの活用 (平成26年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、除雪、修繕、パトロール、災害応急対応等地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事において活用を検討。 地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあり地域維持型建設共同企業体を競争に参加させることで効率的、効果的な対応が見込まれる場合に適用。 ※平成24年6月27日 通達による 	継続
受発注者双方の事務負担軽減等	維持工事等の複数年契約 (平成21年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 発注者の事務手続きの軽減、コスト縮減を目的に試行。 契約期間は2～3年。 維持工事の複数年契約工事に限り、主任(監理)技術者の専任の緩和(平成24年度～)として、工程上一定の区切りと認められる年度替わり(4月期)に途中交代を可能とする。 (複数年契約工事により配置技術者の拘束期間が長期化となることに伴う、精神的・肉体的負担を途中交代することにより軽減する。) 	継続
効率的な事務手続き	参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定 (平成25年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ設備等の修繕工事において、既設メーカーの体制確認の上、設備ごとの特定予定者を決定し、「参加者の有無を確認する公募手続き」で、該当する特定事業者と特命随意契約を実施する方式。 	継続
維持管理を含めた品質向上	維持管理付き工事発注方式 (平成22年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待。 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制の確保。 	継続
長寿命化・コスト縮減等	新設舗装の長寿命化に向けた取り組み (平成24年度～)	<ul style="list-style-type: none"> 整備後一定期間の性能保証を求めることにより、受注者がより丁寧な施工を心がけてもらうことで長寿命化を目指す(補修や違約金等を求めることが目的ではない)。 新たな性能規定方式の導入により、新設舗装の長寿命化を図り、維持管理の効率化、コスト縮減を目指す。 	継続

10. ①地域維持型JVの活用

地域維持型契約方式の活用(入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 → 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)
地域の

○単体企業
○経常建設共同企業体 等

(制度の新設)

○地域維持型建設共同企業体

地域維持型建設共同企業体 (地域維持型共同企業体の取扱いについて(H24.6.27)、地域維持型共同企業体の運用について(H24.6.27))

① 性格

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体

② 工事の種類・規模

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実地する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)

③ 構成員(数、組合わせ、資格)

- ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保出来る数(当面は10社を上限)
- ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
- ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる

④ 技術者要件

通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和

⑤ 登録

単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

10. ②参加者の有無を確認する公募手続きによる施工業者の事前特定

《継続》

【背景】

1. 揚排水ポンプ設備は国民の生命財産を守る社会資本として機能維持が重要。
また、近年、災害多発や設備高齢化に伴う故障発生リスクが増大。
2. 揚排水ポンプ設備は、各ポンプメーカーのノウハウでシステム構成されていることから、一部機器修繕であってもシステム全体の信頼性に影響し、既設設備の設計思想・ノウハウ等を熟知していなければ、受発注者ともリスクを抱えることとなる。
3. 修繕工事は、全て一般競争入札で行っていたが、ほぼ既設ポンプメーカーの1者応札となっていた。

【概要】

透明性・競争性確保の手続きを踏まえ、迅速で適確な修繕工事の実施体制を円滑に確保することを目的に以下を試行する。

対 象：中大型揚排水ポンプ設備等の修繕工事（年月点検業務は対象外）

手 順：①既設メーカーの体制確認の上、ポンプ設備毎の特定予定者決定

②参加者の有無を確認する公募手続

③ポンプ設備毎の特定事業者確定（1年度内限り有効）

※ここまで年度当初までに処理

④以降、修繕工事発注時、該当する特定事業者と特命随意契約実施

《継続》

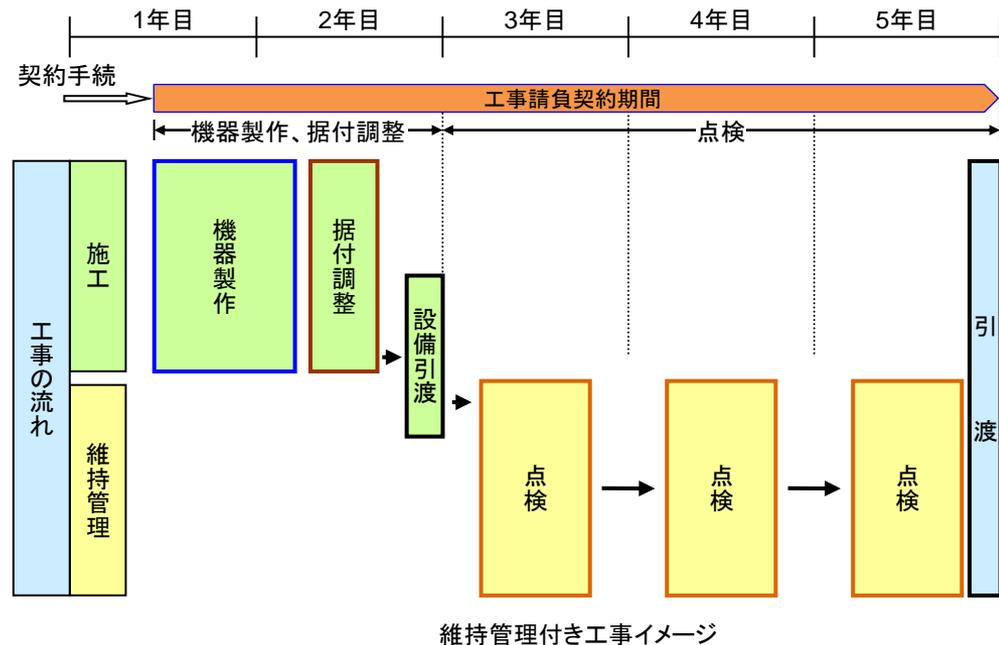
1. 機器製作と維持管理を一体で発注し、設備の維持管理部分についても技術提案を求めることなどにより、維持管理を含めた設備の品質向上を期待
2. 特にダムコンのようなダム放流を直接制御する重要設備で設備更新直後に発生しやすい不測のトラブルに即応可能な体制を確保

【概要】

○施工(工事:機器製作・据付調整)と維持管理(役務:点検)を一件の工事請負契約で発注を行う(5ヶ年国債)

【試行工事】

年度	件数	対象施設	工期
H23	1	ダム管理用制御処理設備	H23.9～H28.3
H25	1	ダム管理用制御処理設備	H26.2～H30.3
H27	1	ダム管理用制御処理設備	H28.2～H32.3



1.1 実施方針の適用時期

■実施方針の適用時期（公告日が8月1日以降のもの）

- ①新年度実施方針の導入時期
- ②工事成績
- ③表彰関係

切替日：8月1日

なお、工事实績に関連する部分の切替日は4月1日とする。

※詳細は次ページ

※企業実績評価型の適用は4月1日以降公告のものとする。

■入札説明書の改定時期

入札説明書の改定を年1回（8月1日）を基本とする。

なお、工事实績に関連する部分についての切替日は4月1日とする。

※詳細は次ページ

表 総合評価落札方式に係る主な評価期間

項目	細目	評価項目	適用時期(公告日)	切替後の評価対象期間	
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	R 5.4.1	H 20.4.1 以降	
		工事成績	R 5.8.1	R 2.4.1 から R 5.3.31 まで	
		優良工事表彰	R 5.8.1	R 5 年度	
		優良工事表彰(都県・政令市)	R 5.8.1	審査基準日の月以前1年間	
		安全管理優良受注者表彰	R 5.8.1	R 5 年度	
	地域精通度 地域貢献度	近隣地域での施工実績	R 5.4.1	H 25.4.1 以降	
		災害協定に基づく災害活動実績	R 5.4.1	H 30.4.1 以降 ※H31.4.1以降の災害活動実績の評価期間は3カ年とする。	
	自由設定項目	工事成績優秀企業認定	R 5.8.1	R 5 年度	
		優良下請表彰企業の活用	R 5.8.1	R 5 年度	
		難工事功労表彰、災害工事功労表彰	R 5.8.1	R 5 年度	
		「週休2日確保適用工事」の施工実績	R 5.8.1	「取組証」の発行から1年間有効	
		技術開発の実績の有無及び新技術の活用	R 5.4.1	H 25.4.1 以降	
		発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量	R 5.4.1	R 5.4.1 から公告日までと、R 2.4.1 から R 5.3.31 まで	
	配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験	R 5.4.1	H 20.4.1 以降
			同種工事の工事成績	R 5.8.1	H 31.4.1 から R 5.3.31 まで
優秀工事技術者表彰			R 5.8.1	R 2 年度 から R 5 年度	
優秀工事技術者表彰(都県・政令市)			R 5.8.1	審査基準日の月以前4年間	
自由設定項目		難工事功労表彰	R 5.8.1	R 2 年度 から R 5 年度	
		過去の同種工事の工事経験	R 5.4.1	H 20.4.1 以降	

令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔コンサルタント業務等〕

令和5年度の実施方針

令和5年3月



国土交通省 関東地方整備局

＜令和5年度 実施方針＞

1. 令和5年度 入札・契約手続きの実施方針 2
品質確保と担い手の育成・確保
○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保 9
 見直し① 若手技術者の活用を評価【R5.8～】
○技術力が十分発揮できる競争環境の確保 10
 見直し② 発注者支援業務の評価見直し【R5.8～】
○組合せ加点(国交省登録資格) R5試行方針(案) .. 12
2. 令和5年度 入札・契約手続きの実施方針 継続項目 .. 13

＜令和5年度 実施方針＞

1. 令和5年度 入札・契約手続きの実施方針

入札方式(落札者の決定方法)

技術競争

技術提案内容のヒアリングにより技術的に最適な者を特定し、随意契約

価格+技術

総合評価落札方式

価格評価点+技術評価点の最も高い者と契約

価格競争

最低価格をもって入札した者と契約

公募

公募型プロポーザル

簡易公募型プロポーザル

発注者より参加要件を提示し参加希望者を募る

公募型競争入札
(総合評価落札方式)

簡易公募型競争入札
(総合評価落札方式)

公募型競争入札

簡易公募型競争入札

指名・要請

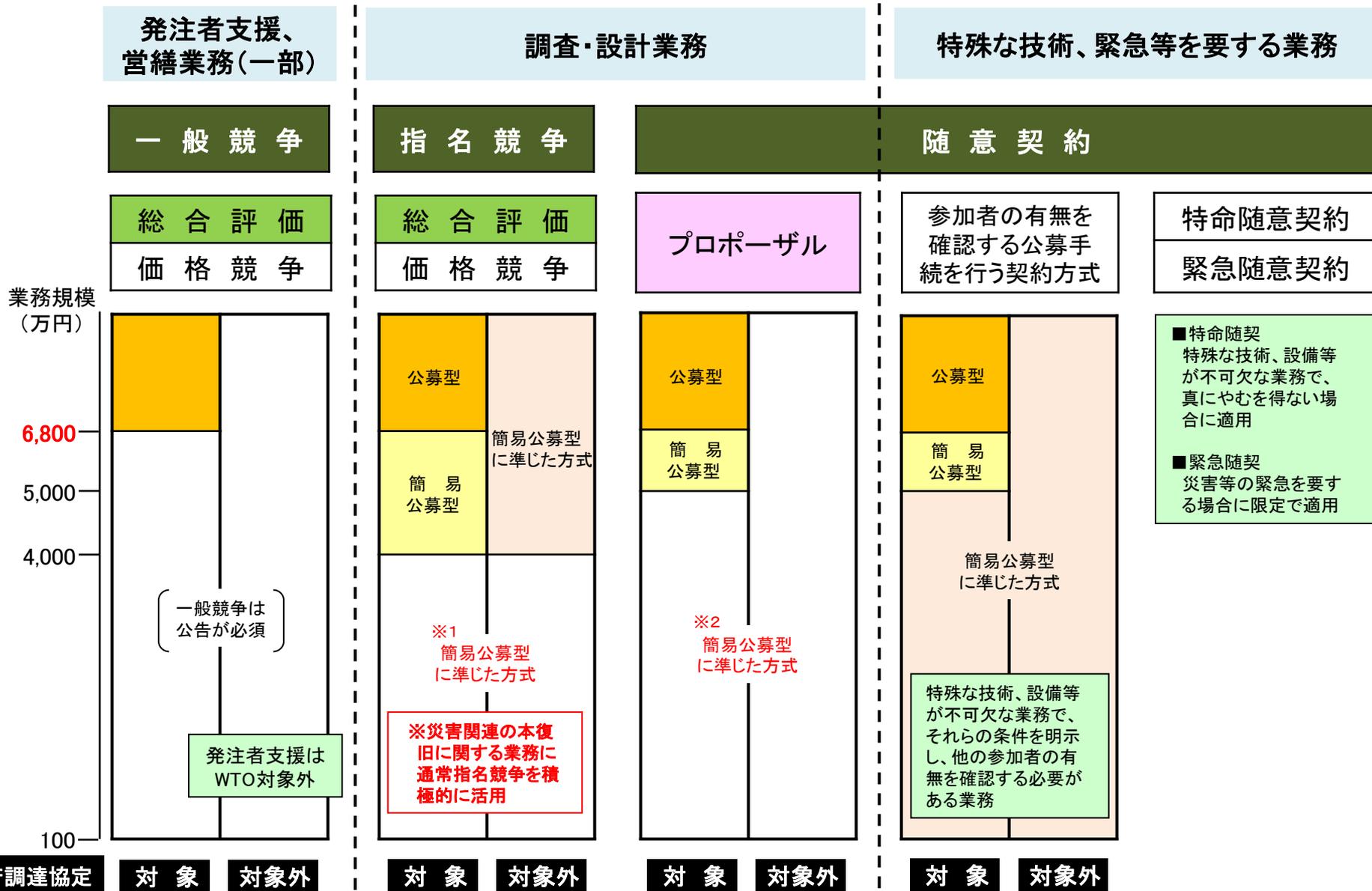
標準プロポーザル
(関東地整では適用していない。)

通常指名競争入札
(災害復旧関連業務は、積極的に活用)

発注者において業者を選定

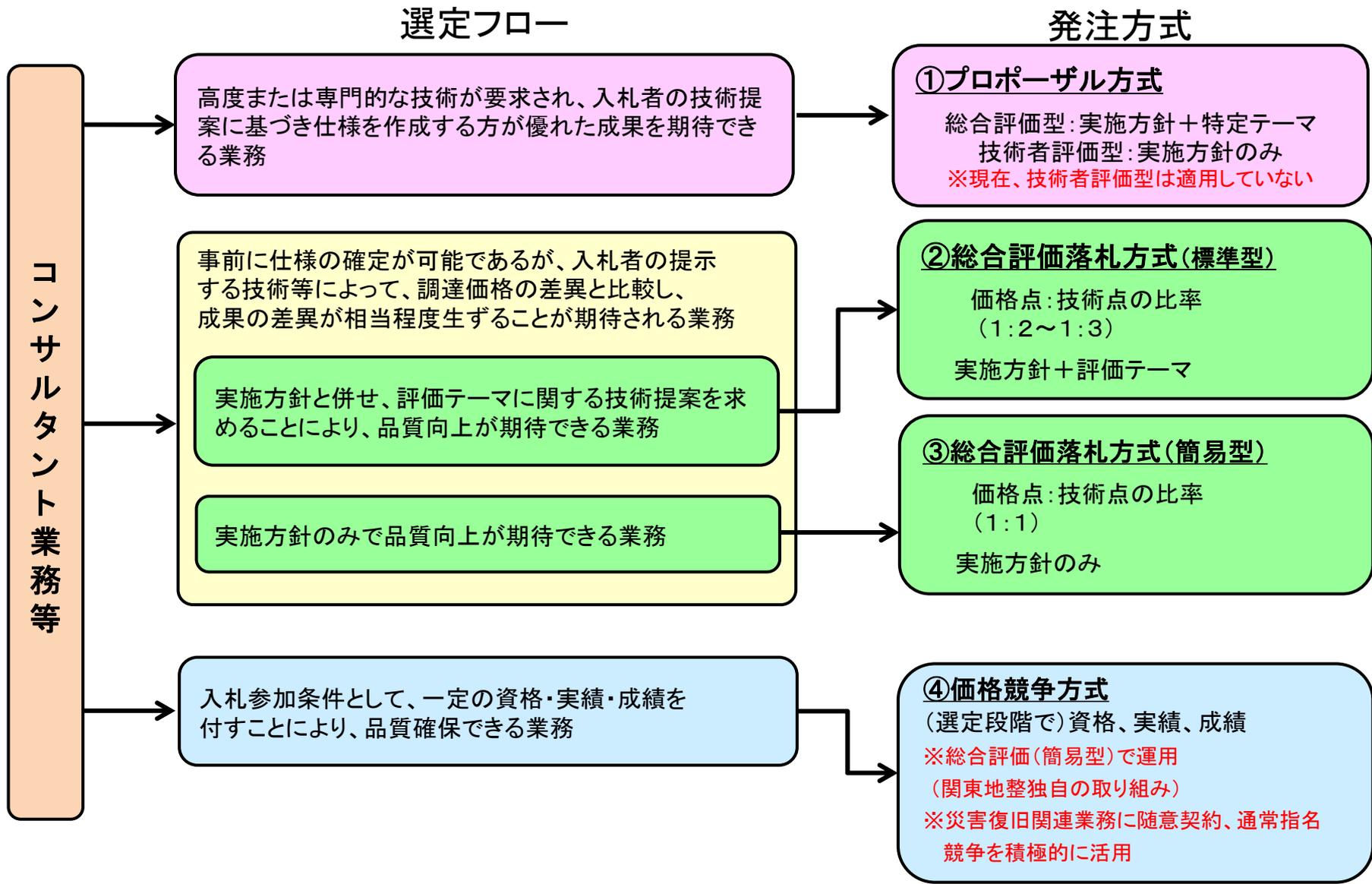
参加者の募集方法

②コンサルタント業務等における入札・契約手続きの区分



※1：基本は「通常指名」であるが、H18年度より「簡易公募型に準じた方式」で運用（関東地整独自）
 ※2：基本は「標準プロポ」であるが、H18年度より「簡易公募型に準じた方式」で運用（関東地整独自）

③コンサルタント業務等における発注方式を選定する際の基本的な考え方



コンサルタント業務等

高度または専門的な技術が要求され、入札者の技術提案に基づき仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務

事前に仕様の確定が可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異と比較し、成果の差異が相当程度生ずることが期待される業務

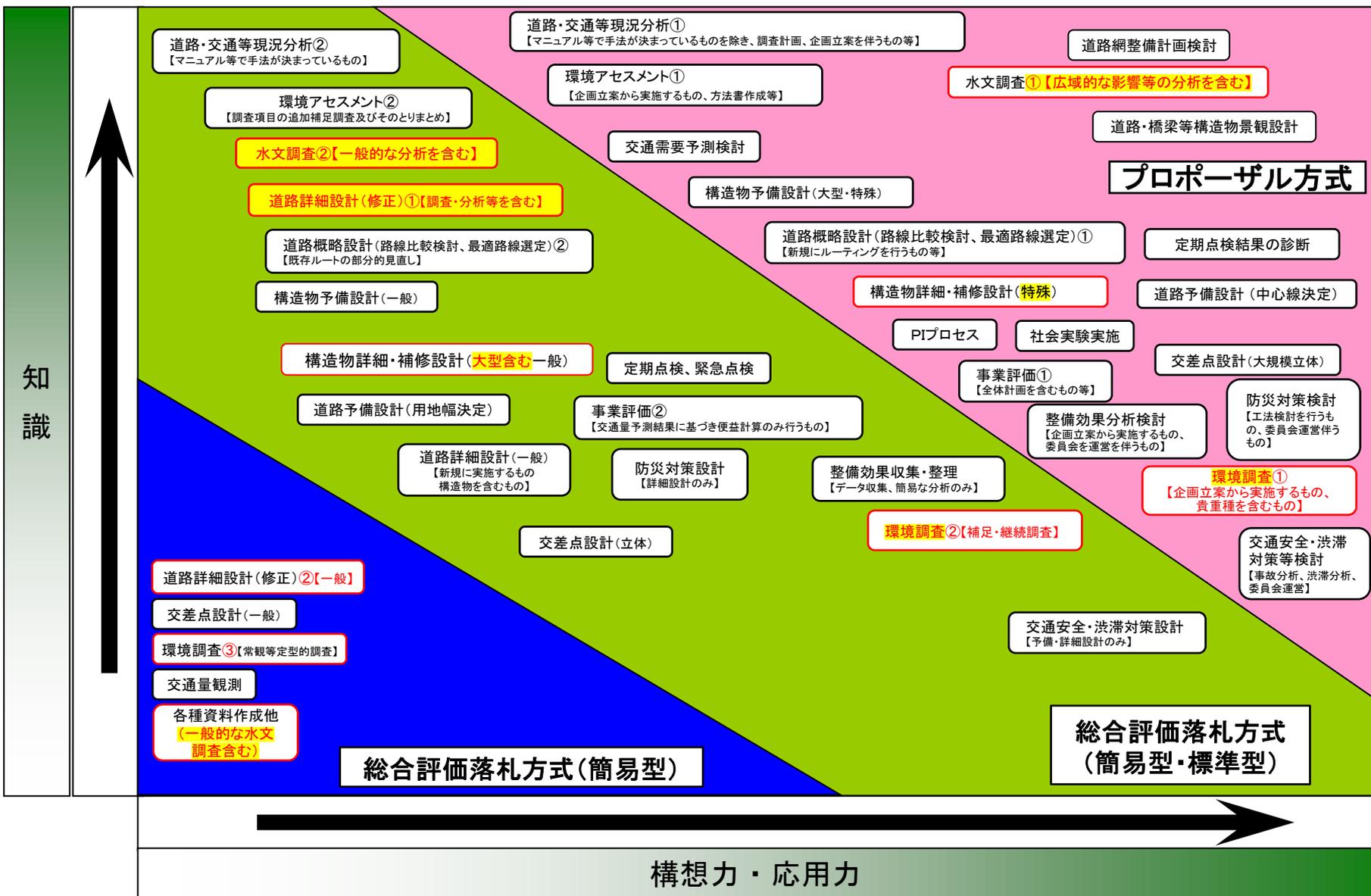
実施方針と併せ、評価テーマに関する技術提案を求めることにより、品質向上が期待できる業務

実施方針のみで品質向上が期待できる業務

入札参加条件として、一定の資格・実績・成績を付すことにより、品質確保できる業務

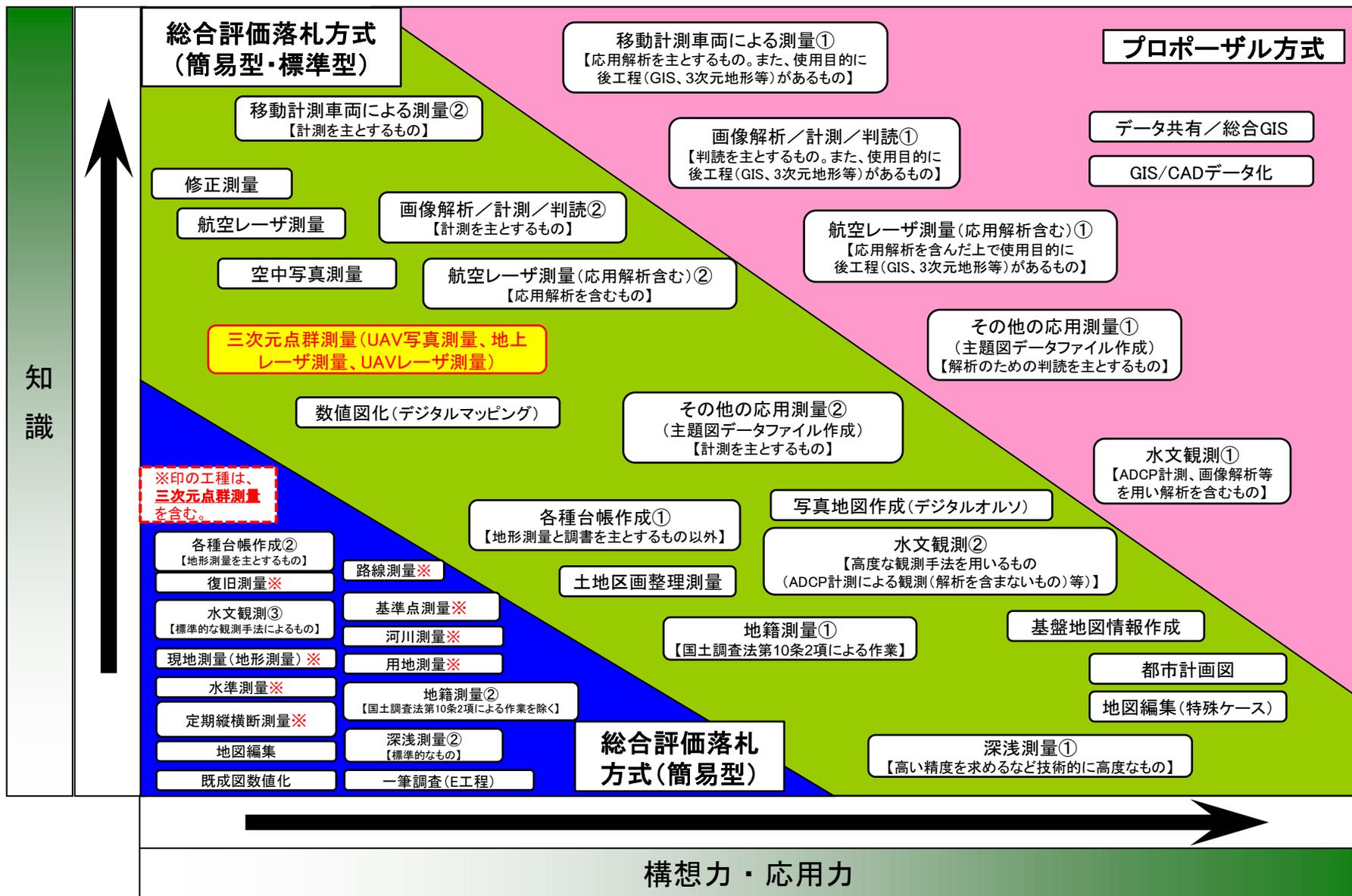
※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回) 資料から加筆修正
 関東地方整備局では、本省が示す価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用
 ※協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。

⑤発注方式選定表の改定：道路事業



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回) 資料から加筆修正
 関東地方整備局では、本省が示す価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

⑥発注方式選定表の改定：測量調査



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会 (令和4年度第1回) 資料から加筆修正
関東地方整備局では、本省が示す価格競争方式を総合評価落札方式 (簡易型) で運用

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】管理(主任)技術者の資格・実績評価における「同種・類似業務の実績」の配点割合を低減させ、

技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。(H27.8～)

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始(H30.8～)

- 若手技術者と若手技術者以外の業務経験(同種・類似業務の実績)に差がなく、若手技術者の業務成績評点は、若手技術者以外と比較する業務実績の件数が少ないため、**管理(主任)技術者の「成績・表彰」の配点割合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り**
- 企業は通常どおりの配点割合

評価項目		指名基準		技術点基準	
		通常	試行	通常	試行
【企業の評価】					
資格・実績		15	15		
成績・表彰		35	35		
小計		50	50		
【管理(主任)技術者の評価】					
資格・実績	技術者資格	4	4	6	6
	CPDの取得状況	1	1	1	1
	同種・類似業務の実績	10(5)	5(3)	13(7)	7(4)
	若手技術者		5		6
小計		15	15	20	20
成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25
	優良業務表彰等	5	5	5	5
小計		35	35	30	30
実施方針・実施フロー・工程計画・その他				50	50
合計		100	100	100	100



		指名基準		技術点基準	
		通常	試行	通常	試行
		15	15		
		35	35		
		50	50		
		4	4	6	6
		1	1	1	1
		10(5)	10(5)	13(7)	13(7)
			7		8
		15	22	20	28
		30	25	25	20
		5	3	5	2
		35	28	30	22
				50	50
		100	100	100	100

()は類似業務の配点

(例: 土木コンサル業務、地質調査業務)

【趣旨】他の総合評価においても、すべての業務で管理技術者のCPD加点評価を実施しているため、
発注者支援業務等でも加点評価。

【対象】一般競争入札(総合評価落札方式 簡易型1:1 及び 標準1:2)で発注する業務

【概要】市場化テストも終了し、発注者支援業務等の品質確保の観点から、継続教育を行い技術の
研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。

発注者支援業務 標準型1:2の例

評価項目		業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)
		工事監督支援	積算技術	技術審査	
管理技術者	資格要件	①・技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士	①・技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士	①・技術士(総合技術監理部門・建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2
	技術者資格等	①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)		
	継続教育取組実績 CPDの取得状況				
専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。			①5 ②3
情報収集力	地域精通度	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)			①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0
担当技術者等の経験	予定担当技術者等の専門技術力	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。			①5 ②3 ③0
実施方針等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			10
	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。			20
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。		20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		10

対象業務

	業務名
発注者支援業務等	積算技術業務
	技術審査業務
	工事監督支援業務
	河川巡視業務
	河川許認可審査支援業務
	ダム管理支援業務
その他	堰・排水機場等管理支援業務
	道路許認可審査・適正化指導業務
	用地補償総合技術業務
	調査設計資料作成業務
	用地調査点検等技術業務
	裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務
	施工体制調査業務

- ・建設系CPD協議会の構成団体
 - ・測量系CPD協議会
 - ・補償コンサルタントCPD協議会
- 各々協議会が発行するCPDの登録証明書等があり、推奨する単位を満たしている場合に評価

(令和4年度試行)

(令和5年度試行)

対象

方式：総合評価落札方式
 技術者：管理技術者
 (登録資格を求める場合)



方式：総合評価落札方式 + **プロポーザル方式**
 技術者：管理技術者 + **担当技術者 ※1**
 (登録資格を求める場合) (登録資格を求める場合)

※1 担当技術者に資格を求める場合

試行の考え方

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- 国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

【組合せ加点の配点】

配点		R5試行
(資格)	(配点順)	(配点順)
① 技術士	1)①	1)①+②2
② 国土交通省登録資格(施設分野・業務) 1 (RCCM、土木学会認定技術者) 2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外)	2)②	2)①
③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	3)③	3)②1+②2
		4)②1または②2
		5)③

【参考】 組合せ加点の実施例(担当技術者「橋梁点検士」) R5試行方針(案)【R5.8~】

＜ 令和5年度試行における「担当技術者」 配点順 1) の例 ＞

業務： 橋梁点検業務において、技術士+橋梁点検士 橋梁(鋼橋)による加点を実施する業務

方式： 総合評価落札方式

技術者： **担当技術者(技術士+橋梁点検士)**

※橋梁点検業務の橋梁点検士 施設分野(橋梁(鋼橋))業務(点検)とした事例としているが、業務内容に応じ、「資格が対象とする区分」を決定

R4.8 関東地整 運用ガイドライン
(登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)

(資格)

○ 国土交通省登録技術者資格

担当:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)

ガイドラインに下記の資格を追加し、配点を見直し

① 技術士

② RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)

R5試行

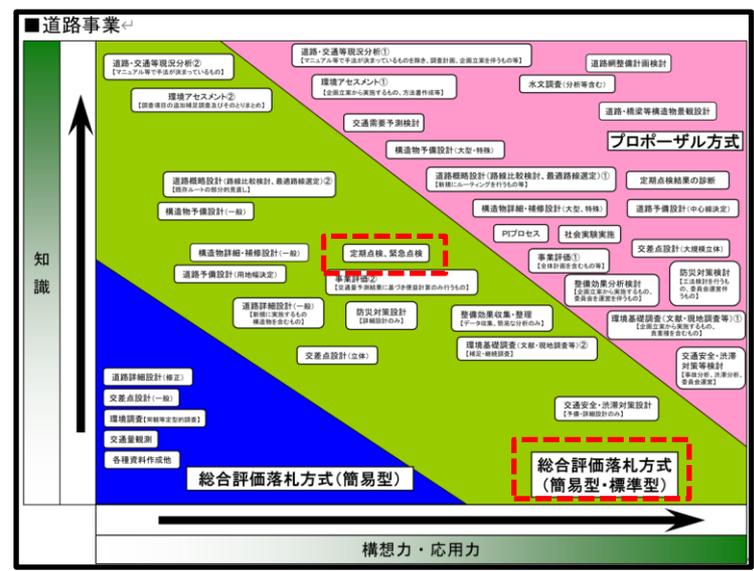
(配点順)

1) ○ + ①

2) ①

3) ○ + ②

4) ○ 又は ②



■ 国土交通省登録資格(本省HP(令和5年2月13日時点)より抜粋)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

令和5年2月13日時点

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

○この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。)及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したものです。

○国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待しております。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用をただちに妨げる趣旨ではないことも併せてご理解いただき、各発注機関においては、業務の発注要件の設定等にあたり、配慮をお願いいたします。

(参考)建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(令和3年3月一部改正)

※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会業務・マネジメント部会(令和4年度第1回)資料から加筆修正
関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

登録年月日	登録番号 (品確技資第○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業者又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業者又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第64号	橋梁点検士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 公立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市中千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市中千種区不老町1番

※赤字箇所：新規登録資格、又は更新登録の年月日

1. 品質確保と担い手の育成・確保

○確実な品質確保対策の実施

- 1-① 実施能力を評価した選定【R4.8～】
- 1-② 賃上げを実施する企業に対する加点措置【R4.2～】
- 1-③ 事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和【R3.1～】
- 1-④ 事業促進PPP業務の業務指導実績のマネジメント経験認定【R3.8～】
- 1-⑤ 事業促進PPP業務の管理(主任)技術者経験の加点評価【R3.8～】
- 1-⑥ 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【H25.10～】
- 1-⑦ 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示【R1.8～】

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

- 1-⑧ 適切な地域要件の設定【R2.8～】
- 1-⑨ 災害協定等に基づく活動実績の評価対象の拡大【R3.8～】
- 1-⑩ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【H28.8～】

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- 2-① 分離発注の徹底
- 2-② 拡大型プロポーザル方式の導入【H25.10～】
- 2-③ 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】
- 2-④ 業務実績の評価対象期間の見直し【H28.4～】
- 2-⑤ 海外インフラプロジェクト実績認定【R3.4～】
- 2-⑥ 手持ち業務量(金額)の変更【R3.4～】
- 2-⑦ 照査技術者の配置要件の見直し【R4.8～】
- 2-⑧ テレビ会議システムを活用したヒアリングの実施(試行)【R4.4～】

3. 事務手続きの効率化

- 3-① 継続クラウドを活用した資料閲覧 -資料閲覧の効率化-
継続業務の発注時の資料閲覧について
- 3-② 入札説明書等の記載の簡素化【H28.8～】
- 3-③ 入札公告資料の合理化【R2.4～】
- 3-④ 一括審査方式の導入【H28.8～】
- 3-⑤ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【H27.4～】
- 3-⑥ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入【H30.8～】
- 3-⑦ 技術提案書の無効通知の追加【R4.4～】
- 3-⑧ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【R1.8～】
- 3-⑨ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用
- 3-⑩ 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化【R2.10～】

1-① 継続実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)(試行)

【趣旨】 関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、**企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価**する評価方法の試行

【対象】 総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を**選択することができる**。

【概要】 関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった**新規参入者の参入**を促し、次回の業務参入にあたっての実績として活用してもらうことにより、**継続的な業務の担い手企業**の裾野を広げることを期待し、**新規参入者の増加による不調対策**を図る【R4.8~】

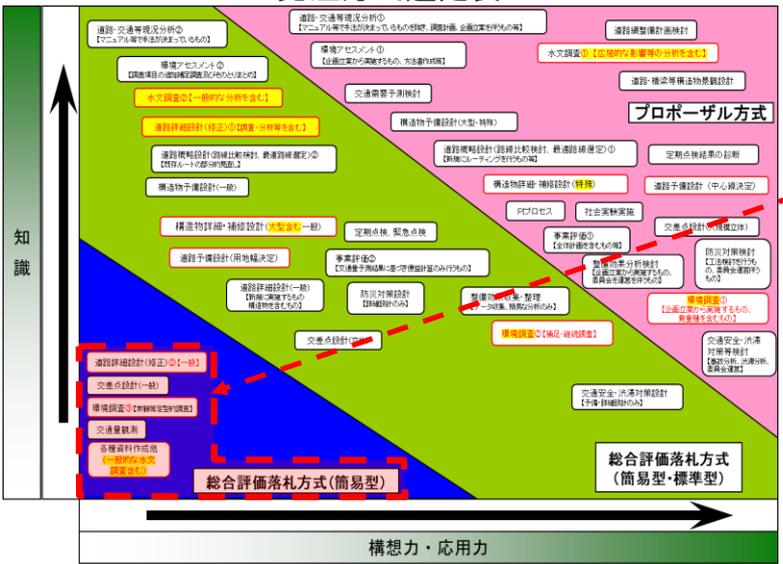
業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、右表に記載されている業務の種類において下記事項を参考に選択する。

- ・不調・不落が多い業務
- ・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



事業名	業務の種類
道路事業	道路詳細設計(修正)②【一般】
	交差点設計(一般)
	環境調査③【常観等定型的調査】
	交通量観測
河川事業	各種資料作成他(一般的な水文調査含む)
	堤防・護岸設計③【現地条件変更による修正設計、小構造物設計図集に掲載の構造物の数量、図面作成】
	耐震性能照査③【簡易式による判定を行う業務】
	河川台帳作成
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
	施設点検調査②【標準的な調査】
測量調査	水質観測②【水質調査(採水・水質分析のみ)(プランクトン同定を除く)】
	各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】
	復旧測量※
	路線測量※
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
	基準点測量※
	河川測量※
	現地測量(地形測量)※
	用地測量※
	水準測量※
	地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】
	定期縦横断測量※
	地図編集
	深淺測量②【標準的なもの】
既成図数値化	
一筆調査(E工程)	
地質調査	※印の工程は、三次元点群測量を含む。
	ボーリング調査(支持層確認、改良チェック等)
	地下水調査(観測)
	計器設置及び観測作業(設置・観測のみ)
	地盤環境調査(採取、分析)

実施能力評価拡大型へ
選択可能な業務の種類

※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回) 資料から加筆修正
関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

1-① 継続実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)(試行)

- 評価基準は、現行の総合評価(簡易型)(実施能力評価)を基に、**評価項目「成績・表彰」を省略**
- 業務経験、地域性—地理的条件の評価項目を**優位に評価し、ウェイトを上方修正**
- 参加表明書と技術提案書を**同時に提出する方式**とし、**入札手続き期間の(約20日)短縮と資料作成の省力化**を図る

評価方法イメージ

○現行:総合評価落札方式(簡易型1:1)における参加資格要件の評価

総合評価落札方式(簡易型1:1)

評価項目	詳細項目	評価点	
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格要件	50%
		業務経験	
		地理的条件	
		地域貢献度	
	成績・表彰	業務成績評点	
		優良業務表彰の経験	
技術者の評価	資格・実績	資格要件	50%
		継続教育取組実績	
		業務経験	
		若手技術者	
	成績・表彰	業務成績評点	
		優良業務表彰等の経験	

評価項目	詳細項目	評価点	
技術点を算出するための基準	技術者の評価	資格要件	50%
		継続教育取組実績	
		業務経験	
		若手技術者	
	成績・表彰	業務成績評点	
		優良業務表彰等の経験	
実施方針・実施フロー・工程計画・その他		50%	

○実施能力評価拡大型(試行):
参加表明書、技術提案書の提出を**同時提出**とする。
企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)
実施方針・実施フロー・工程計画・その他の項目については、
「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化を図る。

評価項目	詳細項目	評価点		
技術点を算出するための基準	企業の評価	資格要件	40%	
		業務経験		
		地理的条件		
		地域貢献度		
	管理(主任)技術者の評価	資格・実績		資格要件
		継続教育取組実績		業務経験
工程計画・技術的課題	若手技術者			
			60%	

①本店しぼり
②本店、支店又は営業所しぼり
(本店の場合、評価する配点ウェイトが高くなる)

評価を省略

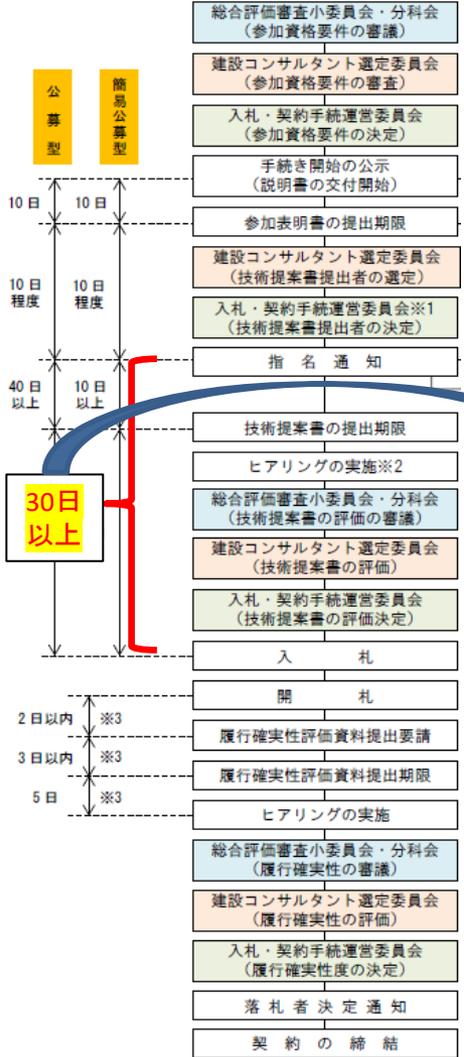
成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験
成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験

資料作成の省力化
実施方針・実施フローを省略し、
技術的課題を追加

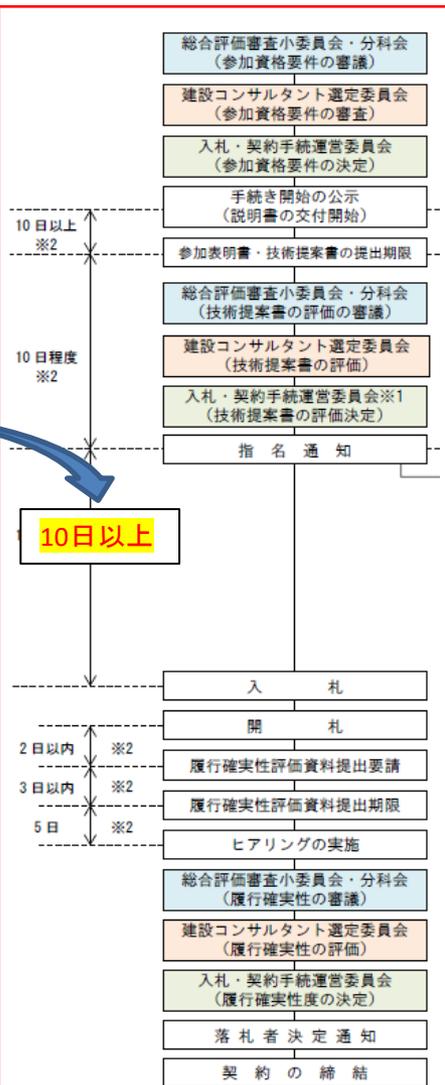
1-① 継続実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)(試行)

○ **事務手続きの軽減**(スケジュールの短縮と作成資料の省力化)
 参加表明書・技術提案書の同時提出で指名通知から入札まで**約20日の入札手続期間の短縮**を図る
 技術提案書の記載内容については、**5項目から2項目まで省略し参加者の作成資料の省力化**を図る

総合評価落札方式(簡易型1:1)のスケジュール



今回の試行におけるスケジュール



総合評価落札方式(簡易型1:1)技術提案書記載内容

(様式-8)

■業務の実施方針等【課題】 ①

【着目理由】 ②

【対応方針】 ③

■実施フロー ④

■工程計画

検討項目	業務工程					備考
	月	月	月	月	月	

⑤

■工程計画

検討項目	業務工程					備考
	月	月	月	月	月	

①

②

注1: 業務の課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画について
 注2: 工程計画は、入札説明書に記載の予定履行期間内で記載すること
 注3: 文字サイズは、10ポイント以上とすること。(概念図、出典の<>)
 注4: 入札説明書(簡易型1:1)に示した内容以外の事項を記載し(課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画)以外を記載すること。
 注5: 以下の場合に2次実施計画書を無効とする。
 ・内容が異なる。
 ・2項目の1つずれもしくは3両方の記載が無い。
 ・A4版1枚を超える記載である。
 ・記載内容が仕様と異なる(他の業務と見分けられる)。
 ・明らかに法令違反となる記載である。
 ・未提出である。
 注6: 作図にあたっては、本欄に記入又は独自で作成しても構わないが、体裁及び注意事項を遵守すること。なお、本欄に記入する場合は、注1~6に準拠して良い。

工程計画・技術的課題を作成

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置、ペナルティの流れ

適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
 但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

入札公告(公示)

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価 (賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②年暦単位での表明)
 ①大企業 3%以上 ②中小企業 1.5%以上 ※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの
 加算点 = 従来の加算点 + 賃上げ加算点(加算点の5%以上) → (例) 施工能力評価型 II 型・・・従来の加算点40点 + 賃上げ加算点3点 = 加算点合計43点 (3点/43点=6%)

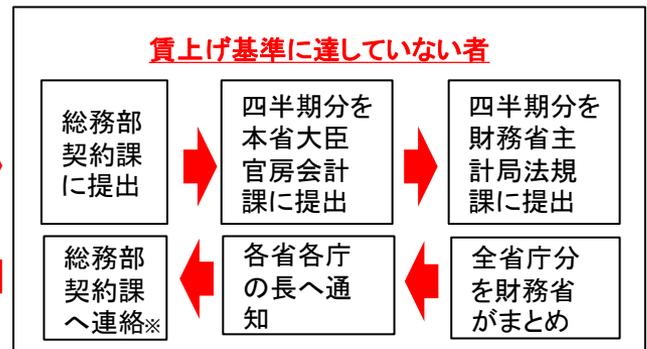
入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部契約課へ提出 (賃上げの実績の確認)

- ①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)
- ②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



※総務部契約課から、賃上げ基準に達していない企業に減点措置の通知

財務省主計局法規課から通知された日から1年間
 国の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

■適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての業務
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

■関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

- ・技術点の5%以上の整数とし以下のとおりとする。
- ・従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点}^* \times \frac{\text{技術点(賃上げ加算点を含む)}}{\text{技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)}} \quad \text{※建築コンは55点}$$

①総合評価落札方式(標準型1:3、簡易型1:1(実施能力評価型))

技術点満点が200点の場合 → 従来の技術点200点+賃上げ加算点11点とし合計211点 (11点/211点=5%)

②総合評価落札方式(簡易型1:1(①、③及び④を除く))

技術点満点が100点の場合 → 従来の技術点100点+賃上げ加算点6点とし合計106点 (6点/106点=6%)

③総合評価落札方式(発注者支援業務等)

技術点満点が80点の場合 → 従来の技術点80点+賃上げ加算点5点とし合計85点 (5点/85点=6%)

④総合評価落札方式(建築関係コンサル)

技術点満点が55点の場合 → 従来の技術点55点+賃上げ加算点3点とし合計58点 (3点/58点=5%)

- ・賃上げの実施に関する評価点は、履行確実性評価の対象としない。

事業促進PPP業務における常駐・専任の緩和【継続】

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

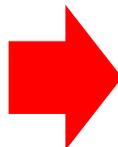
【対象】平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

【概要】高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、技術者の専任・常駐の緩和の試行を実施

【R2～試行】

【常駐・専任緩和】

本省がトライン	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要
担当技術者	必要	必要



関東試行	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 必要 (いずれかで最低 1名) </div>	必要なし
担当技術者		必要なし



専任: 必要なし(手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)

常駐: 主任・担当技術者のうち、最低1名は必須(常駐者の途中交代可)

※発注者の判断で常駐・専任を求めることは可

※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

※主任技術者は選任を求めないが、本業務を最優先することとし、その他業務の監理技術者になることは認めない

1-③ 継続事業促進PPP業務の常駐・専任緩和

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(～R1.12)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**可** 設計業務等は**不可**

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R1.12～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：発注者支援業務等は**不可** 設計業務等は**不可**

■透明性を確保し、他の参加者との公平性を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在

緩和②(R3.1～)

工事：不可(設計・施工分離原則)
業務：**調査設計資料作成業務(行政事務補助)は不可**
設計業務等、その他の発注者支援業務等は**可**

さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
- 業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

2.7 公平中立性

事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、**公平中立性に留意**することが必要である。

4.2 課題・留意事項

事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。

従前

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等 調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	------------------------

緩和①

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等 調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	------------------------

緩和②

工事	建設コンサルタント業務	測量業務	地質調査業務	発注者支援業務等 調査設計資料作成業務
----	-------------	------	--------	------------------------

凡例

受注可
受注不可

発注者支援業務等とは

- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 行政事務補助業務
- ※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる
- 工事監督支援業務に準じる業務

1-④ 継続指導実績の業務実績認定 - 事業促進PPP業務-

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 **事業促進PPP業務※の管理技術者**で、**同種・類似業務の指導した実績**を**マネジメント経験**として認定
事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件 過去10箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務※の管理技術者**の立場で、
同種・類似業務の指導経験がある(事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行)
ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価



他の建設コンサルタント業務等に管理(主任)技術者で配置する場合

同種・類似業務の業務実績(マネジメント経験)を有するものとする。

【マネジメント経験者の要件】

- ①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
- ③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

+ 現在 (R3.8追加)

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に認定

- ①同種・類似業務実績が無い
- ②過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の**管理技術者の立場**で、同種・類似業務を指導した経験(マネジメント経験)を有し、
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の**管理技術者**の立場で、同種・類似業務を指導した事業促進PPP業務の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上の場合に限る。**

	配点ウェイト	業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】 プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 **事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、**
「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理(主任)技術者として配置する場合、
「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「**部長・事務所長表彰の経験**」と同等に評価する【R3.8~】

認定条件 過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者**として携わった実績がある。

ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価

**プロポーザル方式で発注する、
他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合**

**「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で
『部長・事務所長表彰の経験』と同等に加点(3点)**

※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に加点評価

- ①表彰実績が無い(有する場合は表彰実績で評価)
- ②過去4箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の実績がある**
- ③②の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上**

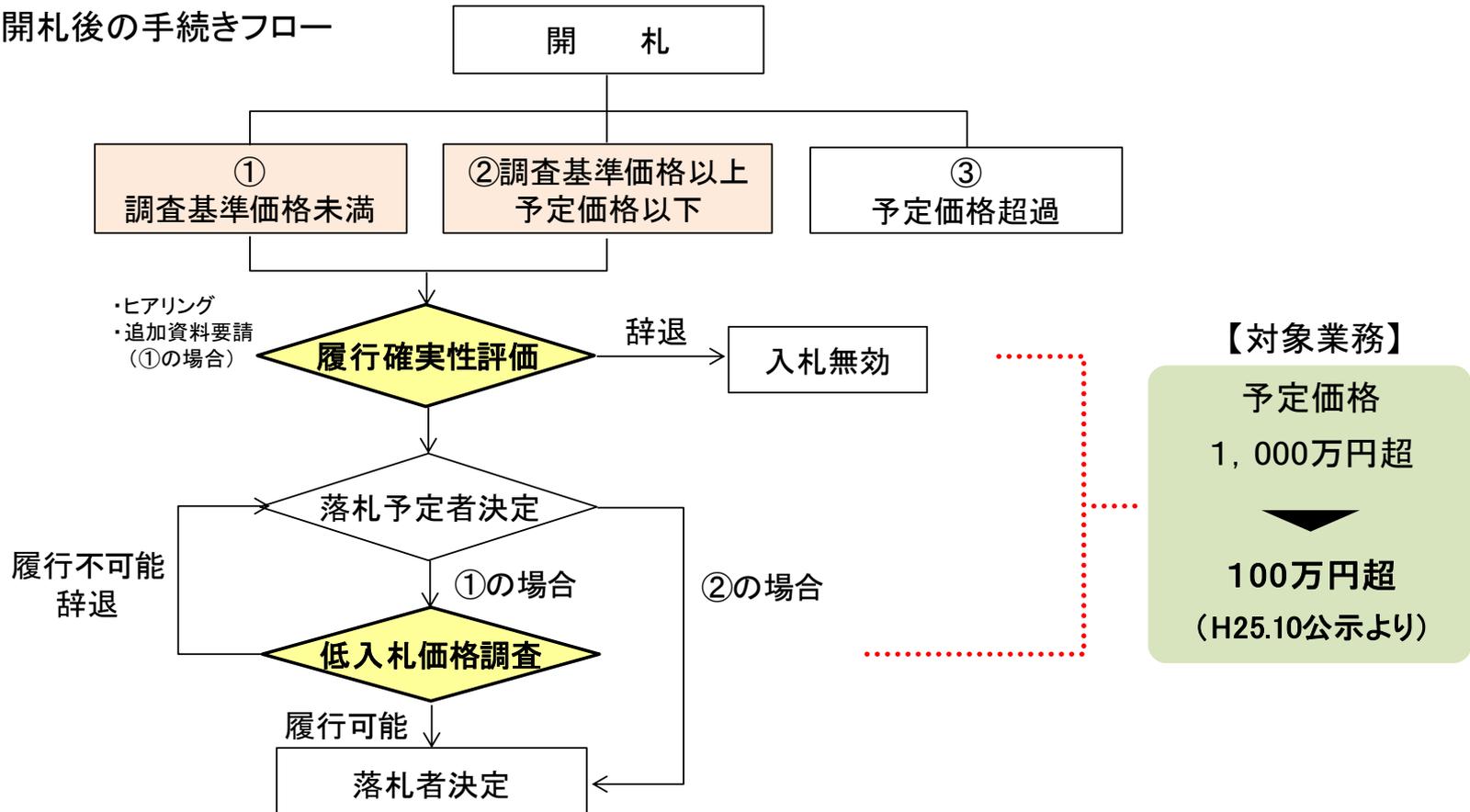
1-⑥継続 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大

【趣旨】更なる品質確保

【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格100万円を超える業務

【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10～】

■開札後の手続きフロー



1-⑦ 継続技術審査段階における条件明示チェックシートの提示

【趣旨】競争参加者への必要な設計条件等の確実な明示

【対象】1事務所1件の試行実施

【概要】条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更【R1.8～】

(条件明示チェックシート:発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。)

1. 条件明示チェックシートの提示時期の変更

	従 前	現 在(試行)
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左
提示時期	詳細設計契約後(の1回目打合せ前)	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)

2. 提示時期の変更によるメリット

【発注者のメリット】

- ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
- ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。
例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないクリティカルパスが可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

1-⑧ 継続適切な地域要件の設定(一部拡充)

【趣旨】地域企業の育成、確保

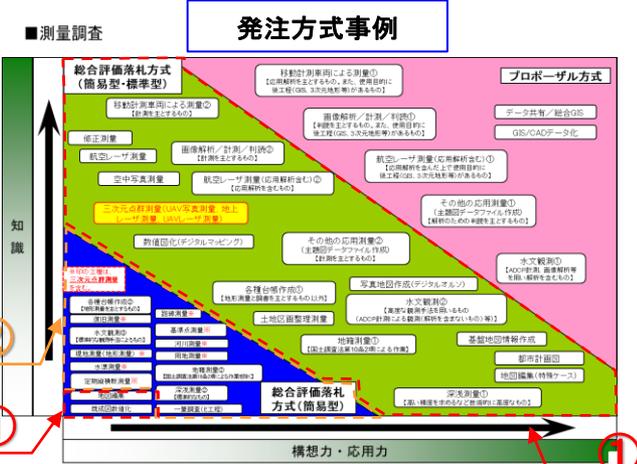
【対象】総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務(本店縛りは簡易型が対象)

【概要】「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「簡易型」で発注する業務※(現地作業あり)に拡充(原則)

※: 下図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務(業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く) 【R2.8~】

地域要件・本店縛り

- 一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中(業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性(業務実施可能者数)が確保されるよう設定)
- 本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価
- 本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的規模が小さい業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務に原則適用



見直し(拡充)前	土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル		
	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)
現場なし	比較的規模が小※1		必要に応じて実施
	その他	×	×
現場あり	比較的規模が小※1	×	積極的に実施
	その他		×

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

見直し(拡充)後	土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル			測量			
	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)※2	総合評価(簡易型)※3
現場なし	比較的規模が小※1		必要に応じて実施			必要に応じて実施	必要に応じて実施
	その他	×	×		×	×	×
現場あり	比較的規模が小※1	×	積極的に実施	×	×	積極的に実施	原則適用
	その他		×		×	×	

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

※2 : 概ね上図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 : 概ね上図(発注方式事例)の②が適用される業務

現在試行中

1-⑧ 継続 適切な地域要件の設定(一部拡充)

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 ○:適用
 ×:適用しない

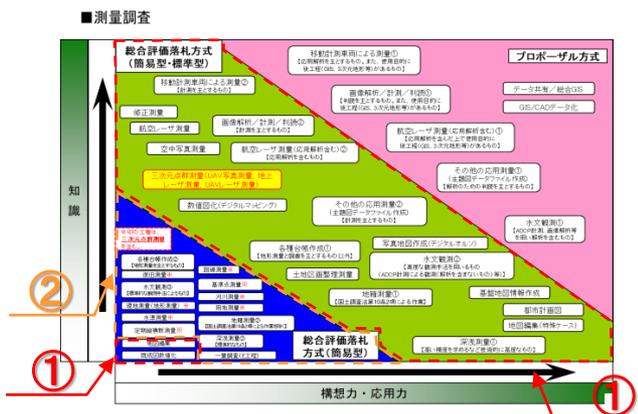
※印の工種は、三次元点群測量を含む

発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記に該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➢ 道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量※	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】※	○	×	➢ 砂防事業など、現地作業が困難な箇所を航空レーザを利用する事例
水準測量※	○	×	
定期縦横断測量※	○	×	➢ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	➢ i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例 (設計用数値地形図データ作成仕様に準拠)
既成図数値化	×	×	➢ GIS等で活用される地図データベースを作成する事例 (独自レイヤ設定や作成手法)
路線測量※	○	×	➢ 交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
基準点測量※	○	×	
河川測量※	○	×	➢ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量※	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➢ 山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例 (リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深浅測量②【標準的なもの】	○	×	➢ 急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
	○	×	➢ 面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

○測量業務において、本店縛りの適用対象を簡易型で発注する業務(現場作業あり)に拡充し、地域企業の育成確保を目的とした試行を実施。
 地域企業の育成確保を目的として試行している本店、支店又は営業所縛りの試行状況は、概ね横ばい。【R2.8~】

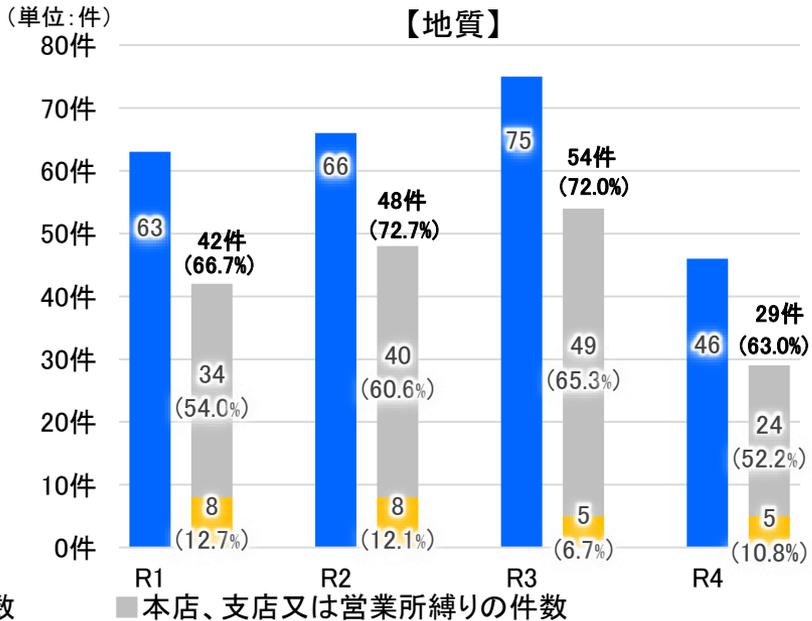
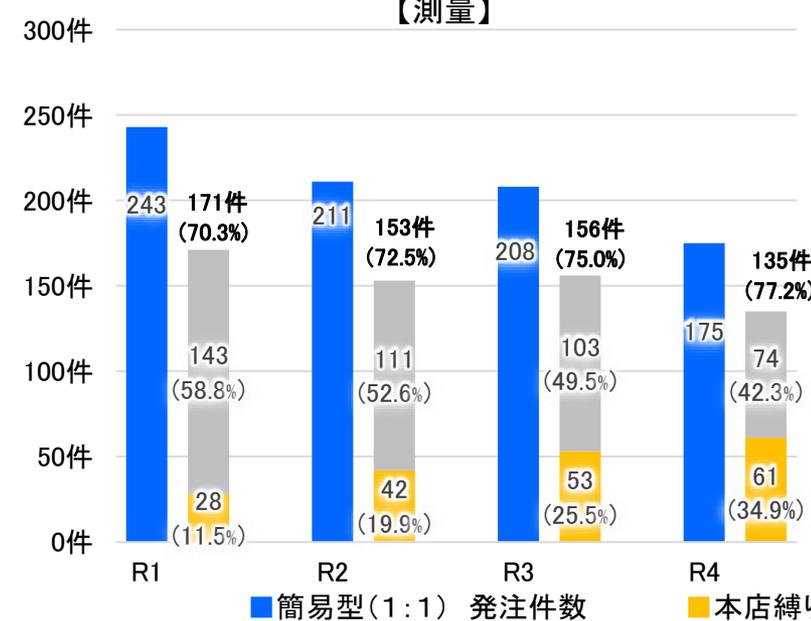
本店縛りの実施概要(令和2年8月から)

		土木コンサル、地質調査、補償コンサル			測量 ① ②			
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型) ※2	総合評価(簡易型) ※3
現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	×	必要に応じて実施	
	その他			×			×	
現場あり	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	積極的に実施	原則適用	
	その他			×				×



※1 概ね1,500万円以下が目安
 ※2 概ね右図(発注方式事例)の①が適用される業務
 ※3 概ね右図(発注方式事例)の②が適用される業務

■本店の所在の有無を入札参加資格要件(本店縛り、本店、支店又は営業所縛り)での実施状況



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R1~R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

「地域要件」の設定と「地域性」の評価

一部拡充

参加資格(地域要件)

○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を**参加資格要件**とする

○○○に本店がある

○○○に支店・営業所がある

上記以外は指名しない

資格

総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて**参加資格要件**として設定

評価

総合評価落札方式の「**入札参加者を指名するための基準**」で評価

継続

地域性—地理的条件

○指定エリアにおける**本店・支店・営業所の有無**を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「**地理的条件**」)

○○○に本店がある

○○○に支店・営業所がある

上記以外(加点なし)

新規

地域性—地域貢献度

○指定エリア内における**災害活動実績**を評価
(「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「**地域貢献度**」)

○○事務所(発注事務所)における**災害活動実績**がある

○○事務所(発注事務所)管内**災害活動実績**がある

関東地整管内における**災害活動実績**がある

上記以外(加点なし)

1-⑨ 継続 災害協定等に基づく活動実績の評価対象の拡大

【趣旨】品確法改正、災害の激甚化などを受けた、迅速な災害対応体制の確保(災害時の地域担い手確保・育成)

【対象】総合評価落札方式(標準型、簡易型)で発注する全業務で選択可とする。

【概要】「地域性—地域貢献度」の評価項目として「**災害活動実績の評価**」を新規設定 (「地理的条件」の評価は継続)

・指定エリア内における**災害活動実績**を評価

・災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施し、
『**災害活動実績証明書**』の交付を受けた**災害活動実績(過去5年間)**を評価

(「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)

・**評価対象を国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大【R3.8～】**

■災害活動を証明する資料

- ・関東地方整備局の実績 : 災害活動実績証明書(関東地方整備局の本局、事務所等が発効したもの)
- ・国の機関、地方公共団体、特殊法人等 : 災害活動実績時の災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写しを必ず添付
個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し(協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの)を必ず添付

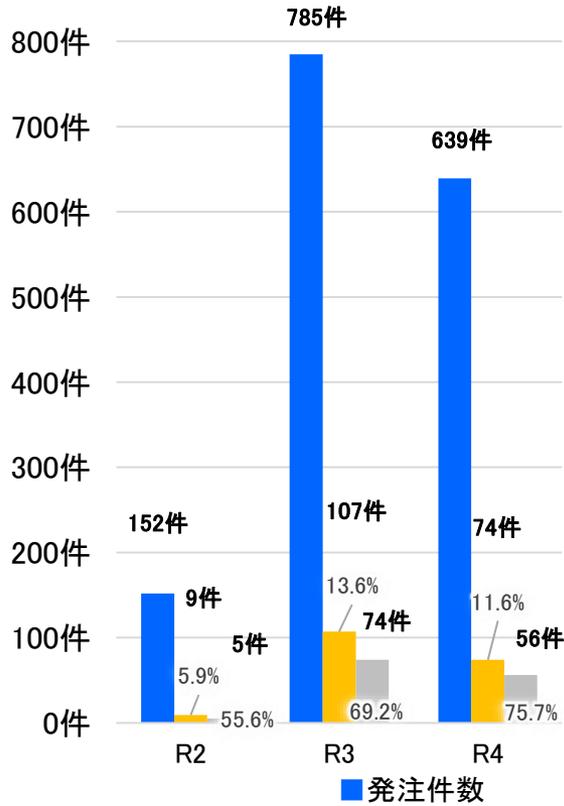
	地域貢献度	地理的条件【継続】				
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、 総合評価落札方式の「 入札参加者を指名するための基準 」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」)	指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を総合評価落札方式の 「 入札参加者を指名するための基準 」で評価 (「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」)				
評価内容		評価ウェイト			評価ウェイト	
	実績内容	地理的条件なし	地理的条件あり	所在地	地理的条件なし	地理的条件あり
	発注事務所における災害活動実績がある	6	3	〇〇〇に本店がある	—	3
	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある 事務所等※の災害活動実績※がある	4	2	〇〇〇に支店・営業所がある	—	1
	関東地整管内における災害活動実績※がある	2	1	上記以外	—	加点しない
	上記以外	加点しない		上記以外	—	加点しない
対象	原則、総合評価落札方式で発注される 全業務(選択可)	総合評価落札方式で発注され、現場作業(現地踏査等を除く)がある業務				

※: 関東地整の本局・事務所等、国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等 の実績

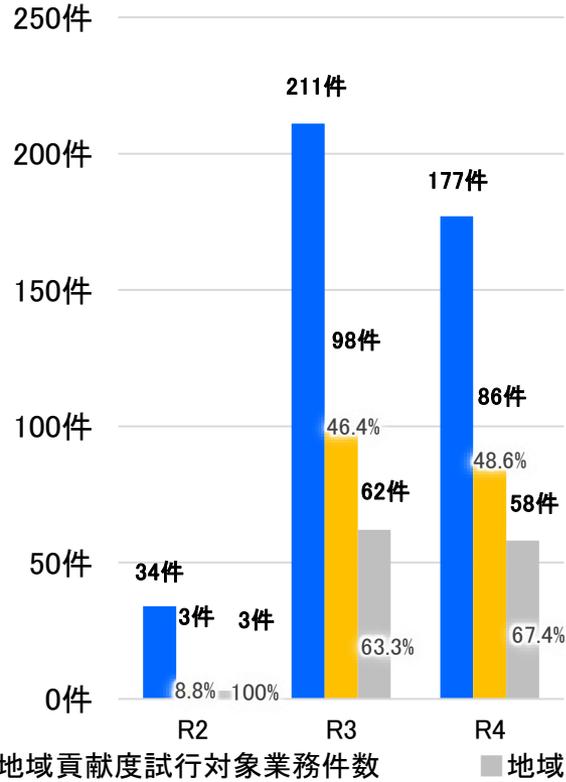
1-⑨ 継続災害協定に基づく活動実績の評価 試行状況

○地域貢献度にて災害活動実績の評価を実施している業務は、総合評価落札方式で発注される全業務で選択可能な試行を行っている。【R2.8～】
対象業務で発注すると落札している企業は全業種において、約60%以上が受注している状況。

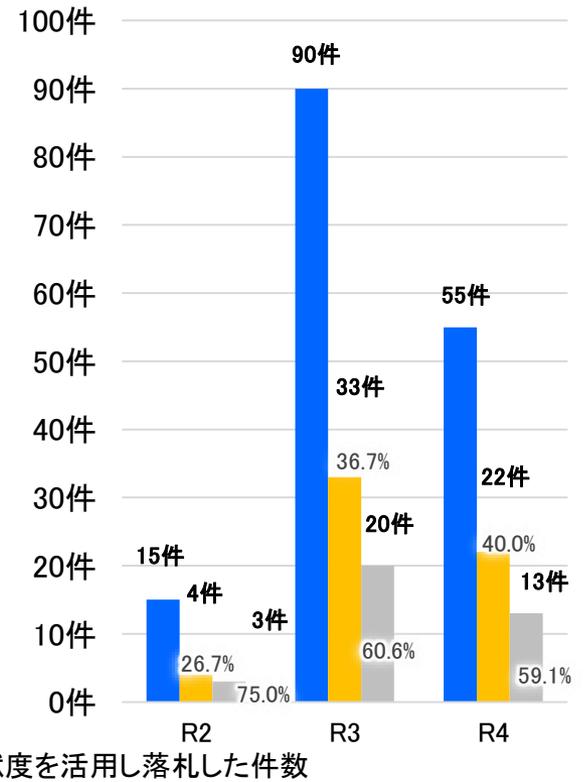
（単位：件） 【土木コンサル】



（単位：件） 【測量】



（単位：件） 【地質】



災害活動実績の評価においては、R3. 8より、評価対象を国（関東地整以外）の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大している。試行実施状況については、引き続き注視し、効果を検証を進めていく。

※ 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R2年度は8月以降～3月末時点。R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点
※ 土木コンサルの発注件数は、発注者支援を除く。

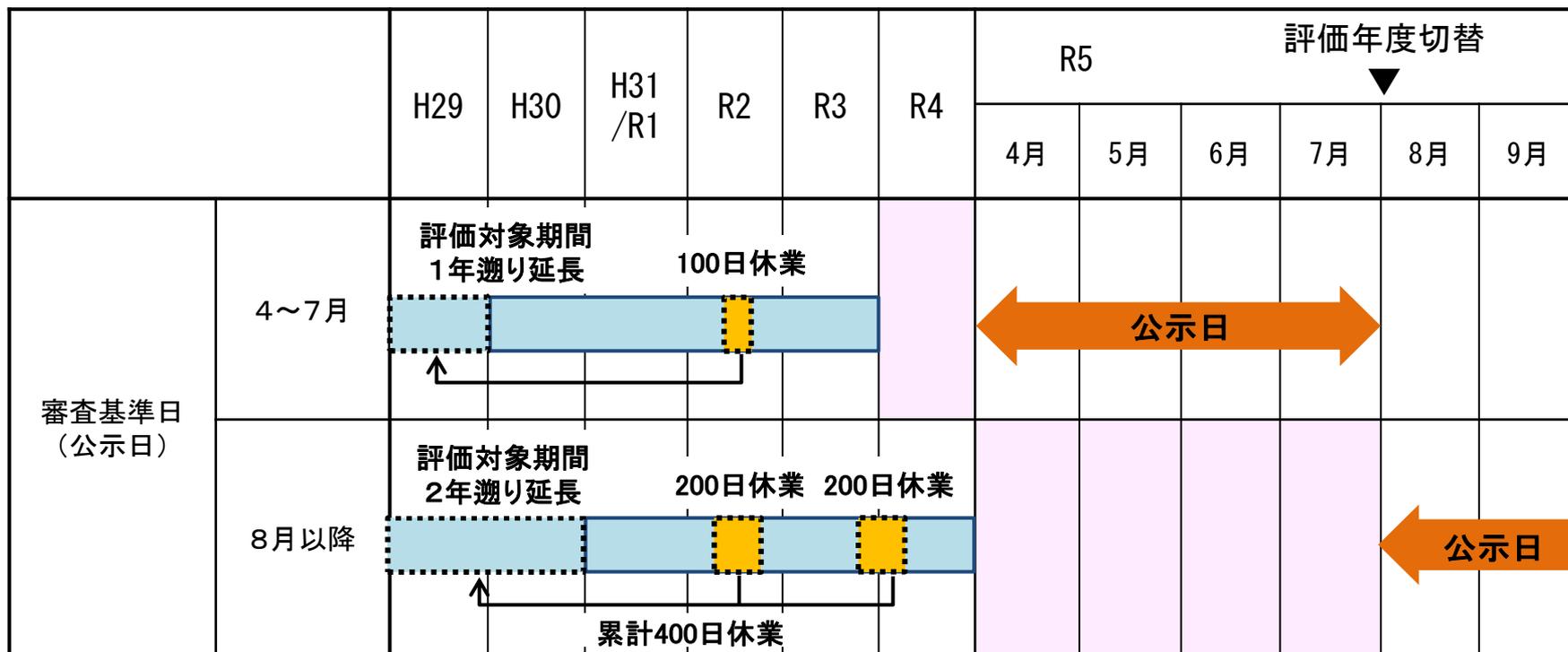
1-⑩ 継続業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)

【趣旨】WLBへの配慮、女性技術者等の活躍支援

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務対象となる休業:「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」

【概要】配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長【H28.8～】

■ 業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例



□ : 評価対象期間外

2-① 分離発注の徹底

【趣旨】担い手の育成・確保

【対象】測量、地質調査、設計等の業務

【概要】業種区分に応じた分離発注を原則とする。

やむを得ず複合業務とする場合は設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保する。

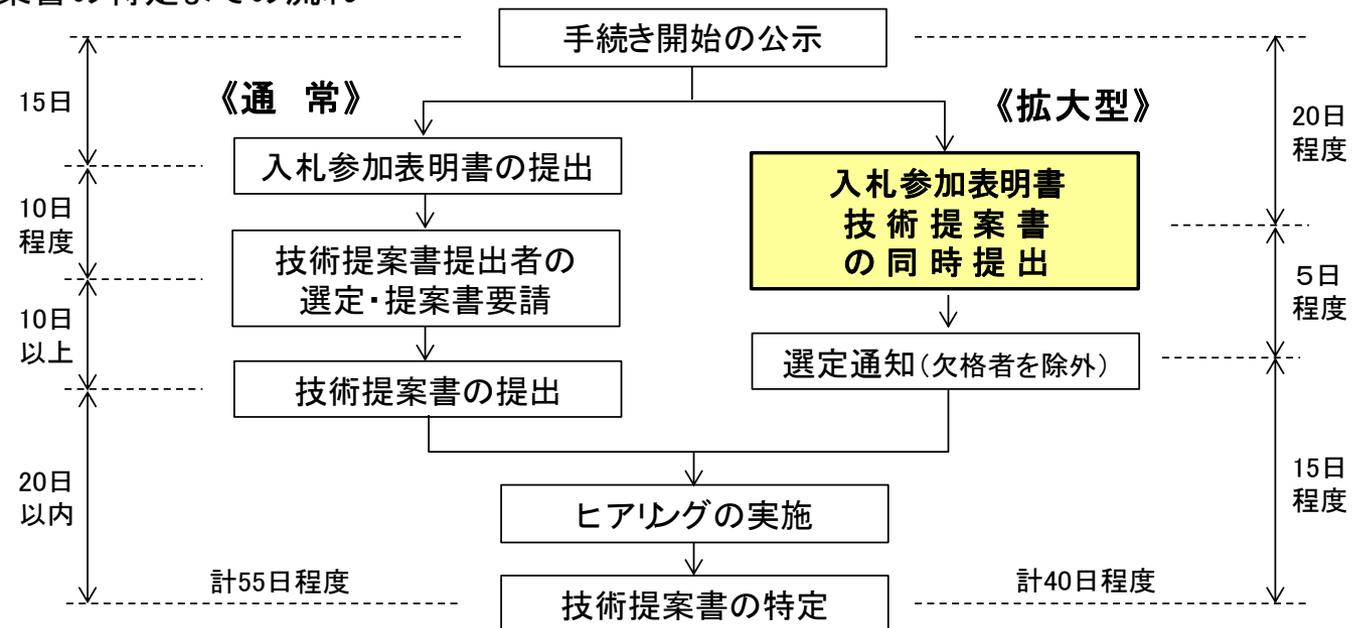
2-② 拡大型プロポーザル方式の導入

【趣旨】品質向上

【対象】簡易公募型プロポーザル方式(準ずる含む)で発注する業務

【概要】幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。【H25.10~】

■ 技術提案書の特定までの流れ



2-③継続業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更

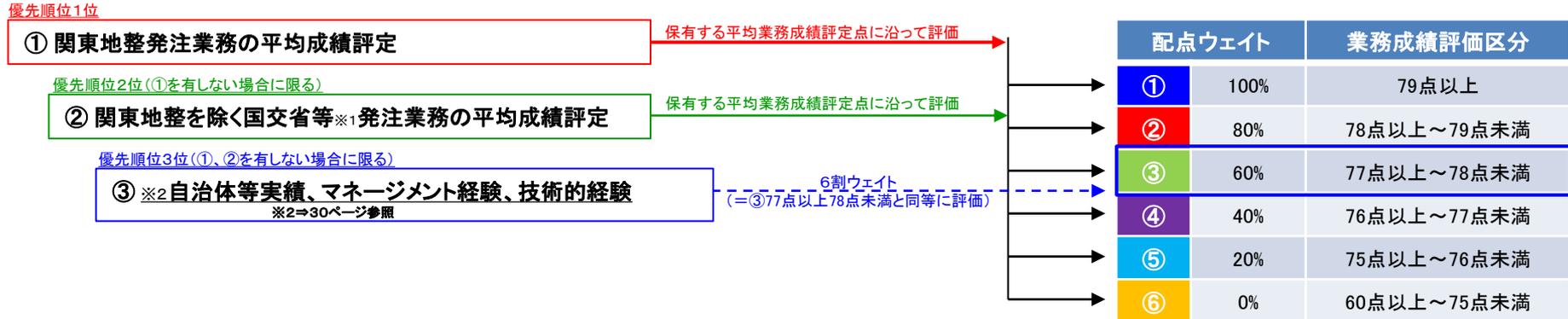
業務成績評点の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、技術力による選定

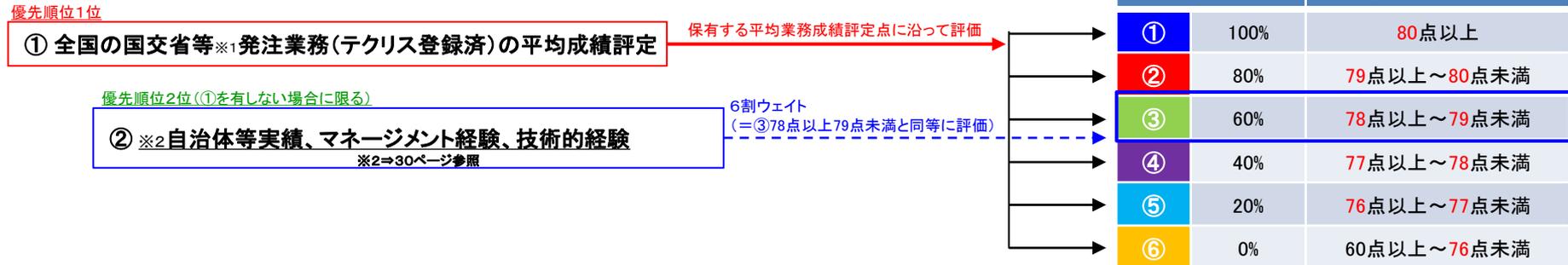
【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し【R3.8～】

これまで(R3. 7末まで)



現在(R3. 8から適用)



※評価区分については、次頁参照

※1 国交省等：国土交通省地方整備局等(北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、国土交通省本省内部を除く、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港関係を除く))

◆ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

【趣旨】業務成績評点の評価基準見直しを受けた評価区分の適正化

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化をはかる【R3.8～】

土木コンサル・地質・測量

※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和3年度企業評価のグラフは令和2年度企業平均点(H30・R1年度完了業務)のデータを元に整理
 ※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

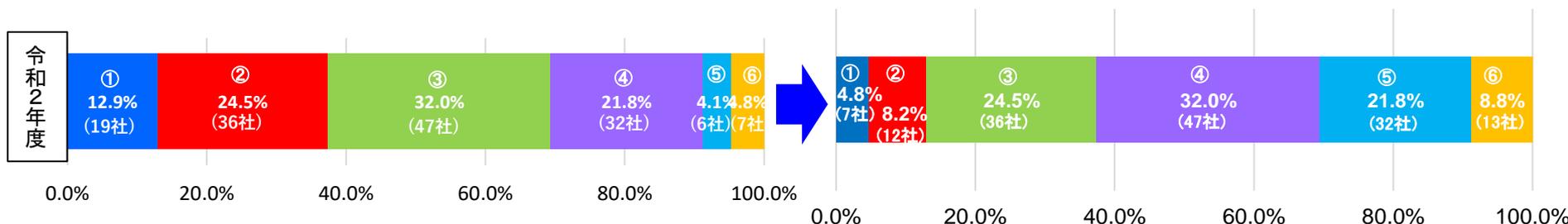
令和3年7月まで

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	79点以上
② 80%	78点以上～79点未満
③ 60%	77点以上～78点未満
④ 40%	76点以上～77点未満
⑤ 20%	75点以上～76点未満
⑥ 0%	60点以上～75点未満



現在(令和3年8月から適用)

配点ウェイト	業務成績評価区分
① 100%	80点以上
② 80%	79点以上～80点未満
③ 60%	78点以上～79点未満
④ 40%	77点以上～78点未満
⑤ 20%	76点以上～77点未満
⑥ 0%	60点以上～76点未満

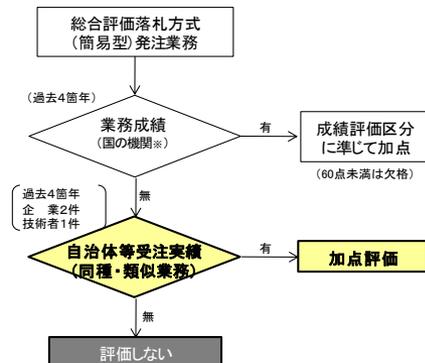


自治体等からの受注実績の評価

○企業・技術者ともに国の機関※1発注業務の同種・類似業務実績を有さず、関東地整管内の自治体等発注業務の実績を有する場合は業務実績として認める(H23～)(過去4箇年に企業2件※2、技術者1件※3以上)

○発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記受注実績が確認できれば、総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務の「業務成績」の評価において加点(港湾空港、建築コンを除く)

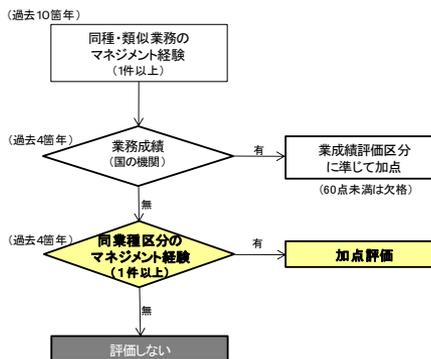
- ※1 国の機関：関東地整を除く本省内部を除く国土交通省(国土地理院、国総研を含む)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港を除く)
- ※2 同一の自治体等の発注業務であること
- ※3 企業実績と同一の自治体等の発注業務であること
- ※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照



マネジメント経験の実績を評価

○発注業務の同種・類似業務のマネジメント経験※5を同種・類似業務実績として認め、入札参加が可能。

○国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合、過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上マネジメントした経験を有する場合は「業務成績」の評価において加点する。



※5 マネジメント経験者

以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者

- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
- ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
- ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

業務実績要件の緩和(試行)における技術的経験

○業務実績要件の緩和(試行)：「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案内容を裏付ける『技術的経験』を求める試行

○企業、配置予定技術者が業務成績を有さないが、「技術的経験」を有することを確認できた場合に「業務成績」の評価において加点。

○「技術的経験」とは

◆企業の技術的経験

技術提案書の提出者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、②の研究機関との研究において活用した実績。

◆配置予定技術者(管理技術者)の技術的経験

配置予定技術者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、②の研究機関との研究において活用した実績、②の研究機関で研究を行った実績。(技術的経験の業務内容が本業務と同様であることは要さない)

※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照

2-③ 継続業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更

優良業務表彰等の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、海外実績、業務のマネジメント力など高い技術力を有する企業・技術者の参加機会拡大

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ◆プロポーザルは「全国実績」で評価、総合評価は「関東地整実績」で評価【R3.8～】

◆海外インフラプロジェクト業務表彰の評価

⇒大臣表彰は「局長」表彰、大臣奨励賞は「部長・事務所長」表彰と同等に評価

◆事業促進PPP業務における管理(主任)技術者の経験を「部長・事務所長」表彰と同等に評価※1、※2、※3

これまで(R3. 7末まで)

企業

	配点
① 関東地整発注業務における局長表彰の経験	① 5点
② 関東地整発注業務における部長・事務所長表彰の経験 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

技術者

	配点
① 関東地整発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	① 5点
② 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

※1 1-5参照

※2 プロポーザル方式で発注される業務に限る

※3 過去4年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者として携わった実績がある。
ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る

※4 優秀技術者表彰経験又は優良業務表彰を受けた業務に携わったことをデクリスで確認できる場合に評価

※5 2-6参照

現在(R3. 8から適用)

企業

	配点
① 局長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	① 5点
② 部長・事務所長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

技術者

	配点
① ・局長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣表彰※5	① 5点
② ・部長・事務所長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣奨励賞※5 ・過去4年度間の事業促進PPP業務における管理・主任技術者の経験※1、※2、※3	② 3点
③ 実績なし	③ 0点

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

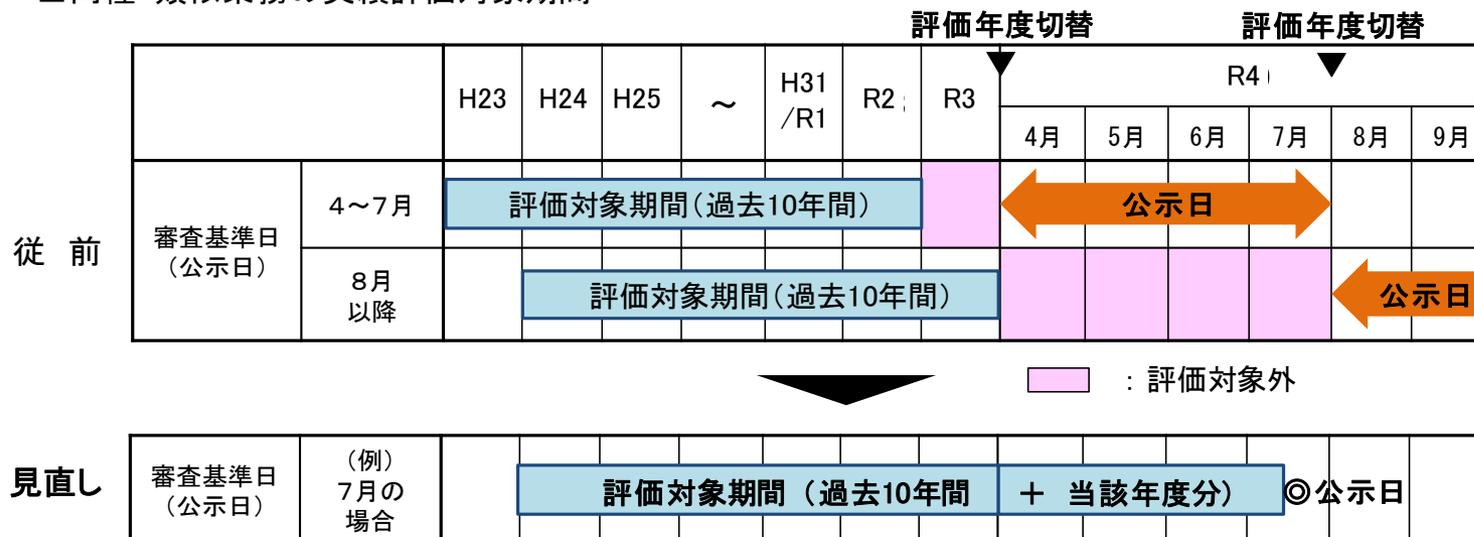
【趣旨】「履行期限の平準化」の取組み推進(繰越制度の活用等)等への対応

【対象】同種・類似業務実績を求める業務

【概要】○評価年度の切替を4月とし、過去10年+当該年度の審査基準日(公示日)までに完了した業務が対象となるよう見直し【H28.4公示～】

○評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長
 (1-10) 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)を適用)

■ 同種・類似業務の実績評価対象期間



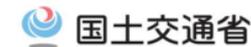
【趣旨】 海外進出や国内外の技術者の相互活用促進

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ・海外インフラプロジェクト技術者認定を受けた同種・類似業務を実績と認める【R3.4～】

・海外インフラプロジェクト表彰を受賞した技術者を、配置予定技術者の優良表彰の評価において加点評価

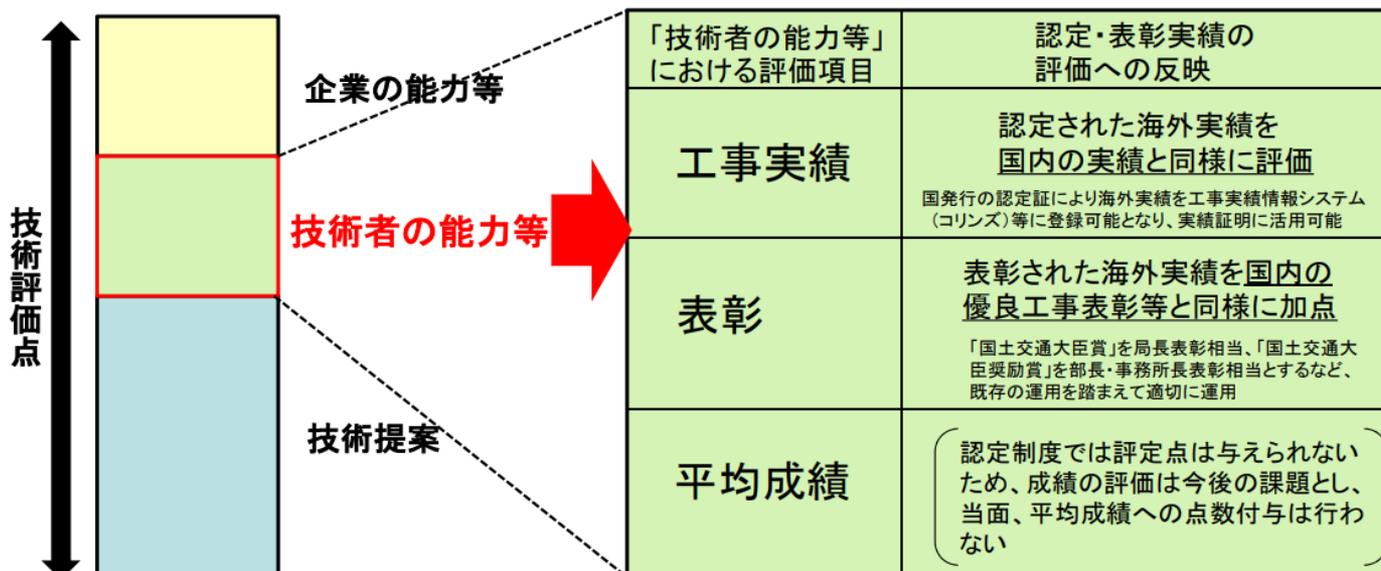
認定・表彰された実績の直轄工事・業務における評価



- 本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
- 認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
- 直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価されることで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)

総合評価落札方式における技術評価



※工事の「技術提案評価型」の場合の例

2-⑥ 継続 手持ち業務量(金額上限)の見直し

【趣旨】 品質確保のため、より高い技術力を有する技術者の参加機会の確保(手持ち業務量による受注制限を改善)働き方改革等への配慮から、件数は変更せず、状況の変化※のみを考慮

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 配置予定管理(主任)技術者の手持ち業務量の金額上限見直し【R3.4～】

【参考】手持ち業務量の緩和



- 建設コンサルタント業務等は、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して、複数の業務を同時進行で実施することが通常
- 業務量の集中、労働条件の悪化等による業務成果品の品質低下を防ぐため、手持ち業務量を設定

入札説明書 共通事項
配置予定技術者に対する要件
管理(主任)技術者

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について
建設省厚契発第43号平成12年12月6日

(略)

4) 業務実施上の条件

① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする

・手持ち業務量

平成〇年〇月〇日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)

管理技術者: 全ての手持ち業務の契約金額合計が〇円未満かつ手持ち業務の件数が〇件未満である者

(略)

【注:「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。】

【注:「〇円」は4億円程度、「〇件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】

(以下略)

【状況の変化】

<新たな業種の発生>

- ・事業促進PPPの導入・拡大(H24から導入)
- ・当該業務の契約金額は概ね120百万円/件

<契約額の変化>

- ・当時は平均契約額を4,000万円/件を想定と史料
- ・R1年度完了業務の平均は約4,500万円/件
発注ロットの変化等が原因と史料



- ・手持ちの金額が、上限に達しやすくなっており、災害復旧等、緊急時への対応に支障が生じる懸念が有
- ・新たな業種の発生や契約額の変化・物価の変動等を考慮した上で、手持ち金額を緩和すべきではないか

ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が4億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)



ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が**5億円**未満
かつ契約件数の合計が10件未満
であることを標準とする。
(以下略)

※手持ち業務の中に低入札契約が含まれている場合は、**2.5億円**、**5件**未満に変更。

【趣旨】照査技術者の配置要件の見直し

【対象】総合評価落札方式・プロポーザル方式(詳細設計等の照査技術者を配置する業務)

【概要】適質な品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。

照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる。建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中、ベテラン技術者の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。【R4.8～】

設定条件

業務経験—過去10年間の同種・類似業務の実績として、照査技術者の実績を追加。【見直し】

技術力—過去4年間の業務成績評点に、照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加。【見直し】

指名・選定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理(主任)・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任)・担当技術者で携わった業務の業務評定点

技術評価点算出・特定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理(主任)・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理(主任)・担当技術者で携わった業務の業務評定点



見直し(案) 評価基準		
管理(主任)・担当・照査技術者の実績		
管理(主任)・担当・照査技術者で携わった業務の業務評定点		

見直し(案) 評価基準		
管理(主任)・担当・照査技術者の実績		
管理(主任)・担当・照査技術者で携わった業務の業務評定点		

※国土地理院で発注されている業務においては、担当技術者ではなく、作業班長として登録されているもの

【趣旨】テレビ会議システムによるヒアリングの実施を標準化
 【対象】技術提案内容のヒアリングを実施する全ての発注方式
 【概要】従来より対面式によりヒアリングを実施してきたが、感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用としてきたが、**発注者及び受注者双方から技術提案書の内容をヒアリングにより確認したい**との要望があり、テレビ会議によるヒアリングの実施に向けた環境が整ったことから、原則、テレビ会議システムにより実施する。【R4.4～】

テレビ会議システムによるヒアリングの実施

<発注者のメリット>

- ヒアリングを行うことで評価がしっかり出来る。
- 技術提案書提出者に対して、
 - ・受付する時間
 - ・会場（会議室）までの誘導
 - ・会議室の確保
 等が無くなる。

<受注者のメリット>

- 会場（発注事務所等）への移動時間が無くなる。
- 技術提案の内容をしっかりとアピールすることが出来る。

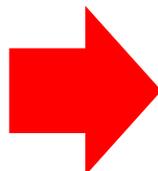
在宅勤務でもヒアリング可能なことから働き方改革にも寄与し、移動時間の削減により生産性向上に寄与。

感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用における評価風景（自席等で評価）



※ヒアリング実施
 プロポ、総合評価（標準型1:2、標準型1:3）
 ※ヒアリング省略
 総合評価（標準型1:3（技術者評価重視型））
 総合評価（簡易型1:1、実施能力評価拡大型）

テレビ会議システムを活用したヒアリング風景



趣旨 働き方改革、労働基準法改正(残業時間の上限規制)を受けた再改善(感染症拡大防止効果も期待)

対象 資料閲覧を行う全業務(原則、契約中の業務も含む)

概要 過年度成果等の資料閲覧時に、クラウドを介した電子成果品の一時コピーを認めることで、発注事務所等へ移動せずに、自社において資料閲覧を行える方式に改善。

現行(新試行:R2.9~)

- クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧を可とする。*電子データが無い資料を除く
- 従来FAXで行っていた閲覧申請をメール申請に改善。誓約書もメール提出可。(R2.12~改善)

期待される効果

主に受注者側の働き方改革に寄与

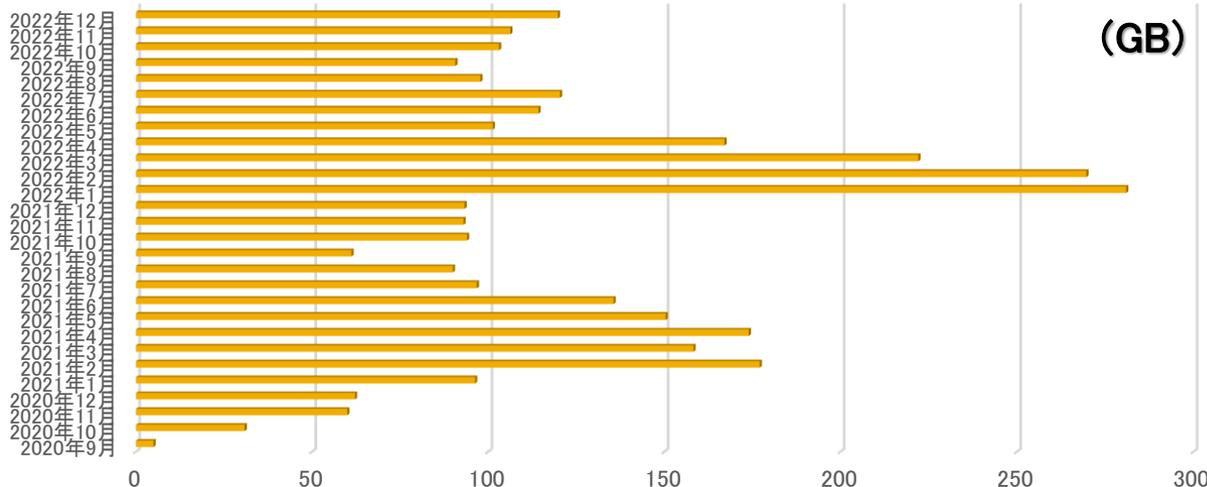
- 閲覧会場への移動が不要(自社でDL、一時複製、閲覧が可能) など



留意事項

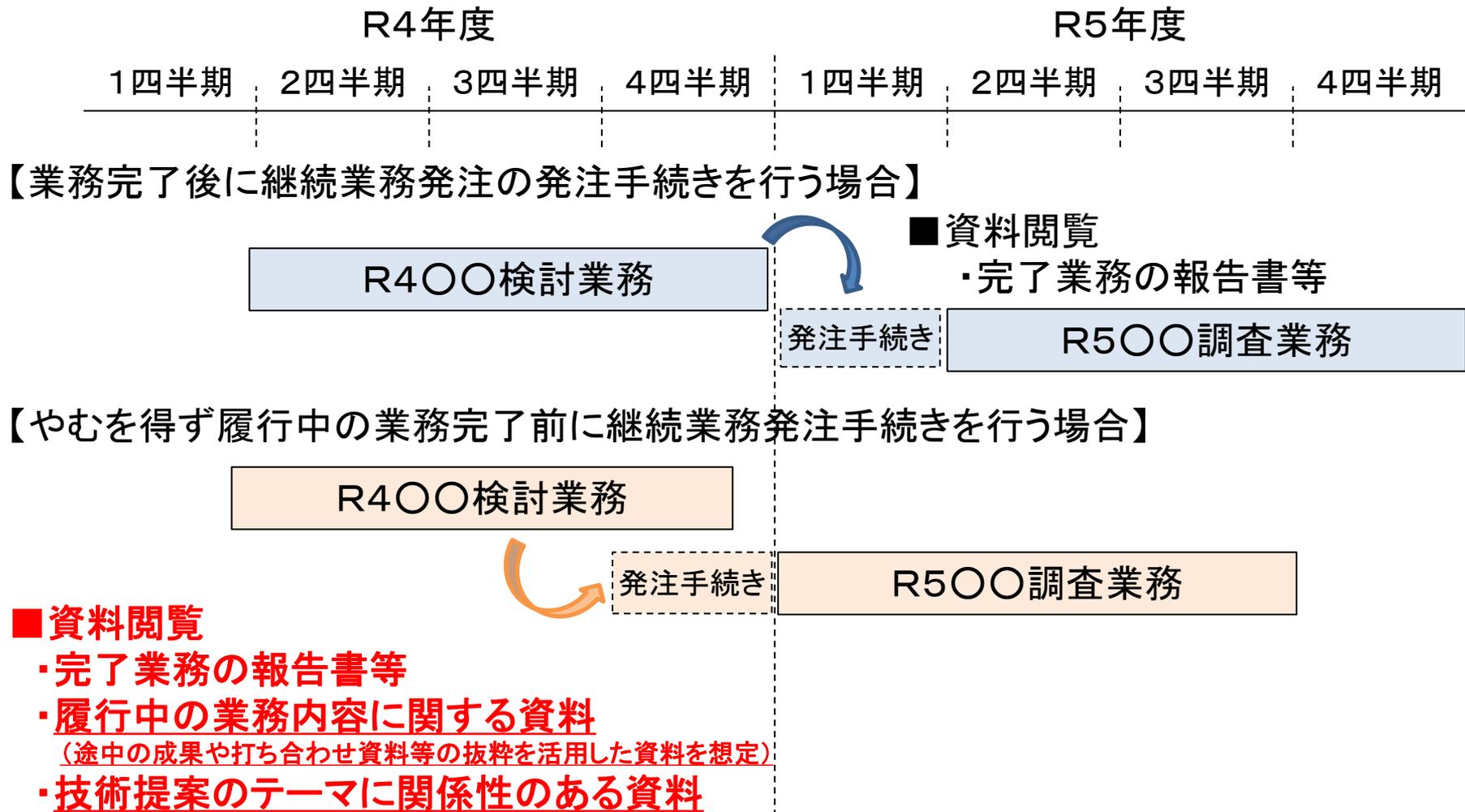
- 電子データの取扱い(セキュリティ対策)として、誓約書提出を義務づけ
- 電子成果品が無い(電子成果品以前の業務成果など)場合は、従前通りの閲覧(紙成果)で実施

資料閲覧のため、電子成果品をクラウドへアップロードした月別の容量数



○資料閲覧の実施方法

- ・ R 3 年度よりクラウドを活用した資料閲覧を実施
→ 資料閲覧は事務所へ来所することなく電子データにて資料閲覧を実施



◆入札説明書等の記載の簡素化

【趣旨】入札参加にかかる作業(受注者)、評価作業(発注者)の負担軽減 等

【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】・入札説明書等の記載内容見直し・共通事項のホームページ掲載

- ・指名選定時等の評価方法見直し・参加表明書添付資料の簡素化
- ・総合評価落札方式(簡易型)の、技術提案書記載内容の見直し・過剰記載の抑制【H27.8~】
- ・実施方針における評価ポイントの明確化【H28.8~】

■技術提案書の記載内容

項目	従 前	試 行
実施方針	・業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着眼点は複数記載可	・発注者が提示する、成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス 等 における課題(留意点)とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる1項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工程表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
その他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	—

◆入札公告資料の合理化

趣旨) 事務負担の軽減、記載ミスの防止

対象) プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

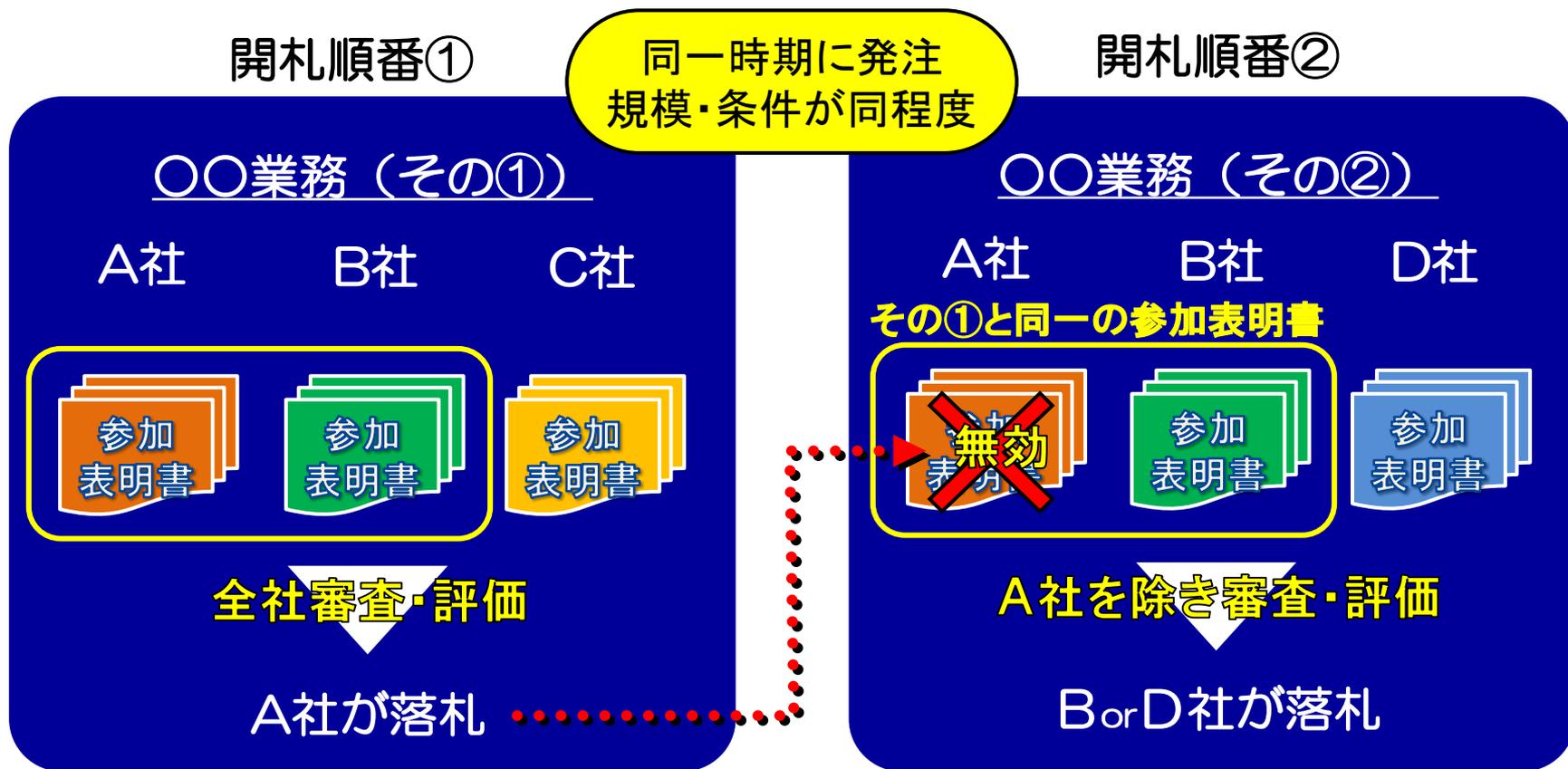
概要) 入札説明書(個別)等に記載されている資格要件や参加表明書の提出期限などの必要事項を定型様式にとりまとめ、入札説明書(個別)に添付。【R2.4~】

受注者の業務内容確認作業の負担の軽減、発注者の条件設定のミス防止をはかる

【趣旨】受注者の入札参加にかかる作業負担軽減 等

【対象】総合評価落札方式で発注する業務のうち、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くないもの
(例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等)

【概要】・同一時期発注の規模、条件が同程度の複数業務に、同一の参加表明書での参加を認め、評価する方式。
・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定(同じ管理技術者での重複受注は認めない)【H28.8~】



【趣旨】受・発注者の負担軽減

【対象】総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務

【概要】評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視する評価方法。

H27年度から詳細設計等の業務に限定して適用。活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)

更なる事務負担軽減のため、ヒアリングを省略。【H29.4～】

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務

【概要】「簡易な参加表明書」により、非指名と想定される者をより分けることにより、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

また、参加表明書の様式をExcel形式にまとめ、参加表明書作成の作業が効率的に行える仕組みを構築し、参加者の事務負担の軽減を図る。【H30.8～】

【趣旨】総合評価落札方式(一部試行を除く)の技術提案書の評価にて無効となった参加者に対し、その旨を通知する。

【対象】(簡易)公募型競争入札(総合評価)方式(簡易型の実施能力評価型を除く)で発注する建設コンサルタント業務

【概要】対象業務では指名通知のみ通知し、技術提案書が無効となった場合、通知が無く、入札に参加する。提案が無効の場合、入札に至る前に技術提案書が無効となった旨を通知することで、無効な入札手続きを省略する。なお、提案の無効がない場合は、通知せず入札を執行する。【R4.4～】

3-⑧ 継続実施能力を評価した選定(更なる簡素化)

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

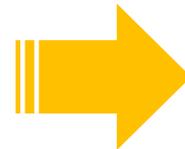
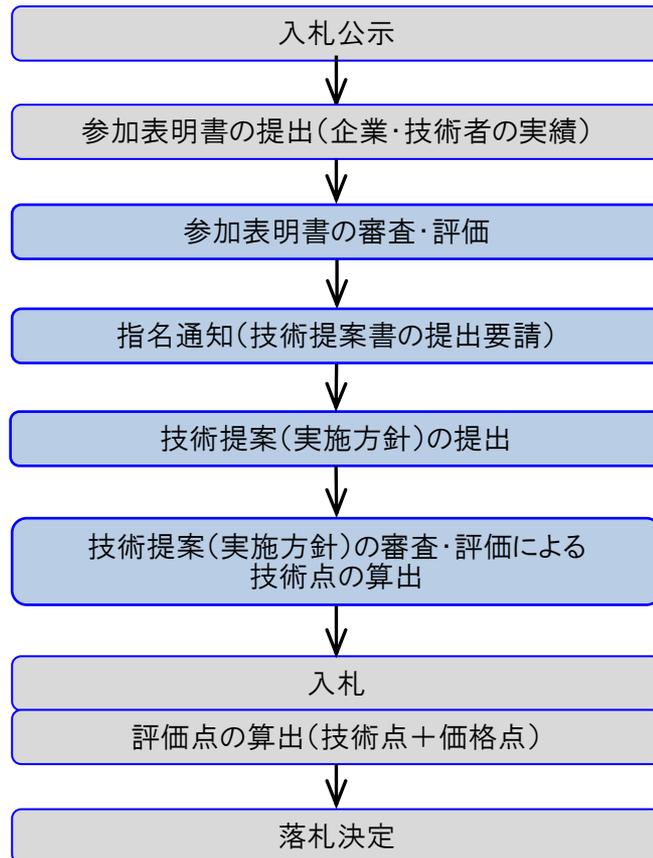
【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する一部業務

【概要】参加表明書と技術提案書(実施計画書)の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行い、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

技術提案書(実施計画書)の記載は簡素化し、受注者の資料作成の負担軽減を図る。

試行対象業務は当面「水質調査業務」「交通量調査業務」「点検業務」とする。【R1.8～】

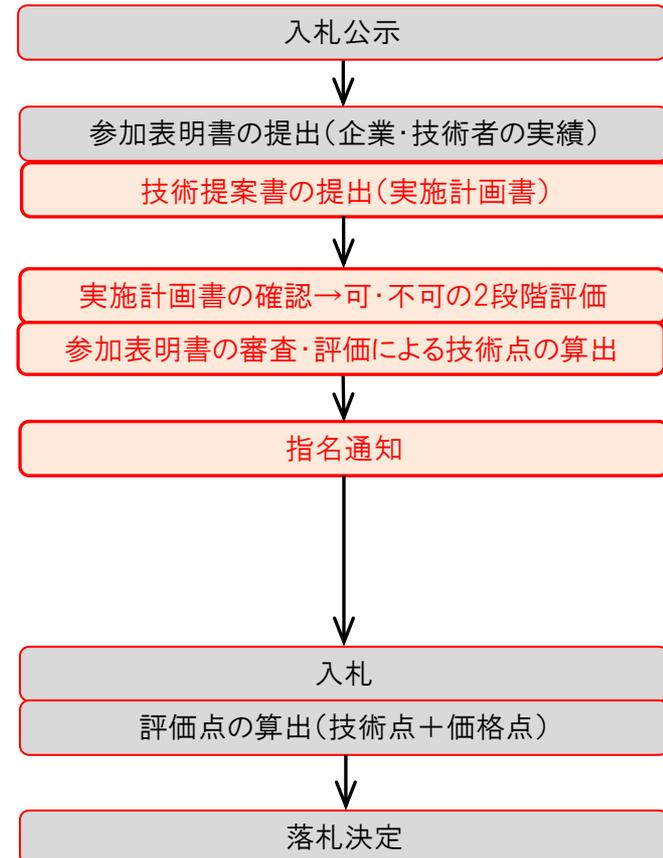
【指名競争】総合評価落札方式の実施手順



2段階審査を
1段階審査へ

手続き期間の
短縮

【指名競争】総合評価落札方式(実施能力評価型)の実施手順

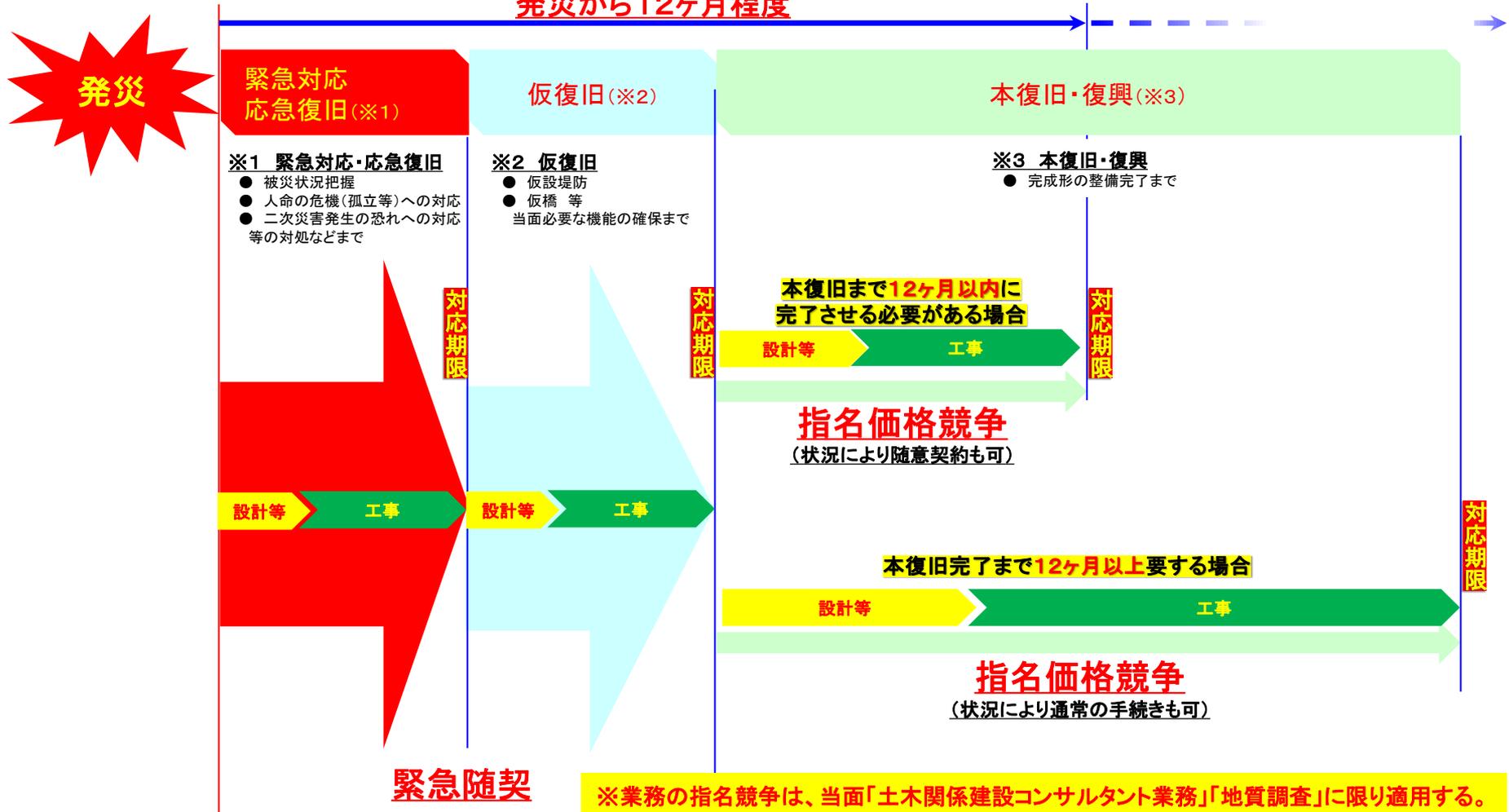


3-⑨ 継続 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用

【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保

【対象】災害復旧等関連の業務（※当面「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査」に限り適用）

【概要】迅速な体制確保のため、災害復旧等関連業務に、**随意契約、通常指名競争を積極的に活用【R2.4～】**



◆インターネットを活用した建設コンサルタント業務等の入札・契約過程、契約内容等に係る情報公表

【趣旨】働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた改善

【対象】建設コンサルタント業務等

【概要】従前、事務所等で閲覧に供していた、入札・契約過程、契約内容等に係る情報を自社等で「入札情報サービス(PPI)」により閲覧可能に改善。【R2.10～】

入札情報サービス(PPI)で閲覧可能な情報

指名競争	プロポーザル
指名業者名及び指名理由	選定業者名及び選定理由
公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書	公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書
予定価格	プロポーザル評価表
調査基準価格	プロポーザル方式の特定結果書
予定価格の積算内訳	随意契約結果及び契約の内容※
業務設計書	予定価格の積算内訳※
契約の内容	業務設計書※
入札調書	プロポーザル評価表
技術点評価結果	

※ プロポーザルに付した場合以外の随意契約においても適用

令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔役務の提供等〕

令和5年度の実施方針

令和5年3月



国土交通省 関東地方整備局

I . 役務の提供等(企画競争方式)	3
I - 1. 企画競争方式の対象業務	4
I - 2. 企画競争方式の令和5年度実施方針	5
補足説明資料	9
II . 役務の提供等(総合評価落札方式(一般競争))	15
II - 1. 総合評価落札方式(一般競争)の対象業務	16
II - 2. 総合評価落札方式(一般競争)の令和5年度実施方針	17
III . 役務の提供等(参加者の有無を確認する公募)	20
III - 1. 参加者の有無を確認する公募の概要	21
III - 2. 参加者の有無を確認する公募の令和5年度実施方針	22

I . 役務の提供等(企画競争方式)

「役務の提供等」であって、

【1】高度な企画立案を要する業務

(ex. 企画立案を伴う広報媒体の制作や催事の運営等に関する業務)

【高度な企画立案を要する業務の例】

- | | |
|---|---|
| <p>①パンフレット・ビデオ作成</p> <ul style="list-style-type: none">・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作 <p>②ホームページ作成</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページの作成に関わる企画・編集 | <p>③イベント</p> <ul style="list-style-type: none">・催事の開催に関わる企画・運営・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営 <p>④新聞掲載</p> <ul style="list-style-type: none">・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営 |
|---|---|

【2】高度で高い信頼性を要する業務

(ex. 迅速性・信頼性を要する情報提供業務やシステム開発・改良業務、不動産鑑定評価業務)

【高度で高い信頼性を要する業務の例】

- | | |
|---|--|
| <p>①情報提供業務</p> <ul style="list-style-type: none">・迅速性・信頼性を要する情報提供業務 <p>②情報システム</p> <ul style="list-style-type: none">・情報処理システムの開発・改良を行う業務 | <p>③研究・開発</p> <ul style="list-style-type: none">・研究・開発を行う業務 <p>④不動産鑑定</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産鑑定の評価を行う業務 |
|---|--|

※ 「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

等の企画提案書等の提出を求める必要があるもの

※平成18年8月25日付け『公共調達の適正化について』(財計第2017号)が通知され、「複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法(企画競争)」が定義等されたこと受け、国土交通省は「企画競争の実施について」(平成18年11月16日)により統一的な手続き等が定められ、関東地方整備局では平成18年12月より企画競争方式を導入している。

1. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

1-1 一者応札(応募)案件の事前・事後の検証

- 一者応札となりそうな案件については、『契約手続開始前』に複数者が提案可能となる環境構築に向けた措置を検討・実施。『契約手続終了後』効果検証を行い、効果が見られた対策をイントラに公表する。
- 入札説明書を受理したにもかかわらず入札参加しなかった者へアンケートを実施し、不参加の理由を把握する。
- **これまで実施していた一者応札の要因検証に加え、継続性がある業務で一者応札となった案件については、次年度発注の一者応札解消に向けた対策を検討させ、次年度に着実に引き継ぐことで、PDCAサイクル(事前検証→ヒアリング→事後検証→事前検証)の体制構築を図る。(補足説明資料P.9参照)**
 - ・ 参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を実施。
 - ・ 業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善を実施。
 - ・ 改善が図られた案件について、事例を取りまとめてイントラに掲載し、ノウハウの共有を実施。

1-2 複数年契約などの予算措置

- 一者応札となりそうな案件については、複数者が提案可能となる環境構築に向けた措置として、業務の性質上可能と判断されるものは、リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため複数年契約の予算措置を検討する。
 - ・ 情報システム発注業務で複数年契約を検討中。

1-3 Web会議を活用したヒアリングの実施(試行)(R5.4~)

- **企画提案書のヒアリングについて、感染症対策として原則実施しない運用としてきたが、必要に応じて実施することとし、Web会議による実施も可能とする。**

2. 効率的な事務手続きへの取り組み

2-1 業務の内容に応じた対応

- システム改良業務等、一者応札が続く複数者応札が見込めない業務は、業務内容を明示して他の参加者がいないか確認する「参加者の有無を確認する公募手続」に順次移行する。
 - ・ H25年度から1者応札が続く案件について参加者有無確認公募への移行を継続実施。

2-2 第三者による審議の効率的運用

- 「企画提案の評価方法の決定」(第1回目審議)において、標準的な評価様式を使用する場合は、審議の省略を可能とする。
- 「企画提案の評価・審査」(第2回目審議)において、企画提案書の提出が1者の場合は、審議の省略を可能とする。
 - ※ 企画提案が的確性、実現性に著しく欠ける場合で、特定しない場合は、審議を実施。
- 「参加者の有無を確認する公募」において、企画競争に移行した際に標準的な評価様式を使用する場合は、「企画提案の評価方法の決定」(第1回目審議)の審議の省略を可能とする。
 - ・ H25年度から標準的な評価方法で実施する場合の年度当初一括審議・以後省略を継続実施。
 - ・ 「参加者の有無を確認する公募」においても標準的な評価様式を使用する場合の審議の省略を適用。

2-3 入札説明書における評価項目等

- 標準的な評価点について、これまでWLBの評価基準を企業の評価の中に入れていたが、企画競争の評価基準とWLBの評価基準をそれぞれ算出し、合算して全体評価とする。
また、配点の合計点を企画競争100点+WLB5点=105点に見直す。(補足説明資料P.10~14参照)

3. 品質確保に関する試行

3-1 業務成績評定の試行

1) 目的

受注者の適正な選定の確保及び品質確保の促進を図るため、業務成績評定(試行)を行い、活用方策の検討を行う。

2) 実施状況

H28年度より試行を開始。H30年度に新様式へ変更。
R5年度を最終年度として試行を継続し、R5年度末迄に活用方策の有無を決定する。

3) 対象業務

【1】高度な企画立案を要する業務

- ①パンフレット・ビデオ作成 : ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集
・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作
- ②ホームページ作成 : ・ホームページの作成に関わる企画・編集
- ③イベント : ・催事の開催に関わる企画・運営
・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営
- ④新聞掲載 : ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営

【2】高度で高い信頼性を要する業務

- ②情報システム : ・情報処理システムの開発・改良を行う業務
- ③研究・開発 : ・研究・開発を行う業務

※「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

※「④不動産鑑定」は成績評定対象外。

3. 品質確保に関する試行

3-2 過去の実績の確認のためのデータ整理

- H19年度から企画競争方式の受注実績データを収集・整理し、データベース化。
引き続き受注実績データを収集・整理し、データベースに追加登録し、当局内イントラネットに掲載。
- 発注担当者が競争参加者から提出された該当実績の確認に活用。
- 活用を進めつつ、課題があれば改善。

掲載情報

※各項目にて、絞り込み・検索が可能

年度	発注部署	件名	業務概要	資格要件		特定テーマ	契約締結日	契約社名	契約金額	落札率	企画提案者数	分類	備考
R3	●事務所	…新聞掲載業務	……	…	…	効果的な…方法について	4/1	(株)ABC	…	99%	3	新聞掲載	
R4	△部	…運営補助業務	……	…	…	効果的な…留意点について	4/1	(株)XYZ	…	97%	1	イベント	

事前・事後の検証におけるPDCAサイクルの体制構築

- 継続性がある業務で一者応札となった案件については、次年度発注の一者応札解消に向けた対策を検討させ、次年度に着実に引き継ぐことで、PDCAサイクル(事前検証→ヒアリング→事後検証→事前検証)の体制構築を図る。
- 事務局にて検証結果の分析・検証を行い、取り組み強化を図る。

検証結果の報告様式(赤字:見直し)

	1-1 一者応札(応募)案件の事前・事後の検証			1-2 複数年契約などの予算措置
項目	複数者応募となるように実施した対策(事前検証) ※継続性のある業務は過年度の事後検証を踏まえ検証	企画提案書の提出者が1者の業務で、説明書受領者が複数あった場合での、応募しなかった理由。(事業者を確認)	今後複数者応募とするための対策(事後検証) ※継続性のある業務のみ対象	複数年契約の検討結果
記入例	<ul style="list-style-type: none"> ・発注方法等を●●から●●に見直した。 ・特定テーマを●●として応募環境を拡大等した。 ・公告期間を●日から●日に延長した。 ・資格要件を●から●に緩和した。 ・仕様書の記載を●から●にして条件を明確等にした。 など	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の実績を持つ技術者を配置出来なかった。 など	<ul style="list-style-type: none"> ・発注方法等を●●から●●に見直す。 ・特定テーマを●●として応募環境を拡大する。 ・公告期間を●日から●日に延長する。 ・資格要件を●から●に緩和する。 ・仕様書の記載を●から●にして条件を明確にする。 など	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は●●であり、複数年契約が可能と判断されたため、予算を措置した。 ・本業務は●●のため、複数年契約は不可能と判断される。 など

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

【見直しのポイント①】

標準的な評価点について、これまでWLBの評価基準を企業の評価の中に入れていたが、企画競争の評価基準とWLBの評価基準をそれぞれ算出し、合算して全体評価とする。

■「高度で高い信頼性を要する業務」の場合（「高度な企画立案を要する業務」の場合も同様）

①企画競争方式（H27年度以前）

評価項目	比重	割合
企業の評価	-	3割
配置予定技術者の評価	15	15
業務実施方針等	20	7割
特定テーマ	15	35
合計		50

企画競争の評価基準

企画競争の評価基準の中にWLBの評価基準を入れると、企画競争の評価基準の考え方（企業の設備等条件・技術力及び技術者の実績・能力の評価で3割）が成立しない。

②企画競争方式+WLB推進（H28年度以降〔現行〕）

評価項目	比重	割合
企業の評価	-	3割
WLB推進	3	15.9
配置予定技術者の評価	15	15
業務実施方針等	20	7割
特定テーマ	15	37.1
合計		53

WLBの評価基準
企画競争の評価基準

③企画競争方式+WLB推進（R5年度見直し）

評価項目	比重	割合
企業の評価	-	3割
配置予定技術者の評価	15	15
業務実施方針等	20	7割
特定テーマ	15	35
取組指針（WLB推進）	3	3
合計		53

企画競争の評価基準
+
WLBの評価基準

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

【見直しのポイント②】

配点の合計点を企画競争100点+WLB5点=105点に見直す。

■「高度で高い信頼性を要する業務」の場合（「高度な企画立案を要する業務」の場合も同様）

評価項目		評価の着眼点	現行				R5年度見直し				
			必須：○ 選択：△	配点の比重	配点 (按分)	配点の割合 (按分)	必須：○ 選択：△	配点の比重	配点 (按分)	配点の割合 (按分)	
企業の評価	業務実績	同種・類似業務の実績	△	/	/	/	△	/	/	/	
	地域性	地理的条件	△	/	/	/	△	/	/	/	
	設備等条件	①必要な設備等の有無	△	5	2.4	3割 15.9	△	5	5	3割 30	
	技術力	②専門分野の技術職員の状況	△	5	2.4		△	5	5		
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○	3	1.4						
	フリー項目		△	/	/		△	/	/		/
配置予定技術者の評価	資格要件	③技術者資格	△	5	2.4		△	5	5		
	業務経験	同種・類似業務の実績	○	15	7.3		○	15	15		
	フリー項目		△	/	/	△	/	/			
	専任制	手持ち業務量	○	/	/	○	/	/			
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	/	/	○	/	/			
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○	20	21.2	○	40	40	7割 70		
特定テーマに対する企画提案			○	15	15.9	○	30	30			
参考見積り	参考見積りの妥当性		○	/	/	○	/	/			
取組指針	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○	5	5	○	5	5	5		
配点の合計				53	53			105	105		

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

1. 企画競争方式の標準的な評価点(高度な企画立案を要する業務) (R5年度見直し)

評価項目		評価の着目点	高度な企画立案を要する業務			備考	
			必須:○ 選択:△	参加資格	配点の比重		配点の割合 配点
配置予定技術者の評価	業務経験	同種・類似業務の実績	○	業務の実績を有すること	20	2割 20	※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。)
	フリー項目		△				※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。
	専任性	手持ち業務量	○	専任性が確保できること			(目安)手持ち業務量、5億円以上、10件未満であること。
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	業務の実施体制が適切であること			
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○		32	8割 80	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。
特定テーマに対する企画提案			○		48		ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。
参考見積り	参考見積りの妥当性		○		参考見積りの妥当性		
取組指針	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○		5	5	(当該認定に該当する場合のみ)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況(該当することを証明する書類(認定通知書の写し等))の提出を求め、その認定度合いにより加点する。
配点の合計						105	(選択項目を選択した場合にも、配点は基本的に変更しない。)

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じてテーマを追加する。

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

2. 企画競争方式の標準的な評価点(高度で高い信頼性を要する業務(情報システム、研究・開発)) (R5年度見直し)

評価項目		評価の着目点	高度で高い信頼性を要する業務				備考	
			必須:○ 選択:△	参加資格	配点の比重	配点の割合 配点		
企業の評価	業務実績	同種・類似業務の実績	△	業務の実績を有すること			※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。) ※設定時には参加可能者が複数いることを確認しておく。 ※特段の必要性がない限り設定はしない。 (緊急時対応など業務上必要不可欠な場合に限り設定。)	
	地域性	地理的条件	△	本・支店・営業所が所在				
	設備等条件	必要な設備等の有無	△	業務に必要な設備を有すること	5	3割 30		※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。
	技術力	専門分野の技術職員の状況	△		5			※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。
	フリー項目		△					※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。
配置予定技術者の評価	資格要件	技術者資格	△	業務に必要な資格を有すること	5	7割 70	※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。	
	業務経験	同種・類似業務の実績	○	業務の実績を有すること	15		※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。)	
	フリー項目		△				※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。	
	専任性	手持ち業務量	○	専任性が確保できること			(目安)手持ち業務量、5億円以上、10件未満であること。	
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	業務の実施体制が適切であること				
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○		40	7割 70	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。	
特定テーマに対する企画提案			○		30		ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。	
参考見積り	参考見積りの妥当性		○		参考見積りの妥当性			
取組指針	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○		5	5	(当該認定に該当する場合のみ)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況(該当することを証明する書類(認定通知書の写し等))の提出を求め、その認定度合いにより加点する。	
配点の合計						105	(選択項目を選択した場合にも、配点は基本的に変更しない。)	

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じてテーマを追加する。

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

3. 企画競争方式の標準的な評価点(高度で高い信頼性を要する業務(不動産鑑定評価業務))

※不動産鑑定評価業務は変更なし

評価項目		評価の着目点	【高度で高い信頼を要する業務】 (不動産鑑定評価業務)				備 考
			必須:○ 選択:△	参加資格	配点の比重	配点の割合 配点	
企業の 経験及び能力	業務実績	同種又は類似業務の実績	○	業務実績を有すること			標準として過去10年間、1件以上の業務実績があること。
	地域性	本支店・営業所の有無	△	本・支店・営業所が存在すること			*特段の必要性がない限り設定はしない。
配置予定技術者の 業務経験及び能力	資格要件	配置予定技術者の保有資格	○	業務に必要な資格を有すること			不動産鑑定士
	業務経験	同種又は類似業務の実績	○		35	35% 35	①地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績 ②鑑定評価実績
業務の実施方針及び手法		業務実施方針	○		65	65% 65	
取組指針		ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	○		5	5	
配点の合計						105	

Ⅱ．役務の提供等

（総合評価落札方式（一般競争））

【1】関係省庁申合せにより、総合評価落札方式を適用する調達

『政府調達手続に関する運用指針等について』(平成26年3月31日 関係省庁申合せ)に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

- ①政府調達協定対象の調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、
予定価格1億2千万円を超える案件
(ex. サーバ等賃貸借, システム開発・改良、保守等業務, サーバ等購入)
- ②政府調達協定対象の調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、
予定価格5千8百万円を超える案件
(ex. 通信設備等製造, 電気通信設備保守業務)

【2】国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する調達

財務大臣との協議に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

- ③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達
(MPS業務※, 車両管理業務, 国営公園運営維持管理業務)

※MPSとは、Managed Print Serviceの略。出力機器(プリンター、スキャナー、ファクシミリ等の機能を有した複合機)の賃貸借、事務の省力化とコストの縮減及びCO2の排出量削減のための最適配置案の作成等、総合的なサービスの提供を受けるもの。

1. 1者応札への対応

1-1 資格要件の緩和

○可能なものについて、さらなる資格要件の緩和を図る。

- ・ 資格要件の緩和が可能な案件については、企業実績や技術者要件など可能な限り緩和を行い、門戸拡大。

1-2 公告期間の十分な確保及び落札決定から履行開始までの十分な準備期間の確保

○4月1日契約のものについては、開札日を前倒すことにより、十分な準備期間を確保する。

○それ以外の契約時期の案件についても、公告期間を長めに設定し、入札参加しやすい環境を整備する。

- ・ PCの賃貸借において、賃貸借期間の前後に必要な機器設置の準備及び撤去期間を長めに確保し、新規参入しやすい環境整備。

2. 競争環境の確保

2-1 過年度の同種・類似業務の成果物の情報提供

○「システム開発・改良、保守等」などで、過去の成果物の閲覧や貸与の対応を行い、新規参入を容易にする。

- ・ システム関係保守業務において、過去の成果品の閲覧を実施することにより、システムの構成内容が理解できる環境整備。

2-2 リスク分担の明示を実施

○仕様書等でトラブル発生時の連絡体制や不具合発生時の責任の所在を明示し、受注後の不安を解消する。

- ・ システム関係保守業務において、障害発生時の責任分担や対応フローを明示することにより、参入への懸念を解消。

2-3 複数年度契約の検討

○数年度契約化が企業も参入しやすく契約上も合理的な案件について、国債化に向けた検討をする。

- ・ 総合評価落札方式での複数年度契約案件(国債契約)を、サーバ賃貸借、インターネット回線接続業務等で実施。

3. その他

3-1 賃上げを実施する企業に対する加点措置

○対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(大企業は従業員一人あたり3%以上、中小企業は総額で1.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の5%以上の加点措置を行う。

- 対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(大企業は従業員一人あたり3%以上、中小企業は総額で1.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の5%以上の加点措置。

3-2 提案内容の不履行により違約金を徴収された企業に対する減点措置

○関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)を行う。

- 関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)。

Ⅲ. 役務の提供等

(参加者の有無を確認する公募)

Ⅲ－1. 参加者の有無を確認する公募の概要

平成18年度～

- ・「随意契約見直し計画」（平成18年6月13日）により、透明性・競争性を確保するための手続として、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続の導入を図ることとされ、参加者の有無を確認する公募が導入された。
- ・発注者の判断により、特定の者と契約していたものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象
- ・具体例・・・システム改良業務、著作権のあるデータの提供を受ける業務
- ・参加者の有無を確認する公募を活用した試行として・・・電気通信設備修理（H20より）、揚排水ポンプ設備修繕工事等（H27より）

平成31年度～

- ・企画競争方式、プロポーザル方式で数年1者応募が続いていた業務において、入契委員会や入札監視委員会での指摘（発注方式の再検討）を踏まえ、参加者の有無を確認する公募手続きへ移行
- ・参加者の有無を確認する公募に移行した件数(役務の提供) 令和3年度 1件、令和4年度 4件

〈参考〉参加者の有無を確認する公募に移行した件数(コンサルタント等業務)令和3年度 1件、令和4年度 1件

現在の運用

■ 役務の提供等

- ・過年度より企画競争で発注しており、1者応札が継続（5年を目安）している案件については、参加者の有無を確認する公募への移行を検討する。
- ・引き続き、電気通信設備修理、システム改良等の発注を対象

〈参考〉

■ 建設工事

- ・引き続き、揚排水ポンプ設備修繕工事等の発注を対象

■ 建設コンサルタント等業務

- ・過年度よりプロポーザル方式又は総合評価方式による発注で、1者応札が継続（5年を目安）している案件については、参加者の有無を確認する公募手続きへの移行を検討する。

Ⅲ－2. 参加者の有無を確認する公募の令和5年度実施方針

1. 競争環境の確保及び品質の向上

1－1 発注方式の見直し

○過年度より1者応札が継続(5年を目安)している案件について、「参加者の有無を確認する公募」へ検討のうえ移行しているが、3～5年を目安として従前の発注方式に戻した発注手続きを検討する。